

岸和田市 みどりの基本計画



平成30年3月

岸和田市

はじめに

わたしたちのまち岸和田は、北部に牛滝川、中央部に春木川、南部には津田川が流れており、各河川に沿って、山直谷（牛滝の谷）、尾生谷、阿間河谷（葛城の谷）が形成されています。また、和泉山脈西側の丘陵は、主に畑地として利用され、窪地には多くのため池が点在し、丘陵部から平地部にかけては水田がひろがっています。市街地においても、公園や街路樹、市民の育てているみどりが点在しており、みどり豊かなまち並みが形成されています。



本市では、2000（平成12）年に、「岸和田市緑の基本計画」を策定し、市民と一体となって緑地の保全および緑化の推進に関する取組を進め、市民等によるみどりに関わる活動も盛んに行われるようになってきました。

しかし、計画策定から20年近く経過し、少子高齢化、人口減少、地球温暖化の進行など社会情勢が大きく変化する中、にぎわいの創出や、生きがいつくりの場、二酸化炭素吸収源等、より多くの役割がみどりに期待されるようになりました。

また、放置森林の増加による森林の公益機能の低下など、みどりの現状にも変化が見られ、対応が求められています。

こうした中で、本市では、2018年から2037年までの20年間を計画期間とする「岸和田市みどりの基本計画」を新たに策定し、将来世代に今のみどりを残し、ふやし、育てていく施策を進めていくこととしました。この計画には、市民ひとりひとりと行政の協力が重要になりますので、引き続き、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の見直しにあたり、ご尽力を賜りました岸和田市緑地保全等審議会の皆様をはじめ、アンケート、パブリックコメント等を通じて、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの市民の皆様、市民懇話会にご参加いただいた皆様、ご協力いただきました全ての皆様に心から御礼を申し上げます。

平成30年 3月

岸和田市長 永野 耕平

市の木と花



1968（昭和43）年、市制施行45周年を記念に、本市にふさわしい木として、市民の意見を聞いて選定しました。

市の木「クスノキ」

市の緑化推進の一環として、市民の意見を参考に、1982（昭和57）年、市制施行60周年を記念して選定しました。

その後、市制施行80周年を記念して「バラ」の愛称を募集したところ、59件36種類の応募をいただきました。選定に当たり、2002（平成14）年11月に中央公園で開催した「都市緑化フェア」で人気投票を行い、この結果を参考に、選定委員会（市民ら10人で構成）で検討した結果、「だんじり囃'02」に決定しました。



市の花「バラ」

目 次

本 編

	頁
第1章 みどりの基本計画について.....	1
1 みどりの基本計画とは.....	1
2 計画改定の視点.....	1
3 関連法令・計画等の動向.....	2
4 計画の位置づけ.....	3
5 計画の枠組み.....	4
6 計画で対象とする「みどり」.....	6
7 都市におけるみどりの機能.....	7
第2章 本市のみどりの特徴.....	8
1 本市の概況.....	8
2 本市のみどりの現況.....	19
第3章 みどりの現状のまとめと系統別にみた課題.....	37
1 みどりの現状のまとめ.....	37
2 系統別にみた現状と課題.....	38
第4章 基本理念とみどりの将来像.....	47
1 基本理念.....	47
2 みどりの将来像.....	48
第5章 推進施策.....	49
1 基本的な考え方.....	49
2 基本方針の設定.....	52
3 系統別のみどりの配置計画.....	53
4 推進施策.....	57
第6章 計画推進の方針.....	73
1 計画推進の方針.....	73
2 計画の進行管理.....	74
3 指 標.....	75

巻末資料

資料1 用語集（本文中の※印がある用語についての説明）.....	76
資料2 岸和田市緑地保全等審議会委員名簿.....	84

第1章 みどりの基本計画について

1 みどりの基本計画とは

「みどりの基本計画」は、都市緑地法^{*}第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、本市の長期的なみどりに関する総合計画として、望ましいみどりの目標を定め、施設の管理者や住民等の協力を得つつ、市民^{*}、事業者、行政が一体となって緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取組を総合的に展開するための指針となるものです。

2 計画改定の視点

私たちの生活において、「みどり」は私たち自身が人間らしい豊かで文化的な生活を送るうえで、必要不可欠な都市基盤・社会資産です。

本市では、「みどりの基本計画」を平成12年度に平成37年度を目標とした25年計画として策定しました。策定当時は人口が増加傾向にあり、都市公園の量的な確保という視点を重視した計画としていましたが、現在では、他都市と同様、本市においても少子高齢化や人口減少の進行、都市の縮退をうけ、「みどりの基本計画」に求められる役割が、(拡大を前提としない社会でも)みどりを通じたまちづくりによって人々の豊かな暮らしをいかに実現するかに移行しています^{注)}。また、上位計画・関連計画が改定・策定され、上位計画等に対応した計画の見直しが必要となるとともに、都市緑地法、都市公園法^{*}、生産緑地法^{*}等が改正されるなど、みどりを取巻く法制度も時代に合わせて変化しています。

そこで、本計画では前回計画を全面的に見直し、現在の社会情勢に適合したみどりの基本計画として改定を行うものです。

注)：これからの社会を支える都市緑地計画の展望（国土交通省国土技術政策総合研究所、2016(平成28)年)

■ 見直しの視点

- I) 社会情勢の変化に対応した施策の重点化にむけ、推進内容を具体化
- II) 総合計画等の上位計画や環境計画等の関連計画との整合
- III) 公園の新規整備等の量的整備に加え、生活の質に関するみどりの役割の再整理
- IV) 防災に対する関心の高まりに対応するみどりを通じた施策の反映
- V) 市民アンケート結果等を踏まえた市民のみどりに対する意識の変化や課題を反映
- VI) 竹林の拡大等の本市のみどりの現況に対応した施策を反映

3 関連法令・計画等の動向

前回計画（2000（平成12）年3月）の策定から、現在までのみどりの基本計画と関わりの深い主だった法令や上位計画、関連計画の整備状況を以下に示します。

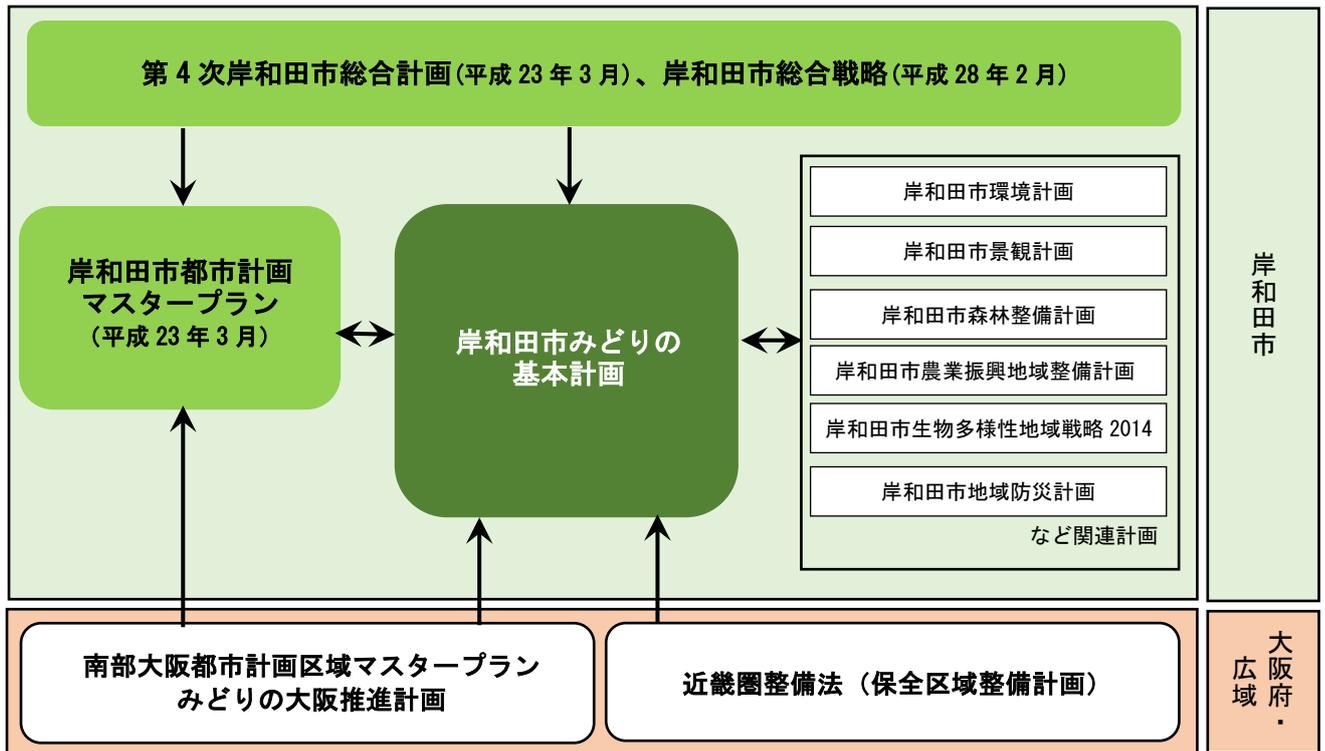
時期	法令・上位計画・関連計画	内容等
平成 6 年 7 月	緑の政策大綱	《目標》 市街地における永続性のある緑地割合：3割 都市公園：20 m ² /人
平成 11 年 3 月	大阪府広域緑地計画	《目標》 府域の緑地割合：約 4 割以上、施設緑地：概ね 13 m ² /人 (超長期・概ね 20 m ² /人)
平成 12 年 3 月	岸和田市緑の基本計画	《目標》 市域の緑地割合：50%以上、施設緑地：約 40 m ² /人 (内、都市公園：約 30 m ² /人)
平成 16 年 6 月	都市緑地法改正	緑の基本計画の項目拡大、都市公園の整備方針等の追加、 緑化地域等の緑化率*規制等
平成 21 年 12 月	みどりの大阪推進計画	《目標》 2025 年までに 府域の緑地割合：約 4 割以上、市街化区域*の緑被率*：20%
平成 22 年 7 月	岸和田市景観計画	景観法*に基づく行為の制限や景観形成の基準
平成 23 年 3 月	●第 4 次岸和田市総合計画 (岸和田市まちづくりビジョン)	《みどりに関する位置づけ》 基本目標：豊かな自然を未来につなぐ、目標 が達成された姿：①海から山をつなぐ、水と緑のネットワークが機能してい る、②心安らぐ場所が身近にある、③地球環境への負荷が減っている
平成 23 年 3 月	●岸和田市都市計画マスタープラン	都市計画に関する基本的な方針を示す本計画の上位計画
平成 23 年 3 月 (平成 28 年 3 月 一部改正)	南部大阪都市計画区域 マスタープラン	大阪府の都市計画の基本的な方針等を定めるもの
平成 23 年 8 月	都市公園法改正	都市公園法*で定められていた都市公園の設置基準が条例に委任
平成 23 年 10 月	都市緑地法運用指針（生物多様性の 確保に関する技術的配慮）	緑地におけるエコロジカルネットワーク*の形成
平成 24 年 9 月	生物多様性国家戦略（2010－2012）	都市のインフラ*整備に生物多様性*の配慮、エコ・コンパクトシティ*の形 成
平成 25 年 3 月	岸和田市都市公園条例改正	都市公園の設置基準 市域：10 m ² 以上/人、市街地：5 m ² 以上/人
平成 26 年 4 月	水循環基本法	健全な水循環の維持、又は回復の施策推進
平成 26 年 5 月	都市再生特別措置法改正	集約型都市づくり促進のため立地適正化計画
平成 26 年 8 月	岸和田市生物多様性地域戦略 2014	市の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する指針
平成 27 年 4 月	都市農業振興基本法	「都市農地」の位置づけ、都市農業振興提示
平成 27 年 4 月	岸和田市地域防災計画	岸和田市の防災に係る最上位計画
平成 27 年 4 月	岸和田市森林整備計画	今後 10 年間の森林整備における事項をとりまとめ
平成 28 年 2 月	岸和田市総合戦略 (岸和田市人口ビジョン)	急速な少子高齢化の進展や人口減少に歯止めをかけるとともに、地域で住み よい環境を確保して、将来にわたって活力あるまちを維持することを目的に 策定
平成 28 年 2 月	岸和田市公共施設等総合管理計画	公共施設等の適正な整備と維持管理を長期的な視点で計画的に行い、限られ た財源の中で将来にわたって必要な整備と維持管理の両立を目指し策定
平成 28 年 3 月	岸和田市環境計画	環境施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
平成 29 年 6 月	都市緑地法等の一部を改正する法律	「都市公園の量的整備を重視」から「緑地の創出や農地の保全も含めた量的 確保とともに、都市公園の活性化・魅力向上など質的側面も含めた総合的な 施策展開」に移行
	都市公園法改正	民間事業者による公共還元型の収益施設*の設置管理制度の創設、公園内の PFI 事業*に係る設置管理 許可期間の延伸等
	都市緑地法改正	民間による市民緑地*の整備を促す制度の創設、緑の担い手として民間主体 を指定する制度の拡充、緑地の定義に農地を明記等
	生産緑地法改正	条例化等による生産緑地地区*の面積要件の緩和、生産緑地の買取り申出が 可能となる始期の延期等

注) ●：上位計画

4 計画の位置づけ

本計画は、岸和田市の最上位計画である第4次岸和田市総合計画（2013（平成23）年3月）や都市づくりの目標を定める岸和田市都市計画マスタープラン（2013（平成23）年3月）、岸和田市総合戦略（2016（平成28）年2月）のほか、関連計画である岸和田市環境計画（2016（平成28）年3月）、岸和田市生物多様性地域戦略2014（2014年（平成26）年8月）等との調和・整合性を図ります。

また、広域的な視点からは大阪府における「みどりの大阪推進計画」等との連携を図ります。



5 計画の枠組み

5-1 目標年次

本計画の目標年次は、2037 年度とします。

計画	2013	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
みどりの基本計画	前回計画					計画期間(2018~2037) 20年間																			
上位・関連計画	総合計画	計画期間(2011~2022)										次期計画													
	都市計画マスタープラン	計画期間(2011~2022)										次期計画													
	環境計画	計画期間(2008~2030)															次期計画								

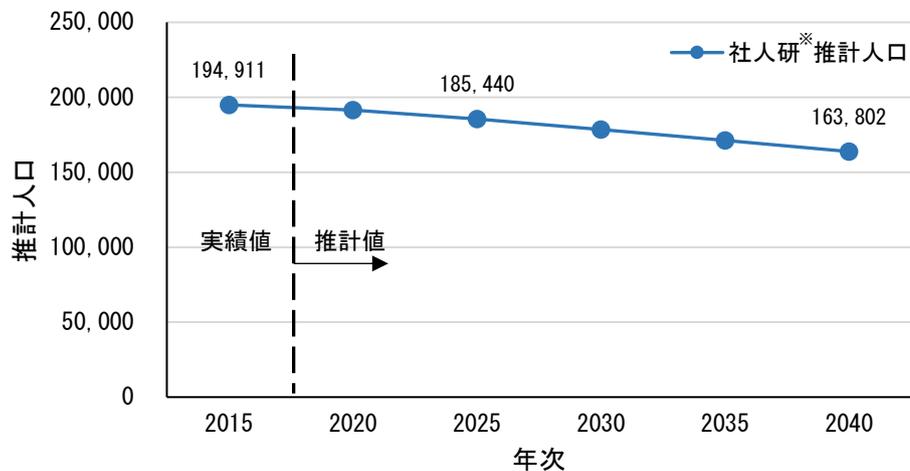
5-2 計画対象区域

計画対象区域は、岸和田市全域(都市計画区域：面積約 7,274ha)とします。

5-3 目標年次の人口見込み

本市の 2040 年の人口は、国立社会保障・人口問題研究所[※]によれば、163,802 人となると推計されています。

目標年次である 2037 年度の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計値に基づき、約 16 万 8 千人として、本計画を策定します。



資料：岸和田市人口ビジョン

図 国立社会保障・人口問題研究所による岸和田市の将来人口推計

5-4 計画の構成

本計画は、下図に示すように6章構成で、「第1章 みどりの基本計画について」、「第2章 本市のみどりの特徴」、「第3章 みどりの現状のまとめと系統別にみた課題」、「第4章 基本理念とみどりの将来像」、「第5章 推進施策」、「第6章 計画推進の方針」について示すものとします。

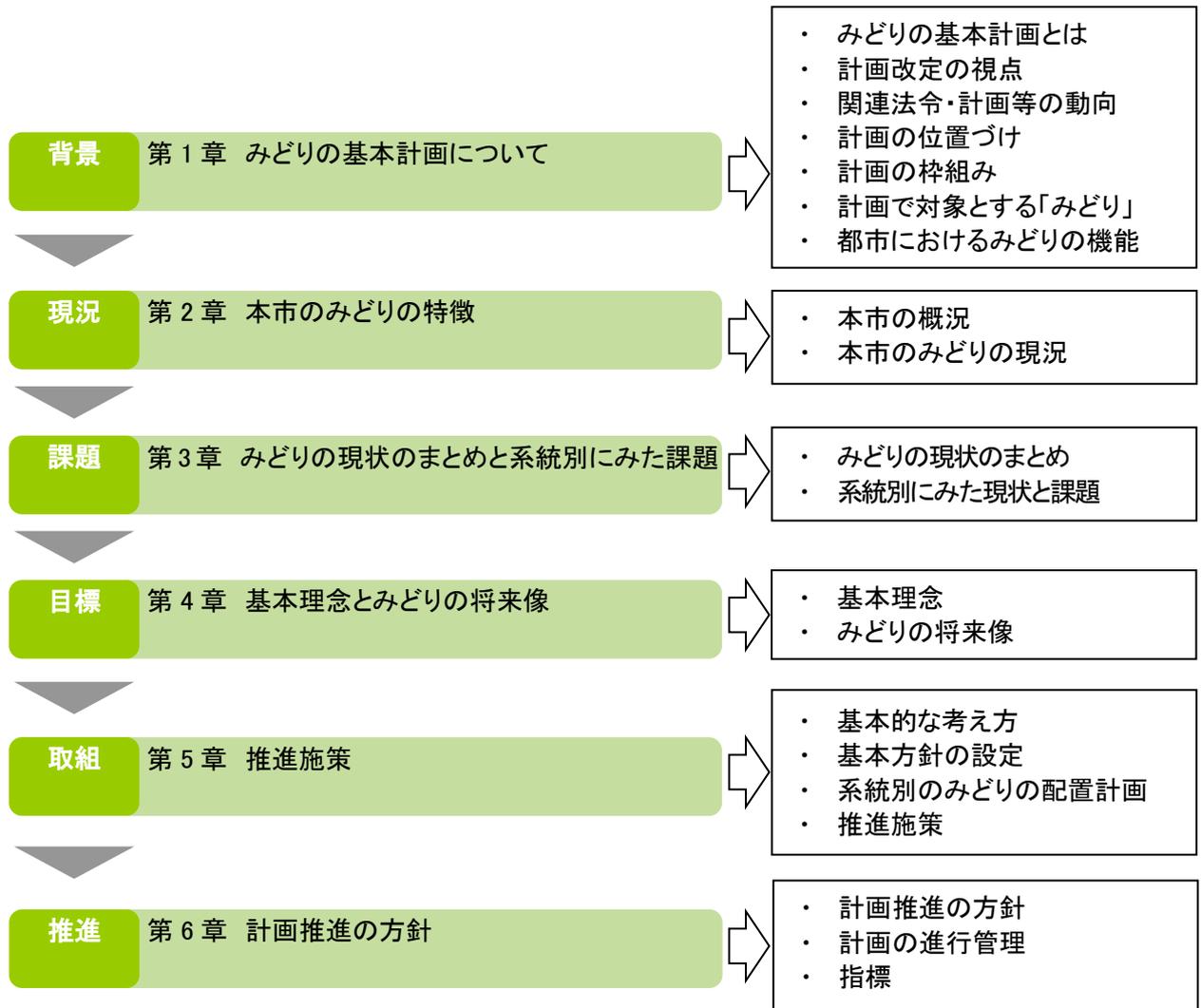


図 本計画書の構成

6 計画で対象とする「みどり」

本計画で対象とする「みどり」は、樹木や草花等の植物のみを意味するのではなく、森林がひろがる和泉葛城山系の山地部から丘陵部の森林、市街地の樹林、樹木、草花、公園、2017（平成29）年の都市緑地法*改正において新たに緑地の定義に含まれた農地に加え、これらと一体になった水辺*やオープンスペース*等を対象とします。

また、本計画において用いる、みどりに関する主な用語を以下のように定義します。

みどり 森林、市街地の樹林、樹木、草花、公園、農地に加え、これらと一体になった水辺やオープンスペース等。

緑地 みどりの中で、担保性があり、将来にわたって残される可能性が高いもの。
さらに、緑地は施設緑地と地域制緑地に分類しています。

施設緑地 : 都市公園あるいはこれに準じる機能を持つ施設として国、大阪府、岸和田市が土地を所有している緑地（借地等も含む）。

地域制緑地 : 森林、農地、交通用地や水辺等のオープンスペース、公共施設、民間の宅地や企業敷地等において、法や条例等により国、大阪府、岸和田市が土地利用を規制、誘導して確保する緑地

緑被地 樹林、樹木、農地、草地等に被われた土地。

緑被率 ある一定の土地の面積に対する緑被地面積の割合。



森林



市街地の樹林



樹木、草花、公園



農地



樹木等と一体になった水辺やオープンスペース



7 都市におけるみどりの機能

都市におけるみどりは、人が適正な保全・整備・管理を行うことで都市環境維持・改善の機能、防災機能、景観構成機能、健康・レクリエーション機能等といった多様な機能を発揮します。

また、みどりの活用をきっかけとして、交流、安心、商業・観光、福祉、教育・文化等の多様な分野の活動が活発化し、地域コミュニティの育成や地域の魅力を高める効果が注目されています。



1. 緑の適切な配置による
良好な町並みの形成



2. 緑の提供、気温の緩和、
大気汚染の改善



3. 休養・休息の場



4. 延焼の遅延や防止



5. 災害時の避難場所



6. 流出量の調整・洪水の予防



7. 都市環境に潤いと秩序を
与える



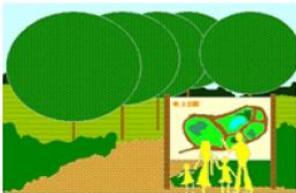
8. 行楽・観光の拠点



9. 生物の生息環境



10. 休養・休息の場



11. 教養、文化活動等様々な
余暇活動



12. 子供の健全な育成の場・
競技スポーツ健康運動の場



13. にぎわいの創出



14. みどりを介した交流



15. 生きがいづくり

資料: イラスト 1-12 都市公園のストック効果向上に向けた手引き 国土交通省(2016(平成28)年5月)

イラスト 13-15 みどりの大阪推進計画 大阪府(2009(平成21)年12月)を基に作成

図 みどりの主な機能

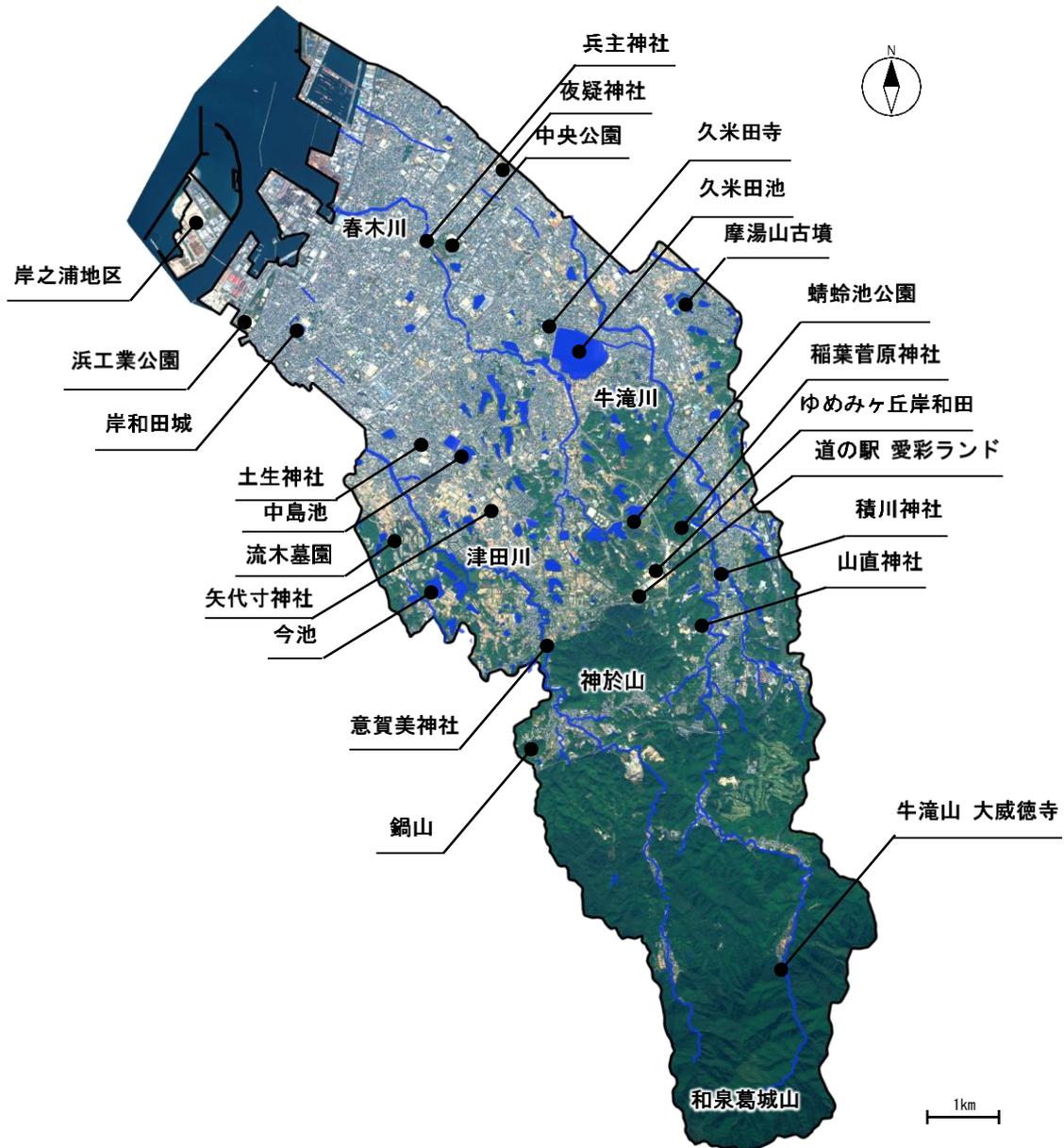
第2章 本市のみどりの特徴

1 本市の概況

1-1 概要

北部に牛滝川、中央部に春木川、南部には津田川が流れており、各河川に沿って、山直谷（牛滝の谷）、尾生谷、阿間河谷（葛城の谷）が形成されています。和泉山脈西側の丘陵は、主に畑地として利用され、窪地に多く点在するため池は、低地の灌漑用水源となっています。標高 50m以下の丘陵部から平地部にかけては水田が、平地部から臨海部にかけては市街地が広がっており、臨海部の埋立地には大阪鉄工金属団地等が建設されています。

また近年、神於山での保全活用、丘陵地区（ゆめみヶ丘岸和田）での「都市」「農」「自然」が融合したまちづくり、そして、臨海部の岸之浦地区では、工業・流通機能の集積をはかりつつ、緑地帯の形成や敷地内緑化の誘導により魅力ある工業拠点づくりが進められています。



©2015 DigitalGlobe, Inc., NTT DATA Corporation

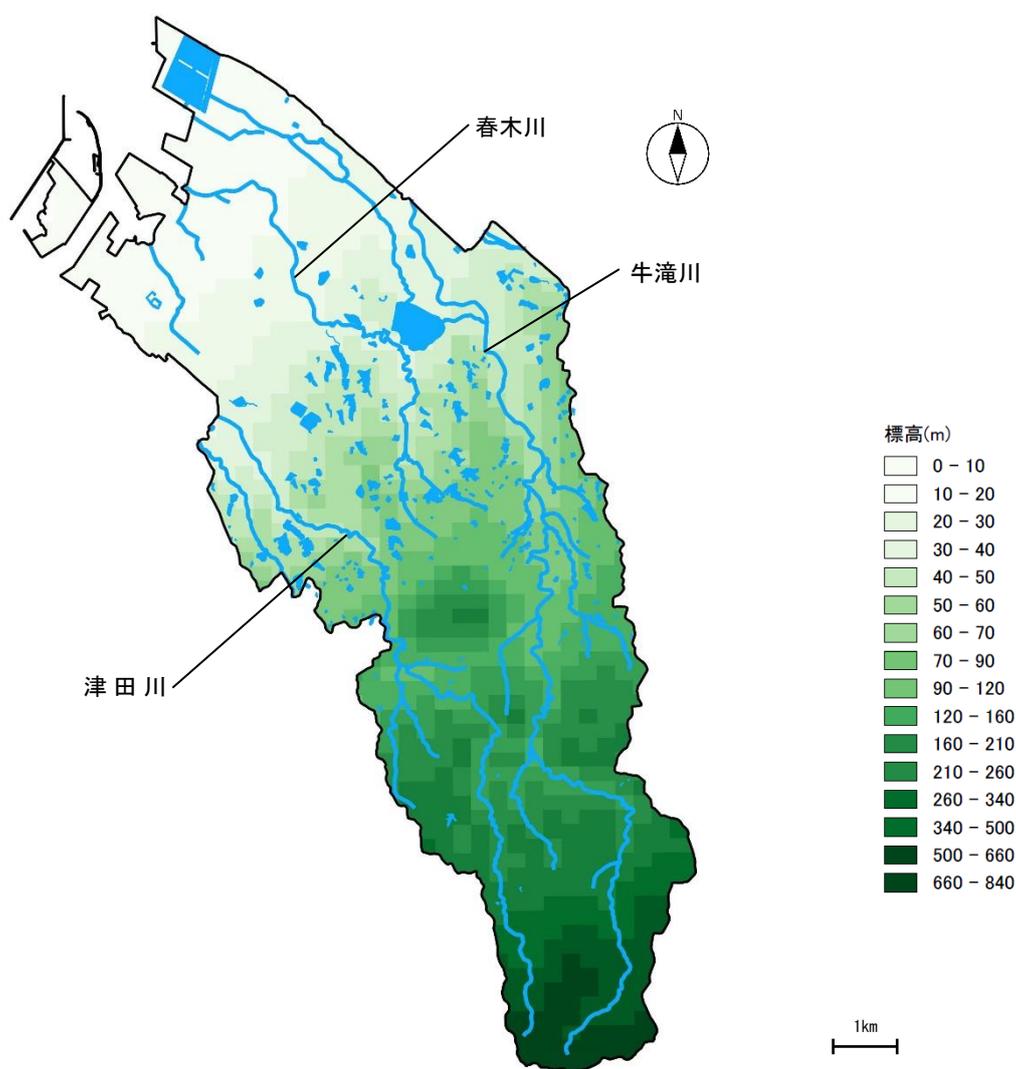
資料：岸和田市データ

1-2 自然的条件

1-2-1 地形・水系

大阪湾と和泉山脈に挟まれ、海から山に細長いという地理的な特性から、地形的に臨海部、平地部、丘陵部、山地部の4つの地形で構成されています。また、標高858mの和泉葛城山をはじめとする山地部に連なる起伏の多い山々に源を発する牛滝川、津田川、神於山に源を発する春木川の3つの河川が市域を縦断していて、3つの谷が形づくられています。

本市には大阪府内のため池で最大の水面積を誇り、世界灌漑施設遺産[※]に登録され、農林水産省のため池百選にも選定された久米田池をはじめ、現在でも多くのため池が分布し、その多くが農業用水や養魚池[※]として利用されています。また、井堰[※]、水路等の灌漑施設も発達しています。ため池は農業用水を確保のほか、洪水調節や土砂流出防止、生物の生息・生育の場、地域の憩いの場の提供など、多面的な機能が存在します。しかし、近年の農地の減少や開発によって、昭和40年から50年代に約800箇所あったため池は、現在では約400箇所まで減少しています。



資料：国土数値情報 標高・傾斜度5次メッシュデータ
2009(平成21)年5月1日時点

図 地形・水系の状況

1-2-2 植生

臨海部から平地部では、市街地の中に、まばらに水田雑草群落や畑雑草群落がみられます。

丘陵部では、比較的まとまった面積の水田雑草群落や畑雑草群落、果樹園、アベマキ-コナラ群集がみられます。果樹園やアベマキ-コナラ群集の周辺では、竹林が分布しています。

山地部では、広い範囲がスギやヒノキの植林地となっており、部分的に二次林*（アカマツ群落やアベマキ-コナラ群集等）がみられます。和泉葛城山の山頂付近に広がるブナ林は、本州における分布南限に近く、都市近郊にありながらまとまった天然林が残っていることの価値が認められ、大正12年に国の天然記念物*に指定されています。

スギやヒノキの植林地が多い大沢、塔原地区においては、森林施業を適当な時期に行えず、森林の荒廃が見られます。

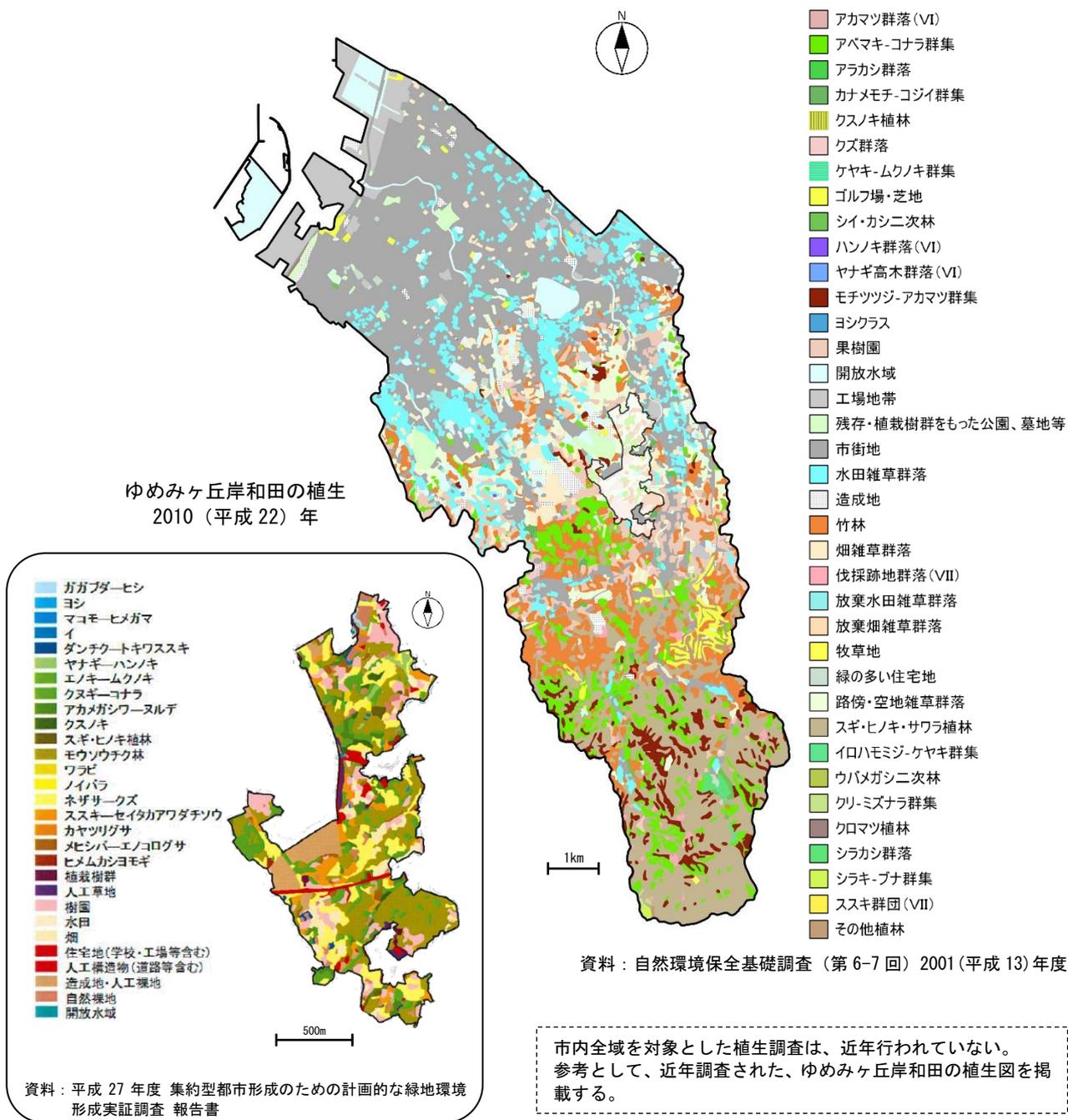


図 植生の分布図

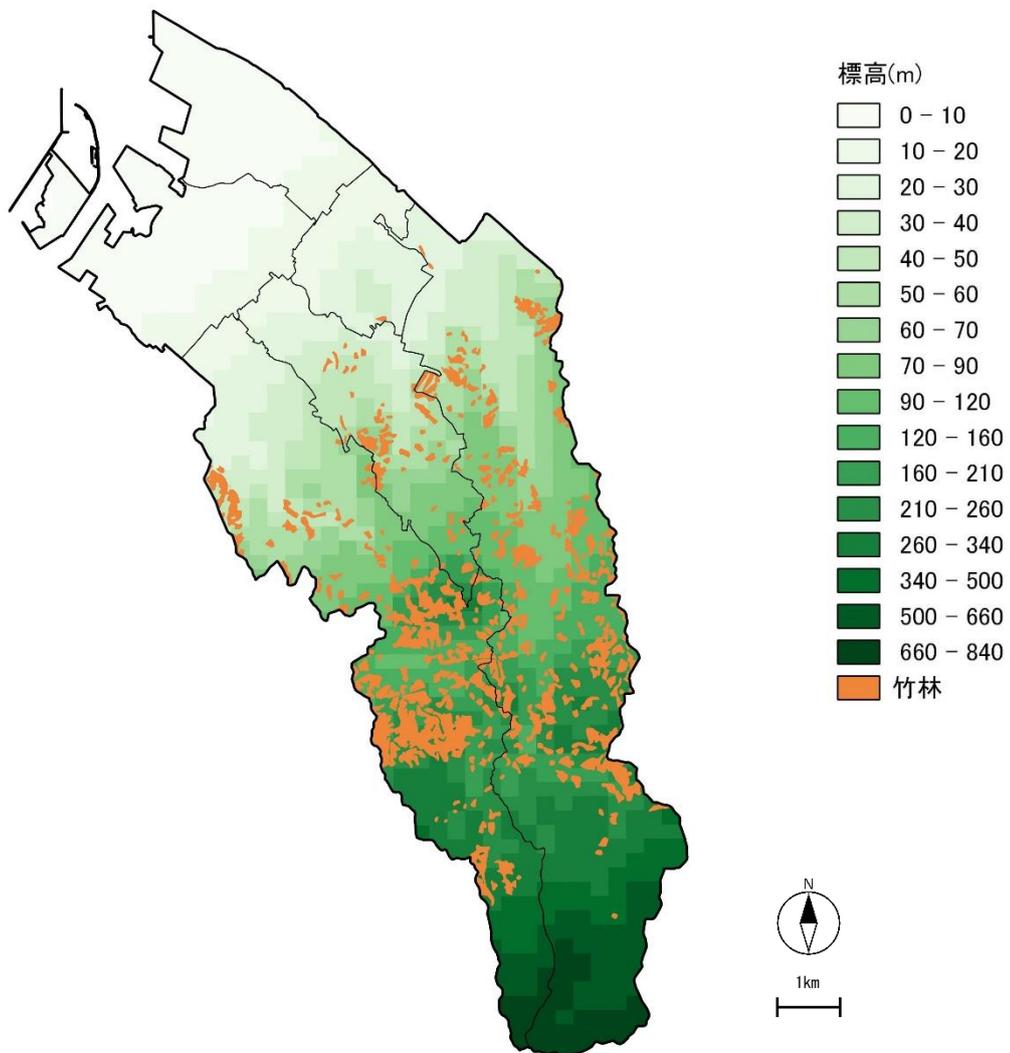
近年、その生育範囲の拡大が見受けられる竹林は丘陵地に多く分布しています。竹林は管理されずに放置されると密生し、林床は暗くなり、隣接する樹林に侵入・拡大していきます。竹林が密生すると、そこに生育できる植物や利用できる動物が限られるため、地域の生物多様性*を低下させる恐れがあります。



管理された竹林



管理されず放置された竹林



資料

地形：国土数値情報 標高・傾斜度 5 次メッシュデータ 2009(平成 21)年 5 月 1 日時点
 竹林の分布：自然環境保全基礎調査第 6-7 回 2001(平成 13) 年

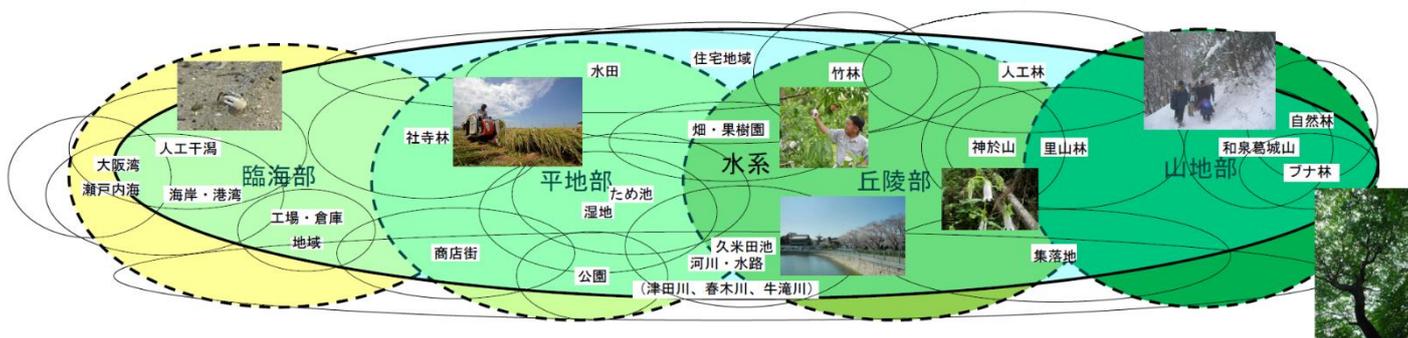
図 竹林の状況

1-2-3 生物多様性の状況

生物多様性条約では、生物多様性を「すべての生物の間に違いがあること」と定義し、①生態系の多様性、②種間（種）の多様性、③種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性があるとされています。

このうち、「生態系の多様性」とは、いろいろなタイプの自然があることをいいます。本市にも、山地部の和泉葛城山、丘陵部の神於山、平地部のため池、公園、水田、臨海部の人工干潟等の様々な自然が見られます。

また、牛滝川、春木川、津田川の3つの水系が生態系ネットワーク*の柱となっています。特に、春木川は水源から海までの全ての水系が市内で完結しており、これは一市町村としては珍しく重要なことです。（資料：生物多様性国家戦略 2012-2020、岸和田市生物多様性地域戦略 2014）



資料：岸和田市生物多様性地域戦略 2014

図 岸和田市の生態系模式図

春木川・轟川をよくする市民の会

春木川・轟川は、源流の神於山から河口まで岸和田市内を流れる唯一の河川です。

この春木川・轟川の豊かな水辺環境を取り戻し、うるおいのある地域づくりを進めるため、1996(平成8)年に春木川・轟川をよくする市民の会が結成されました。

毎回約1,000名の市民が参加する年2回の源流から河口までの一斉清掃をはじめ、環境体験学習としての魚釣り大会やカニ釣り大会の実施、ホテルの再生活動、源流である神於山の保全活動への参画といった様々な活動を官民一体となって行っています。

2017(平成29)年に、これまでの自然保護、環境学習、河川愛護等の活動の功績が認められ公益社団法人 日本河川協会から河川功労者表彰を受賞するなど、様々な賞を受賞しています。

【これまでの受賞歴】

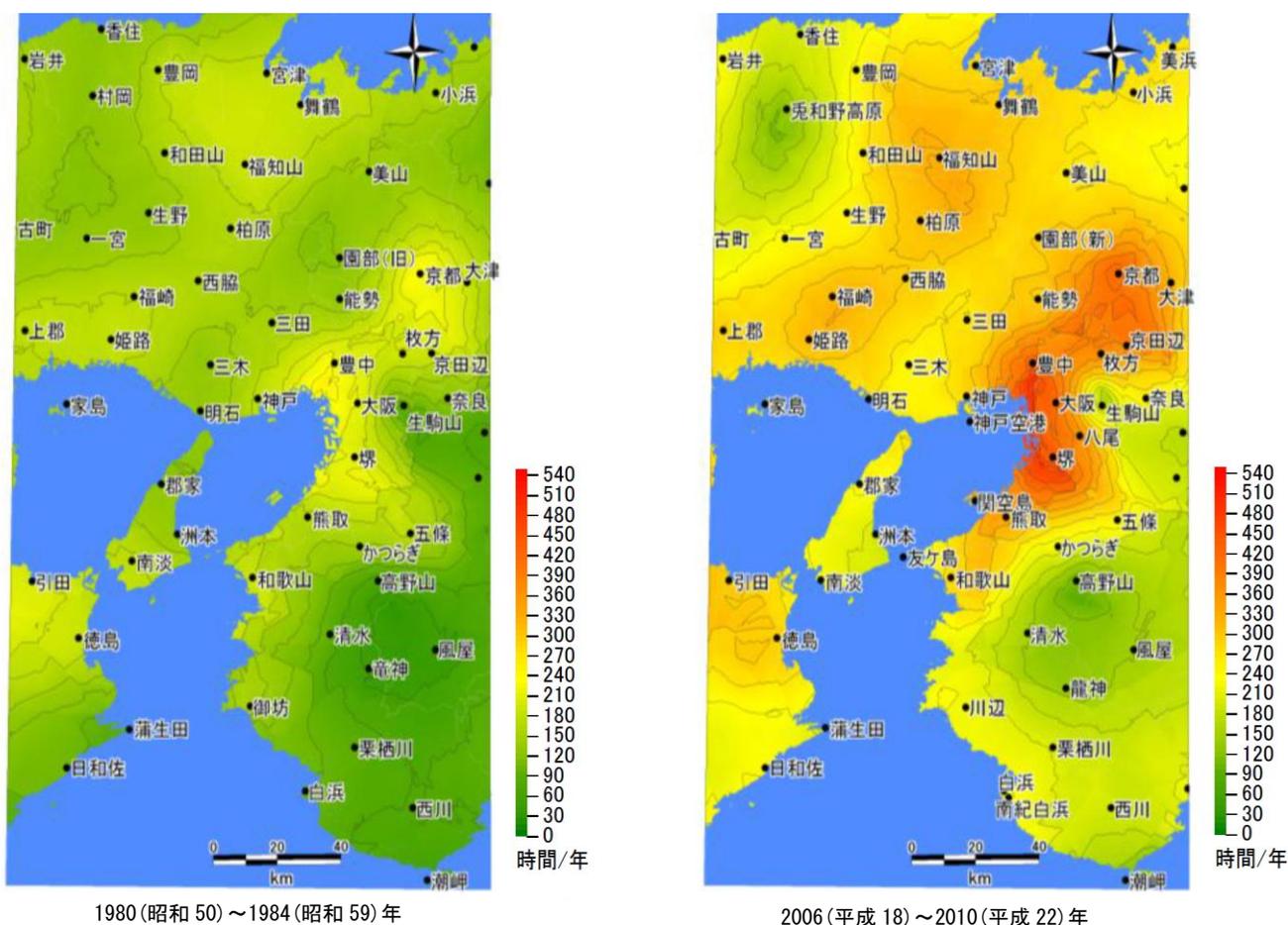
- 平成10年：おおさか環境賞（豊かな環境づくり大阪府民会議）
- 平成11年：水環境賞（環境庁水質保全局長）
- 平成12年：環境貢献賞（財団法人ソロプチミスト日本財団）
- 平成16年：大阪府「まちづくり功労者」表彰（大阪府）
- 平成20年：地域環境美化功労者表彰（環境省）



1-2-4 市街地の温熱環境

下図は、1980(昭和 50)～1984(昭和 59)年(左図)と 2006(平成 18)～2010(平成 22)年(右図)の 30℃以上時間数の分布を比較したものです。本市においても、30℃以上時間数の増加が見られ、ヒートアイランド現象が確認できます。

ヒートアイランド (heat island=熱の島) 現象とは、建物の空調や自動車の走行、工場の生産活動等に伴う排熱等の増加や、都市化による地表面被覆の人工化、都市形態の高密度化(密集した建物による風通しの阻害や天空率の低下)により、地表面の熱収支が変化し、都市の気温が周囲よりも高くなる現象のことです。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになりました。



資料：ヒートアイランド対策マニュアル2012(平成24)年3月

図 近畿地方の年間 30℃以上時間数の分布図

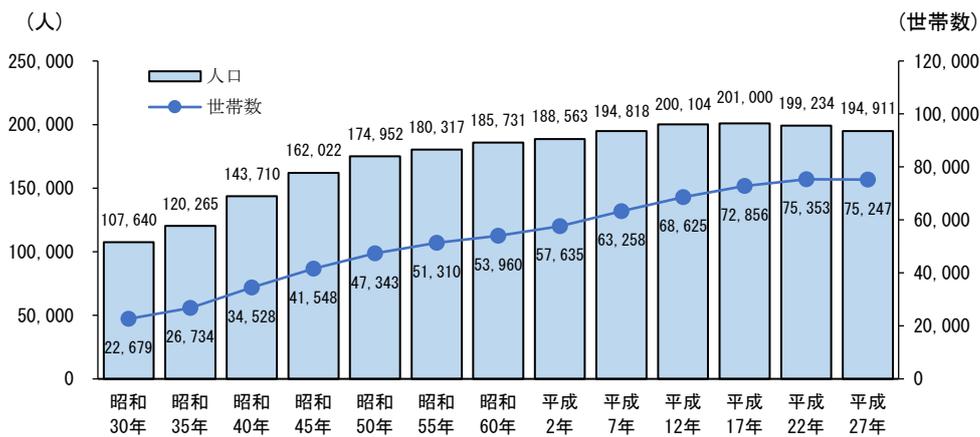
1-3 社会的条件

1-3-1 人口の変遷と将来見込み

本市の人口は、2002（平成 14）年の推計人口 201,500 人をピークに減少に転じ、2010（平成 22）年には 199,234 人と 20 万人を割り込みました。人口を年齢 3 区分別にみると、2015（平成 27）年時点での年少人口*の割合は調査開始以来最低、老年人口*の割合は調査開始以来最高となっています。

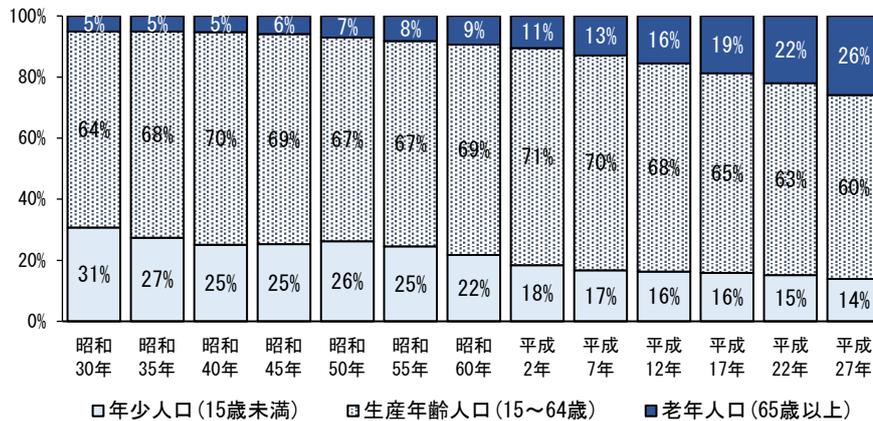
世帯数の推移では、国勢調査開始以来増加を続けてきましたが、2015（平成 27）年に初めて減少となりました。

本市では、岸和田市総合戦略をはじめとする施策によって、人口減少に歯止めをかけようと試みていますが、今後も人口の減少傾向は継続すると推計されています。



資料：国勢調査

図 本市の人口と世帯数の推移



資料：国勢調査

図 本市の年齢 3 区分別人口の割合の推移

1-3-2 空き家・空き地

住宅・土地統計調査結果に基づく本市の住宅総数は2013（平成25）年調査結果で88,970戸となっており、人口減少に転換した後も増加を続けています。また、空き家も、実数、割合ともに年々増加しており、直近の2013（平成25）年調査では12,680戸となっています。この数値は、25年前の調査時と比較して2倍以上に増加したことになります。さらに3分の1以上の空き家が、生活環境等に影響を及ぼしかねない「腐朽・破損あり」の空き家となっています。

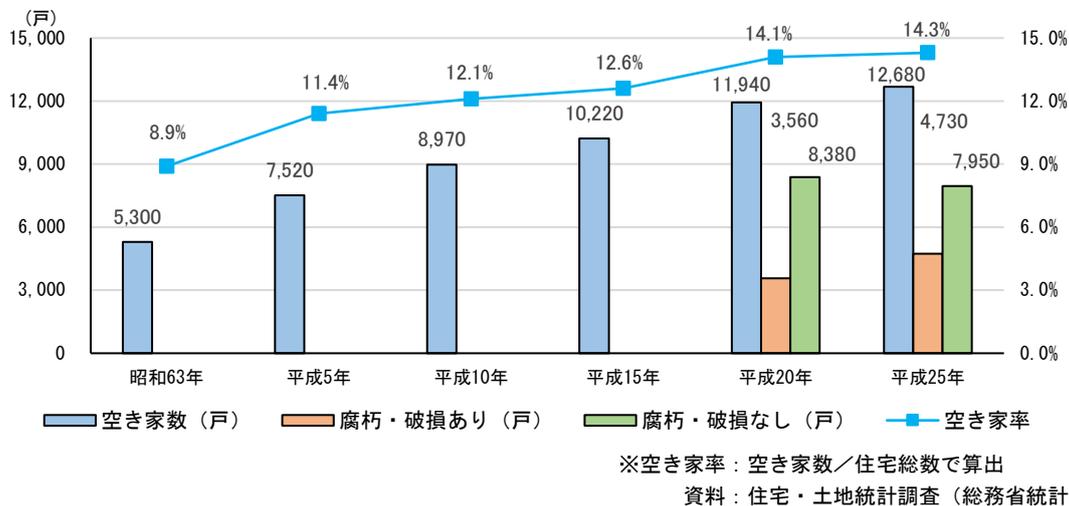


図 空き家の推移

1-3-3 土地利用

本市の土地利用は、臨海部では工場等に利用されており、平地部にかけて低層建物（密集地）、低層建物等による利用となっています。

丘陵部では、田やその他農用地としての利用が多くなり、また、川に沿って低層建物に利用されています。山地部の一部は、ゴルフ場として利用されています。

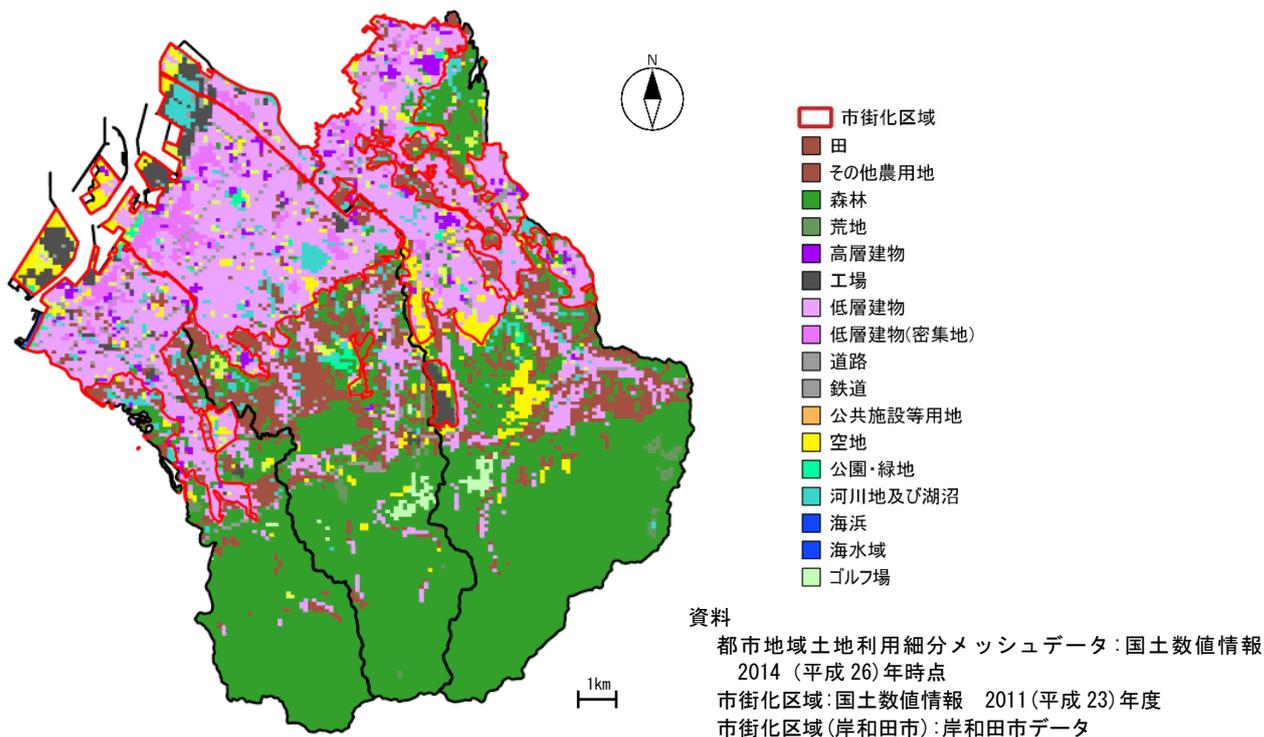
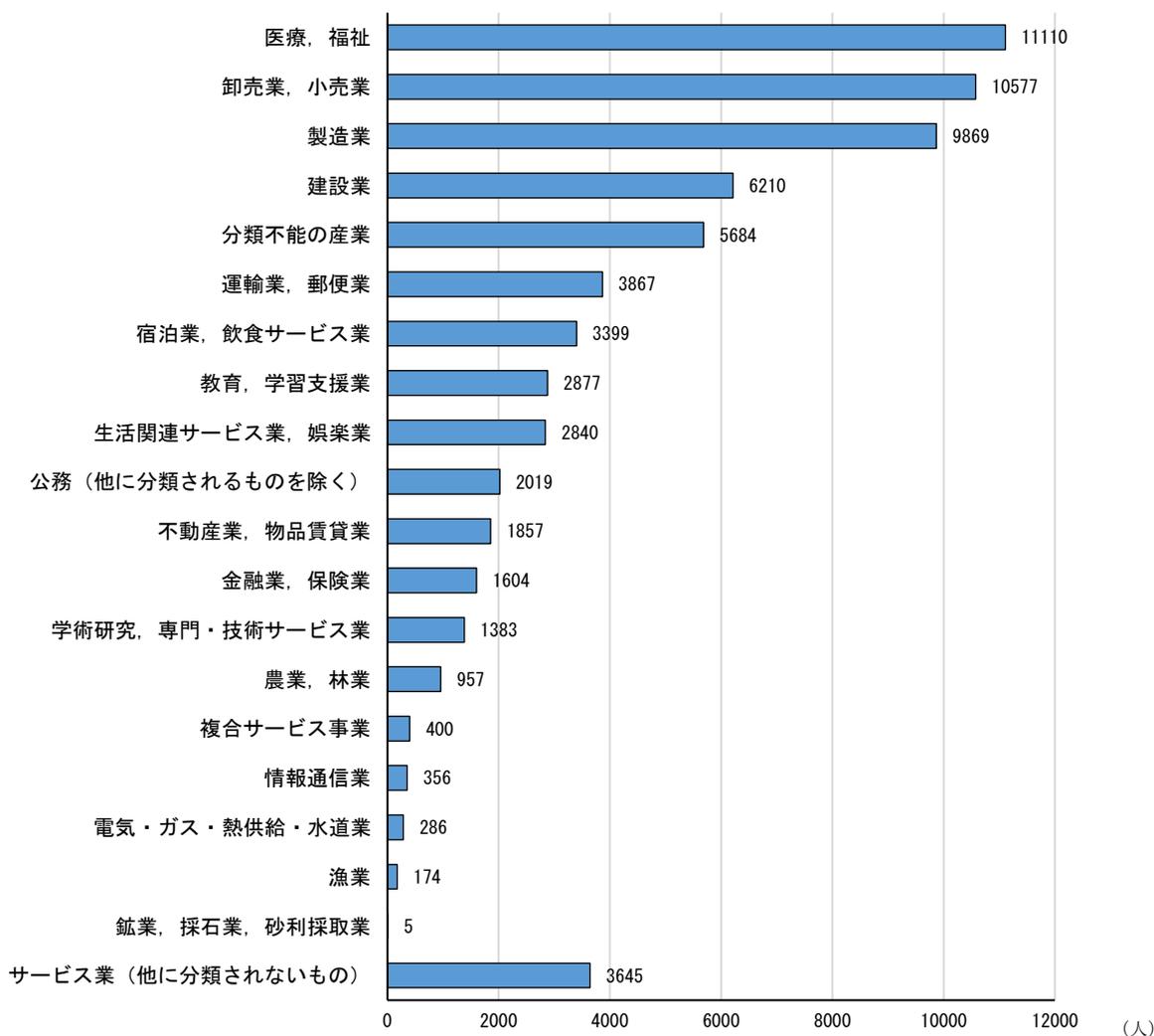


図 本市と隣接する自治体の土地利用状況

1-4 産業

本市の 2015(平成 27)年度における産業別就業者数は、医療・福祉が最も多く、次いで卸売・小売業、製造業の順となっています。みどりに関わる農業・林業は 14 番目と下位に位置しています。



資料：国勢調査（2015(平成 27)年度)

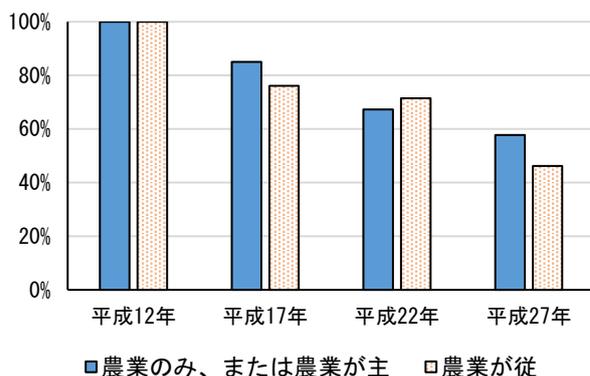
図 本市の業種別就業者数

1-4-1 農業

本市においては、農業が盛んで大阪府内では上位の農業産出額を誇り、道の駅「愛彩ランド」にある直売所では岸和田産の農産物等が販売されています。一方で、後継者不足や高齢化、それに伴う農地の減少といった問題が存在しています。

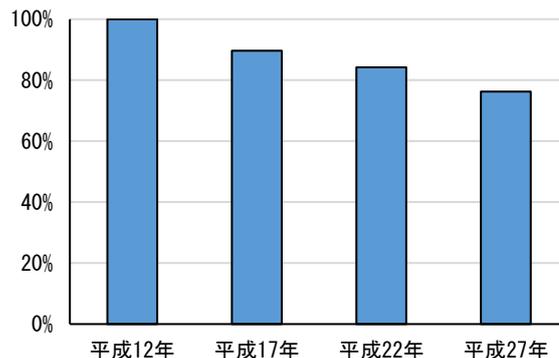
農業従事者は大きく減少しており、農業のみまたは農業が主の従業人口は、2015（平成 27）年 2 月現在 889 人で、2000（平成 12）年比 58%、農業が従とする人口は同年現在 409 人で 2000（平成 12）年比 46%となっています。

2015（平成 27）年の経営耕地面積は 465ha であり、2000（平成 12）年比 76%に減少しています。



資料：農林業センサス

図 農業従事者人口の推移(2000(平成 12)年比)

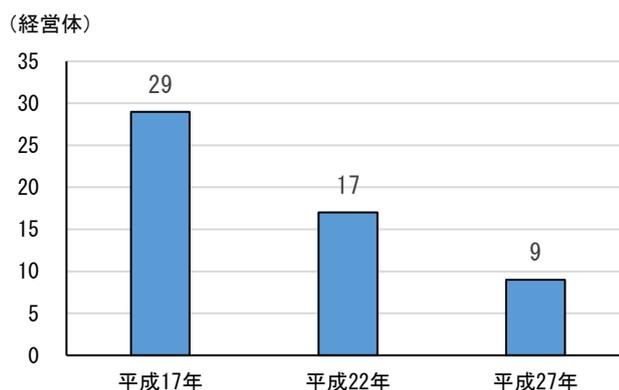


資料：農林業センサス

図 経営耕地面積の推移(2000(平成 12)年比)

1-4-2 林業

本市における 2015(平成 27)年の林業経営体数は 9 経営体で、2003（平成 15）年と比べて約 3 分の 1 まで減少しています。近年の木材価格の低迷や、他産業への林業従事者の流出による労働者不足等、林業経営をとりまく情勢は極めて厳しい状況にあります。



資料：農林業センサス

図 林業経営体数の推移

1-5 市民協働

1-5-1 市民協働によるみどりの管理

本市においては、市民協働^{*}によるみどりを活かした活動が盛んに行われています。

和泉葛城山や神於山での森林管理活動や、久米田池や春木川等での環境美化活動、環境学習の取組などにNPO^{*}等市民団体や企業等が参画しています。また、都市公園の公園美化ボランティアには、10団体が登録しており、個人で登録している市民も含めると220人が活動しています。

神於山保全活用推進協議会について

本市の中央部に位置する神於山は、古くより雨乞い信仰の対象であるとともに、地域に恵みを与える里山^{*}でした。しかし、人の手が入らずゴミが不法投棄されるなど、神於山の様相もかわってしまいました。

そこで、里山を取り戻そうと、地域の人々を中心に、2003（平成15）年に神於山保全活用推進協議会が結成されました。

協議会には多様な主体（市民、学校、企業、NPO、行政等）が参画しており、構成団体の特色をいかした里山保全等の各種活動が10年以上にわたって、活発に行われています。

2012（平成24）年には神於山自然再生活動指針を策定し、生物多様性^{*}への配慮や協議会活動の活性化、環境教育活動のさらなる充実にも力をいれています。



経緯

平成15年9月 神於山保全活用推進協議会設立
平成16年10月 神於山地区自然再生全体構想策定
平成17年6月 神於山地区自然再生事業実施計画策定
平成24年8月 神於山自然再生活動指針策定

整備実績（～平成20年度現在）

森林整備：27ha
作業車道：669m
作業歩道：4,196m
建 物：作業小屋1棟、簡易作業小屋2棟

【神於山保全くらぶ 道づくり、竹ハンモック体験】



【修斉小学校・どんぐりの森の植樹・保育】



【小・中学校 初任者研修】



【岸和田市・野遊びくらぶ 自然体験】



【丸紅株式会社 竹林整備】



資料：神於山自然再生活動指針、平成26年度自然再生専門家会議資料

2 本市のみどりの現況

2-1 みどりの構造

本市は大阪湾と和泉山脈に挟まれ、海から山に細長い市域を有しています。

みどりの構造からみると、市街地は牛滝川と津田川に沿ってU型に山側に向かって進展していますが、みどりは和泉葛城山から派生する3本の尾根によってW型に海側に向かって進展しています。このU型の市街地とW型のみどりは、丘陵部で組み合わせられた構造になっています。このW型のみどりは、丘陵部から山地部にかけて広がる田畑、ため池、山林の田園風景を特徴づけており、岸和田市の特色の一つになっています。

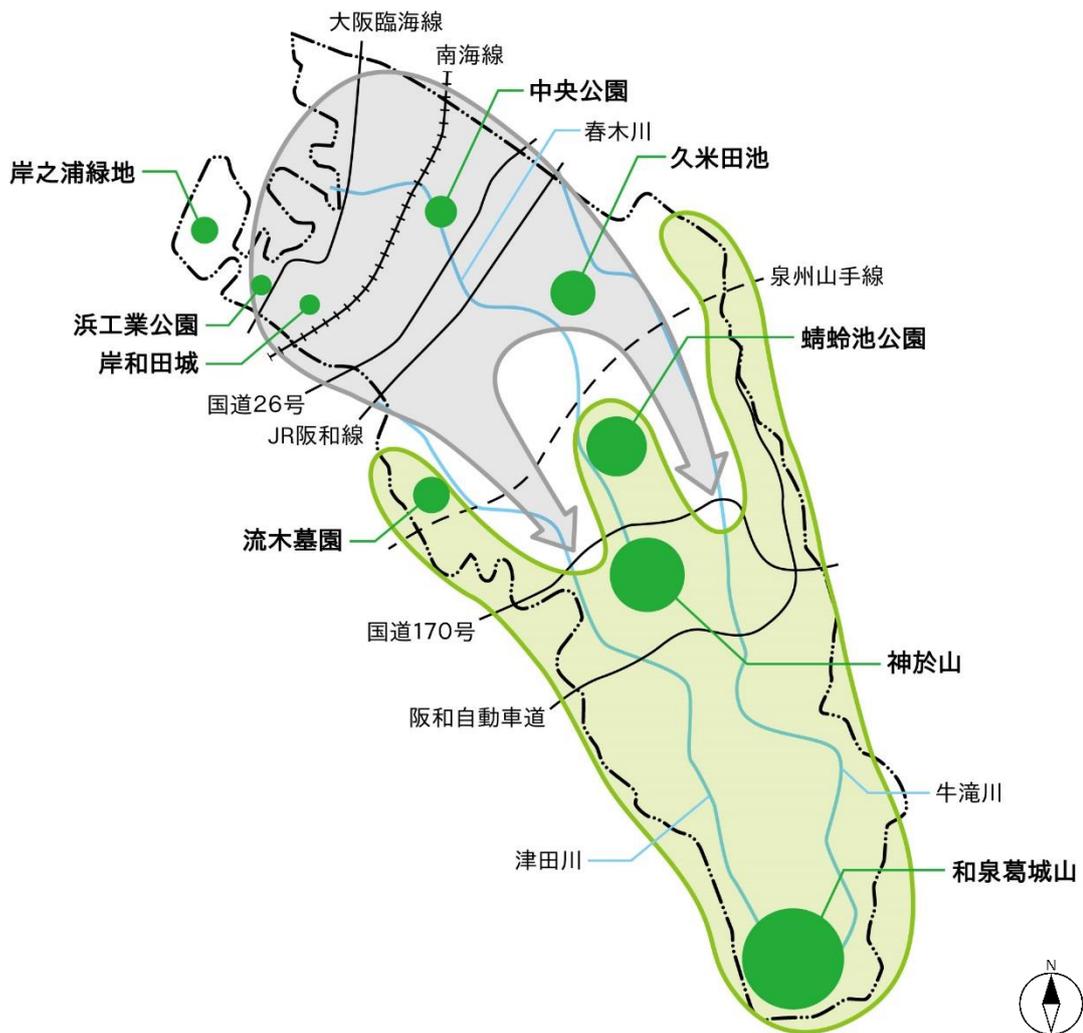


図 本市のみどりの構造

2-2 都市公園

本市の都市公園※は 131 箇所、164.66ha（うち、都市計画公園※が 46 箇所 127.95ha、その他の都市公園が 85 箇所 36.71ha）で、一人当たりの都市公園面積は 8.53 m²/人となっています（2017(平成 29)年 3 月現在。詳細は、下表参照。）。都市公園の位置は、次頁の図の通りです。

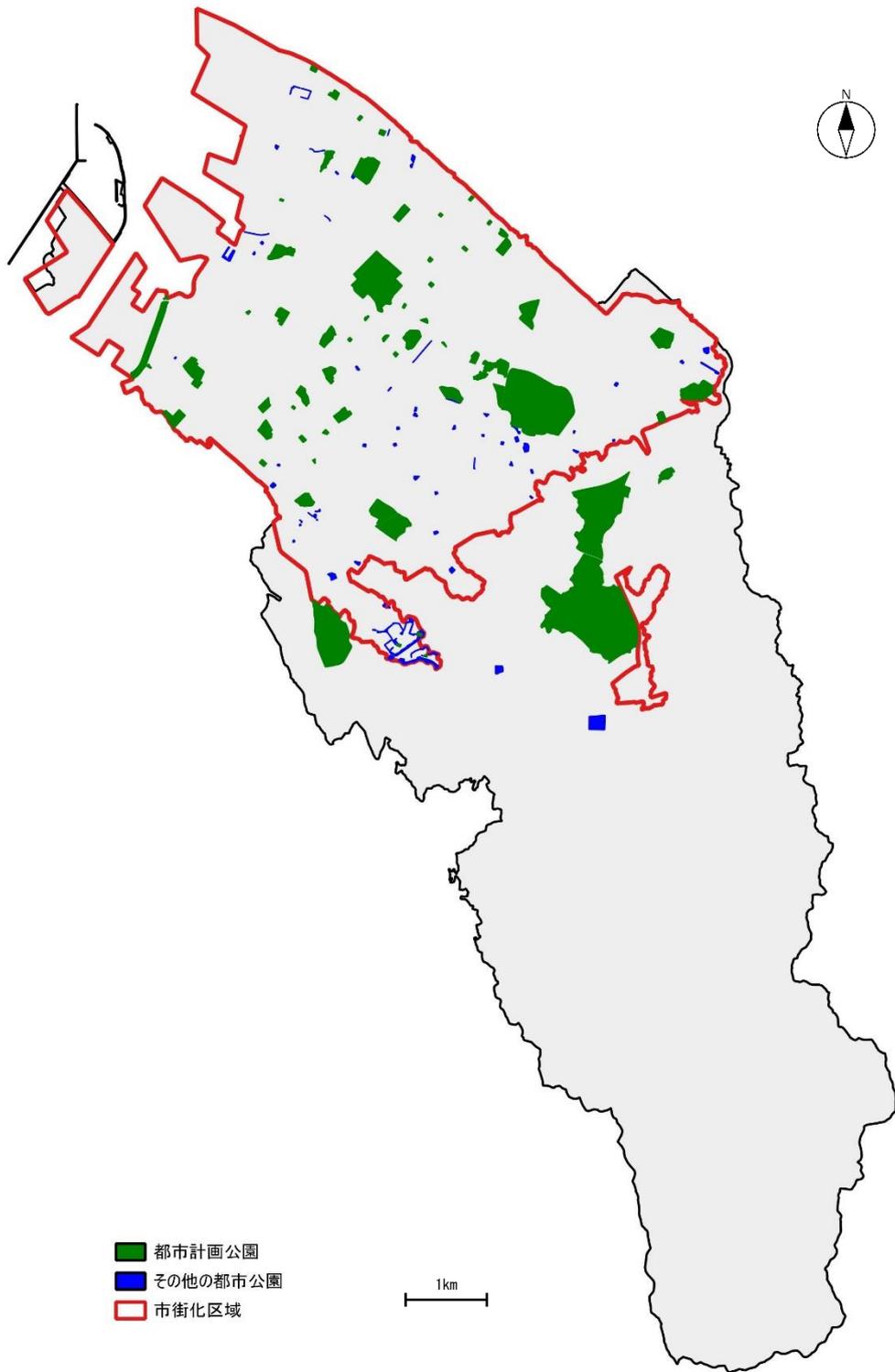
前回計画策定時（2000(平成 12)年 3 月）の 109 箇所、130.48ha、一人当たりの都市公園面積 6.52 m²/人より、公園緑地は増加しており、計画策定後に包近公園、宮の池公園、上松公園等を新たに開設したこと並びに蜻蛉池公園等の整備が進められたことによります。

一方、55 箇所ある都市計画公園（蜻蛉池公園、流木墓園除く）のうち、都市計画決定後 30 年を経過する公園が 54 箇所、そのうち全区域開設公園が 28 箇所、一部区域開設公園が 15 箇所、全区域未整備公園が 11 箇所となっており、都市計画決定後、長期間未着手となっている都市計画公園が多く存在し、近年、対応が課題となっています。

表 都市公園の面積（2017(平成 29)年 3 月 31 日現在）

	箇所数（箇所）	面積（ha）
① 都市計画公園（計画決定）	57	333.82
② 都市計画公園（開設面積）	46	127.95
③ その他の都市公園（開設面積）	85	36.71
全開設済公園（②+③）	131	164.66
一人当たりの都市公園面積	8.53 m ² /人（全域） 3.82 m ² /人（市街化区域※）	

都市計画公園には蜻蛉池公園、流木墓園を含む。
上記表には、「ちびっこ広場」、「児童遊園」は含まない。
資料：岸和田市データ



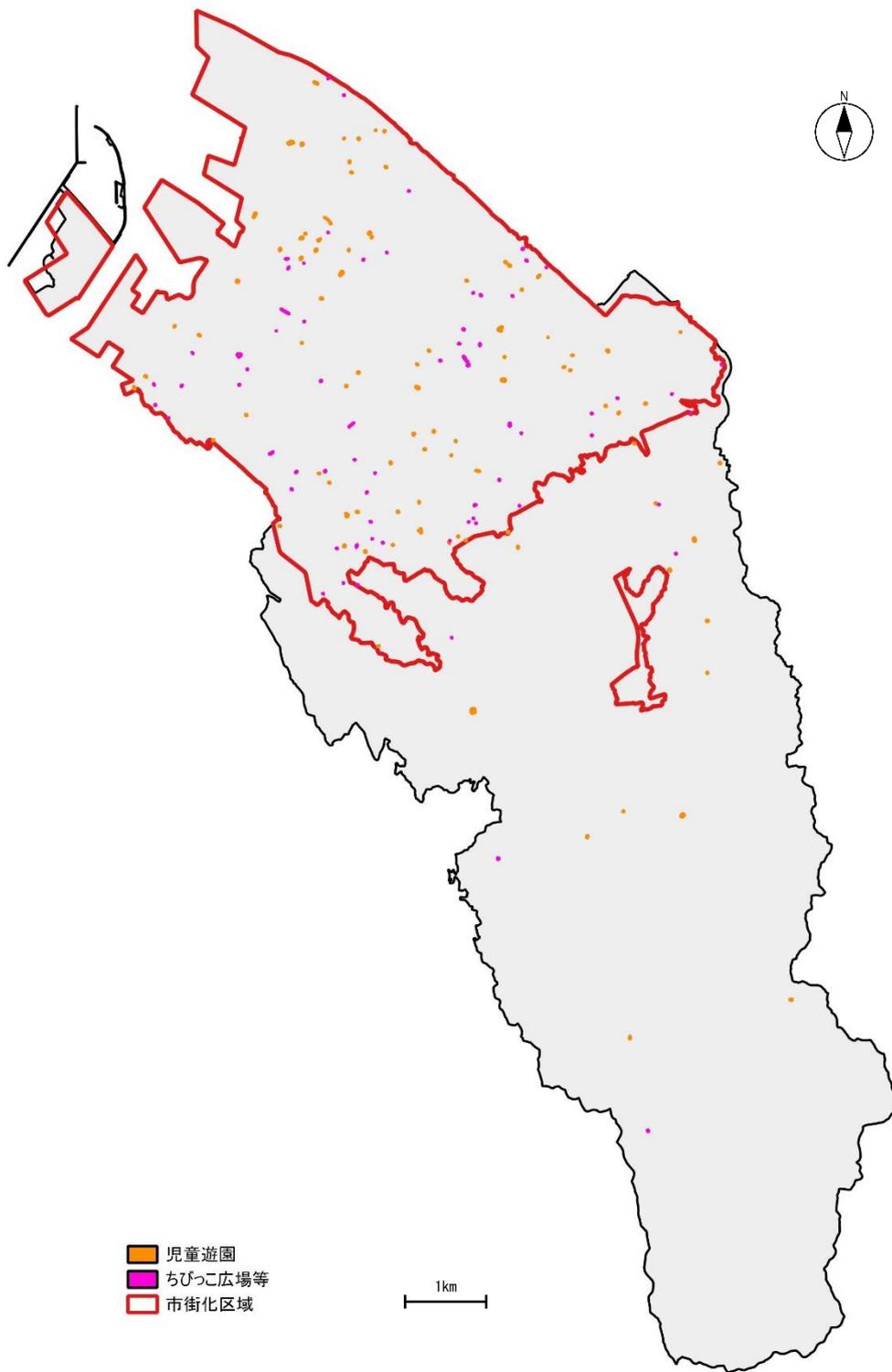
資料：岸和田市データ

図 都市公園の位置

2-3 その他の公園

本市では児童遊園*が 97 箇所 5.08ha、ちびっこ広場等が 74 箇所 1.76ha となっています（2017（平成 29）年 3 月現在）。

その他の公園の位置は、下図の通りです。



資料：岸和田市データ

図 児童遊園およびちびっこ広場等の位置

2-4 地域制緑地

地域制緑地*の地区面積は前回計画から大きな変化はありません。農業振興地域*・農用地区域*は約12ha、保安林区域*は約137ha増加しました。

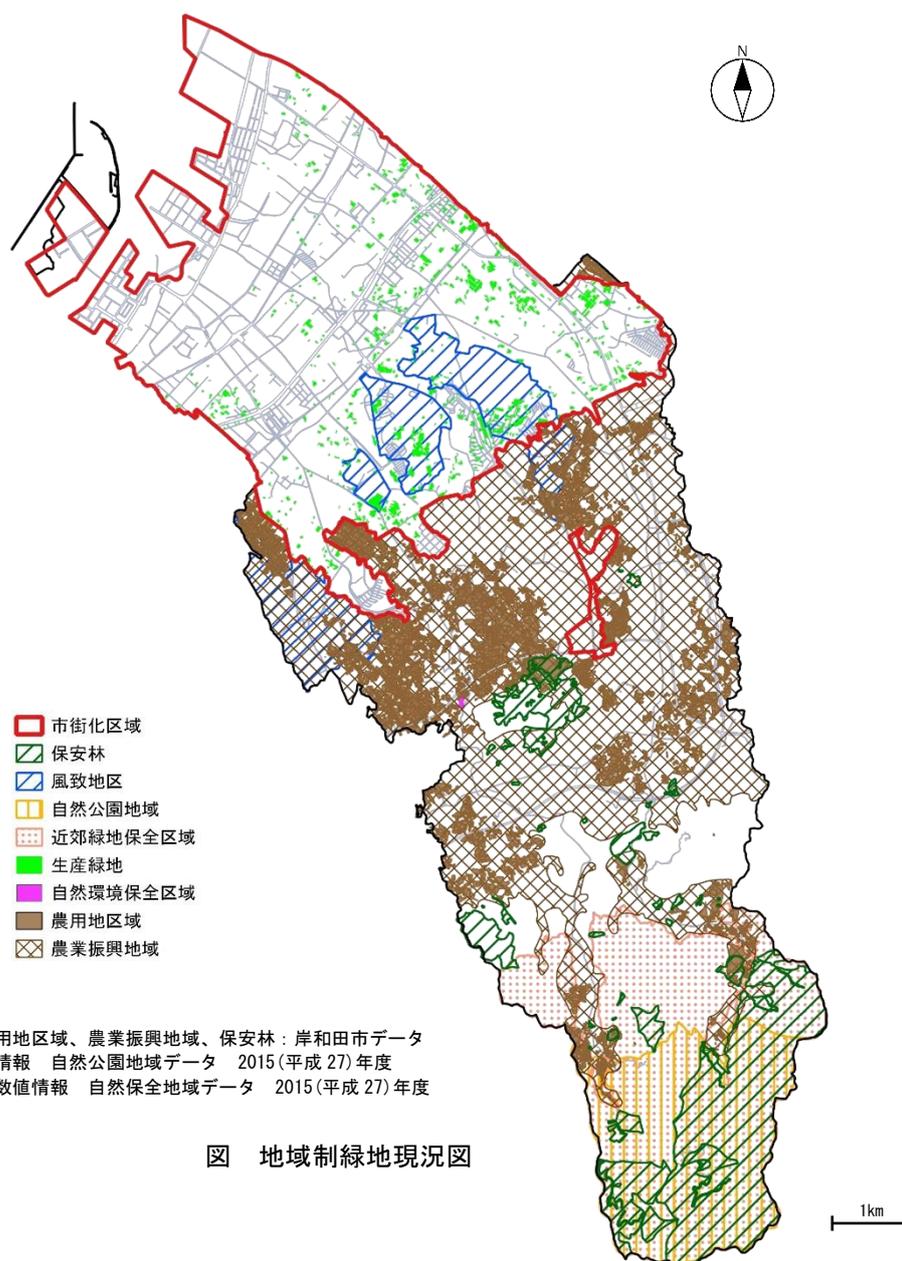
生産緑地地区*は約34ha減少し、2016（平成28）年現在で116haが指定されています。

緑地協定*地区は失効し、新たな緑地協定は結ばれていません。

表 地域制緑地の状況

区分	面積(ha)		区分	面積(ha)	
	平成11年	平成28年		平成11年	平成28年
○法によるもの			河川区域	41.3	41.3
特別緑地保全地区	-	-	農用地区域 ^{注)}	489	502
緑地保全地区	-	-	保安林区域	629	766
風致地区	555.5	552.5	国定公園 自然公園	660	660
生産緑地地区	150.2	116.06	史跡・名勝・天然記念物等の	11.7	11.7
近郊緑地保全区域	1,108	1,108	文化財で緑地として扱えるもの等	(49か所)	(50か所)
近郊緑地特別保全地区	-	-	建築物の緑化率を定める	-	8.45
保存樹・保存樹林	-	-	地区計画		
自然環境保全地域	1.32	1.32	○条例によるもの		
景観重要樹木 ^{注)}	-	3(本)	緑地協定地区	1.65	-

注)：指定年は平成29年



資料

生産緑地、風致地区、農用地区域、農業振興地域、保安林：岸和田市データ
 自然公園地域：国土数値情報 自然公園地域データ 2015(平成27)年度
 自然環境保全地域：国土数値情報 自然保全地域データ 2015(平成27)年度

図 地域制緑地現況図

2-5 緑被地の状況

2-5-1 緑被地の現況

本市域に占める緑被地の割合は56.1%で、樹林・樹木が37.8%、草地在5.6%、農地が12.7%となっています（2015（平成27）年10月調査時点）。

地域別※に緑被率※をみると、市域南部の和泉葛城山系を含む牛滝の谷地域と葛城の谷地域で70%以上と高い値になっています。蜻蛉池公園を含む岸和田中部地域も約50%と高い値となっており、農地割合が比較的高いことが特徴です。一方で、市街地で占められる岸和田北部地域、都市中核地域では10%を下回っています。

表 緑被地の割合

地域名	樹林・樹木	草地	農地	計
岸和田北部	1.9%	3.7%	1.8%	7.3%
都市中核	2.9%	4.9%	1.0%	8.8%
久米田	2.5%	6.0%	6.4%	15.0%
岸和田中部	19.8%	8.4%	20.3%	48.5%
牛滝の谷	55.6%	6.4%	13.5%	75.5%
葛城の谷	50.4%	4.4%	17.4%	72.2%
計	37.8%	5.6%	12.7%	56.1%

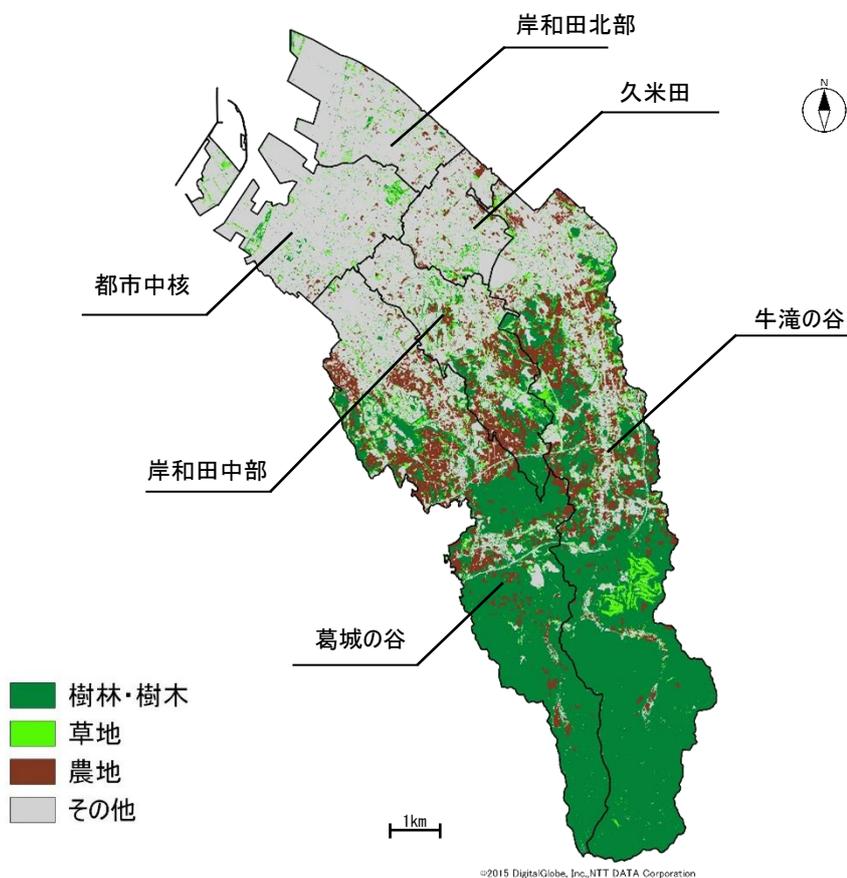
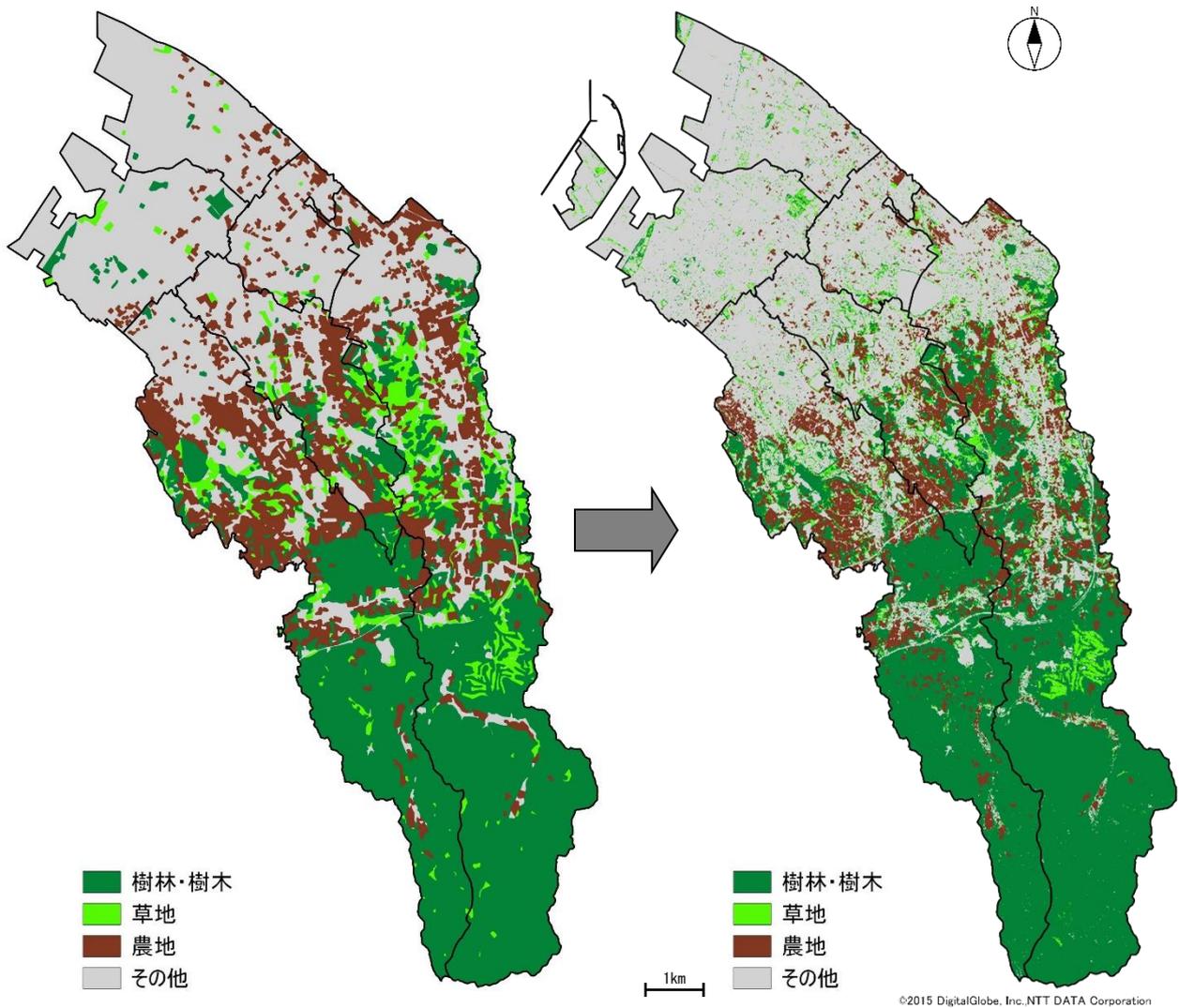


図 緑被地の現況図

2-5-2 緑被地の経年変化

市域全体の緑被率を2001(平成13)年調査時点^{注)}(60.3%)と2015(平成27)年調査時点(56.1%)で比較すると、4.2%減少しました。下図から見てとれるように、主に農地面積の減少によるものと考えられます。



資料：自然環境保全基礎調査（第6-7回）2001(平成13)年度

図 緑被地の過去との比較
2001(平成13)年時(左図)と2015(平成27)年時(右図)

注) 緑被地の解析について

2001(平成13)年時の緑被現況図は、環境省 自然環境保全基礎調査第6-7回の植生図を基に作成したものである。2015(平成27)年時の調査と緑被地の解析精度や解析手法が異なることを考慮する必要がある。

2-6 その他のみどり

2-6-1 街路樹

本市では幹線道路※（主要地方道大阪臨海線、府道堺阪南線（旧 26 号）、一般国道 170 号等）を中心に街路樹が植栽されています。市道の一部では主にケヤキ、イチョウ、クスノキ等が植栽されており、みどりが豊かな道路空間が形成されています。

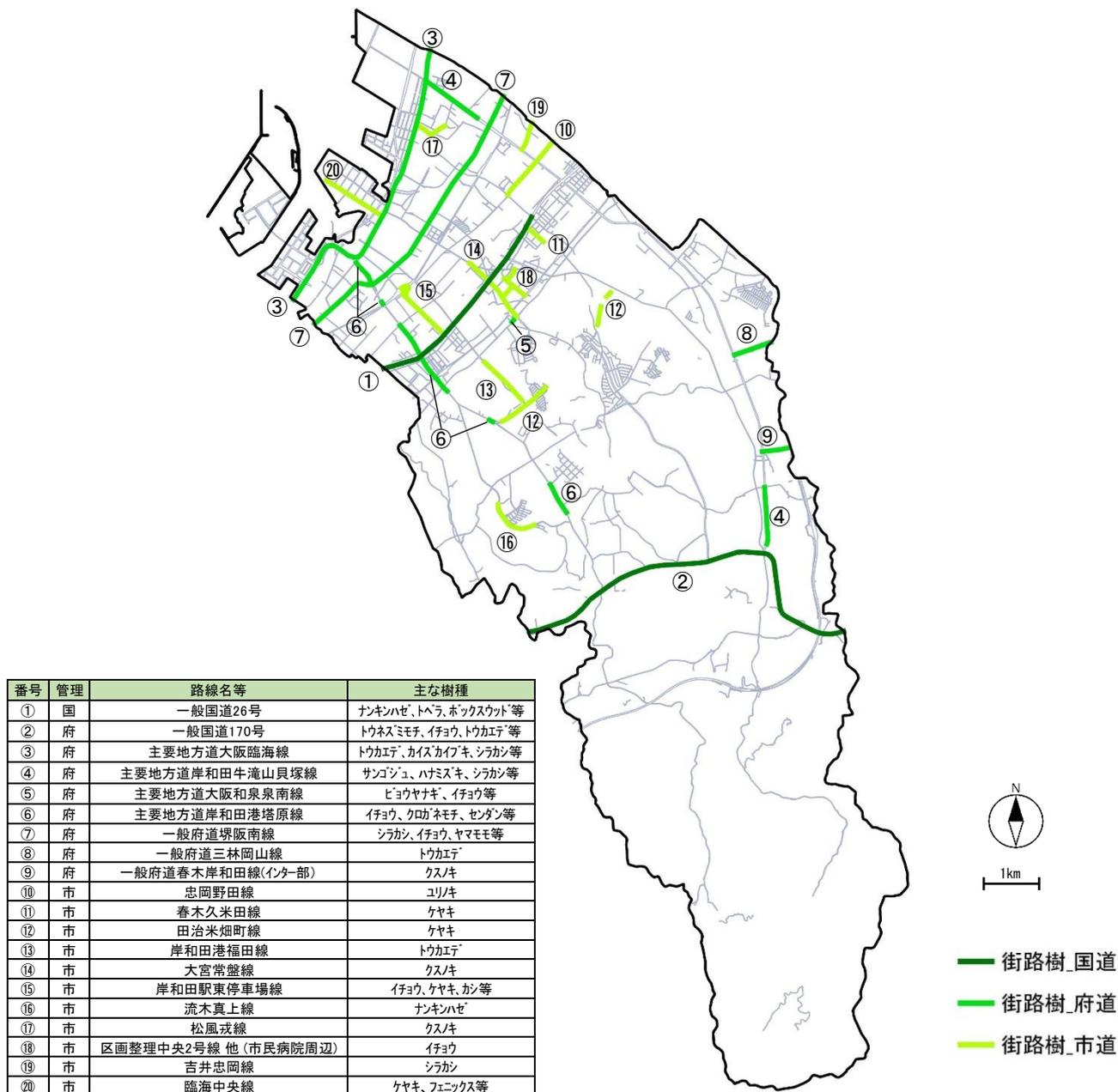


図 幹線道路における街路樹の整備状況

2-6-2 地区計画

地区計画は、一定のまとまりのある街区や地区において、地域の特性に応じた良好なまちづくりを目指し、土地の所有者等と市がいっしょになって、建築物の用途や高さ、形態、意匠等に関する制限をきめ細かく定めるための都市計画法^{*}の制度です。本市では、2016（平成28）年度現在、5つの地区で地区計画が定められており、緑地の保全や緑化空間の持てるゆとりあるまちづくりなどが目指されています。



図 地区計画位置図

表 地区計画が実施されている地区と地区計画の概要

地区	区域の整備・開発及び保全の方針（地区計画の目標）	地区施設の配置及び規模
天神山・畑・八田町地区 （約2.5ha） 平成5年2月3日	当地区は岸和田市の丘陵部に位置し、地区内には宅地開発予定地、都市計画公園天神山ゾウ公園及び埋蔵文化財包蔵地である樹林地等が存在する。良好な住環境が形成されている既存の住宅地が隣接しており、これらと整合のとれたまちづくりをすすめる必要がある。 このため、地区計画策定により建築物等の規制・誘導を推進し、周辺環境と調和する緑豊かな住宅地の形成を図るとともに、緑地機能を有する樹林地の保全・活用を図る。	公園：約690m ² 公共空地：約6,700m ²
岸和田旧港地区 （約12.2ha） 平成5年2月3日	岸和田旧港再開発地区は「水と緑につつまれた21世紀の新しいライフスタイルの創造」を目指し、岸和田市の新たな都市拠点を形成するものである。以下の方針に従って計画的な市街地形成を図る。 1. 商業機能、業務機能等の高次都市機能を育成する。 2. 既存市街地との連携・調和を図る。 3. にぎわいのある親水空間を形成する。 4. 水と緑あふれる豊かな環境を創造する。	広場1号：約1,500m ² 広場2号：約1,000m ²
すずらん通り地区 （約1.7ha） 平成10年3月30日	当地区は、南海本線岸和田駅より東へ約200mに位置する駅前周辺地区の一端を担っている伝統ある商店街である。現在、当地区を貫通する都市計画道路岸和田港福田線の道路整備が進められており、この進捗に伴う既存市街地の再編の機会を捉え、沿道に商店街の連なる、併せて安全で快適な居住環境の整ったまちを目指そうとしている。 このため、地区計画を策定し、都市基盤の整備に併せ建築物等の規制・誘導を推進し、駅前周辺の幹線道路沿道の立地特性を踏まえ、周辺環境と調和するゆとりと潤いのある市街地の形成を図る。	—
岸之浦地区 （約37.7ha） 平成18年3月17日	岸和田市の臨海部における新たな産業拠点として、物流機能や製造業機能、供給処理機能等と、干潟・緑地等の憩いと交流の機能を併せ持った人と環境にやさしい魅力ある都市を目指す、面積約142haの埋立地のほぼ中央に位置し、製造業及び物流業施設を立地し、産業拠点形成を図るものである。 このため、地区計画により、周辺土地利用計画との環境の調和を図り、緑豊かで良好な産業空間の形成を目指すものである。	緑地1号：約4,430m ² 緑地2号：約3,460m ² 緑地3号：約14,950m ²
岸和田丘陵地区 （約46.8ha ^{注1} ） 平成26年3月25日 注）地区計画を定め、市街化区域 [*] へ編入した都市整備エリアのみの面積	岸和田市の丘陵部に位置し、周辺の恵まれた自然環境との調和や農空間との連携といった地域の資源を活かした持続可能なまちを目指している。その実現のため、以下の方針に従って計画的な市街地形成を図ることを目的とする。 1. 「人々が元気で快適に生きがいを持って暮らせる“まち”」 2. 「活力があり地域を輝かせる産業がある“まち”」 3. 「地球と人にやさしい自然環境がある“まち”」	地区計画区域外との敷地境界には、緩衝帯として緑化を施し、その保全に努めるものとする。



『ゆめみヶ丘岸和田』のまちづくり

本市の中央に位置する「ゆめみヶ丘岸和田」は、東側に牛滝川、南側に神於山、西側を府営蜻蛉池公園に囲まれた約 159ha の自然に恵まれた地域です。近隣には、道の駅“愛彩ランド”があり、地元で採れた農作物や魚介類が並んでいます。

本地域の目標は、1. 「人々が元気で快適に生きがいを持って暮らせる“まち”」、2. 「活力があり地域を輝かせる産業がある“まち”」、3. 「地球と人にやさしい自然環境がある“まち”」の基本コンセプトの実現により、持続可能な“まち”を創ることで。

敷地を都市整備エリア（住宅地・商業地・業務地）、農整備エリア（農空間）、自然活用エリアと大きく3つのゾーンに分け、都市・農・自然といった様々な要素が調和したまちづくりが進められています。以下に、予定されている取組例を示します。

- 現況地形、植生を活かした多様な住宅地の創出
- 大規模農地、少量多品目生産農地、市民農園等の様々な目的に応じた農地への集約、誘導
- 農業に関連した施設としてファーマーズマーケット、隣接して観光農園、ハーブ園等の地域イメージに合った施設の誘導等、地区の活性化につながる地域コミュニケーションの形成
- 地域になじみ、まちづくりのコンセプトを表現する緑化の推進



2-7 市民の意識

2-7-1 市民アンケート調査

本計画の策定にあたり、みどりに関する市民意向を把握するため「岸和田市みどりの基本計画策定に関する市民アンケート調査」を実施しました。

2-7-1-1 概要

調査地域：市内全域

調査対象：15才以上75歳以下の市民

調査期間：2016（平成28）年12月1日～2017（平成29）年1月10日

実施状況：	配布数	回収数	回収率
	2,000件	702件	35.1%

2-7-1-2 主な調査結果

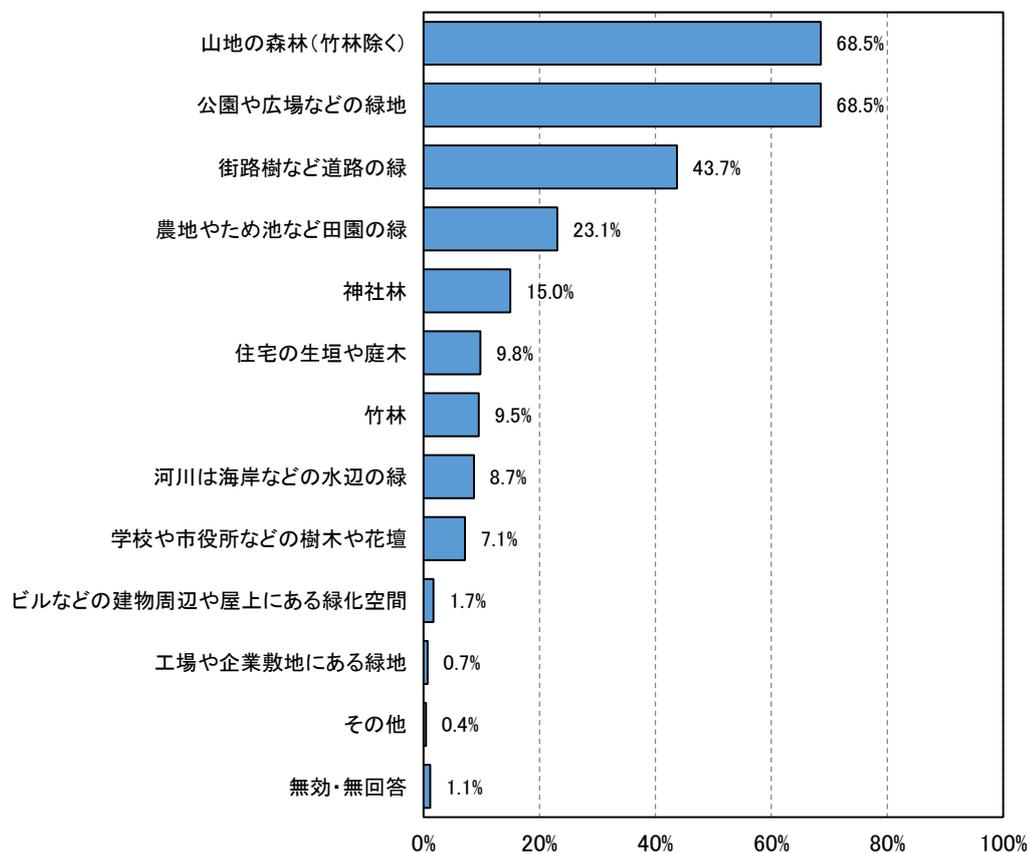
ここでは市民アンケート調査から得られた主な結果を示します。

■岸和田市の「みどり」の現状について

- ・市民が「みどり」と聞いてイメージするものは「山地の森林」「公園や広場などの緑地」が多い。
(調査結果1参照)

【調査結果1 みどりのイメージ】

問2-1：あなたが「みどり」と聞いてイメージされるものは何ですか。（複数回答）

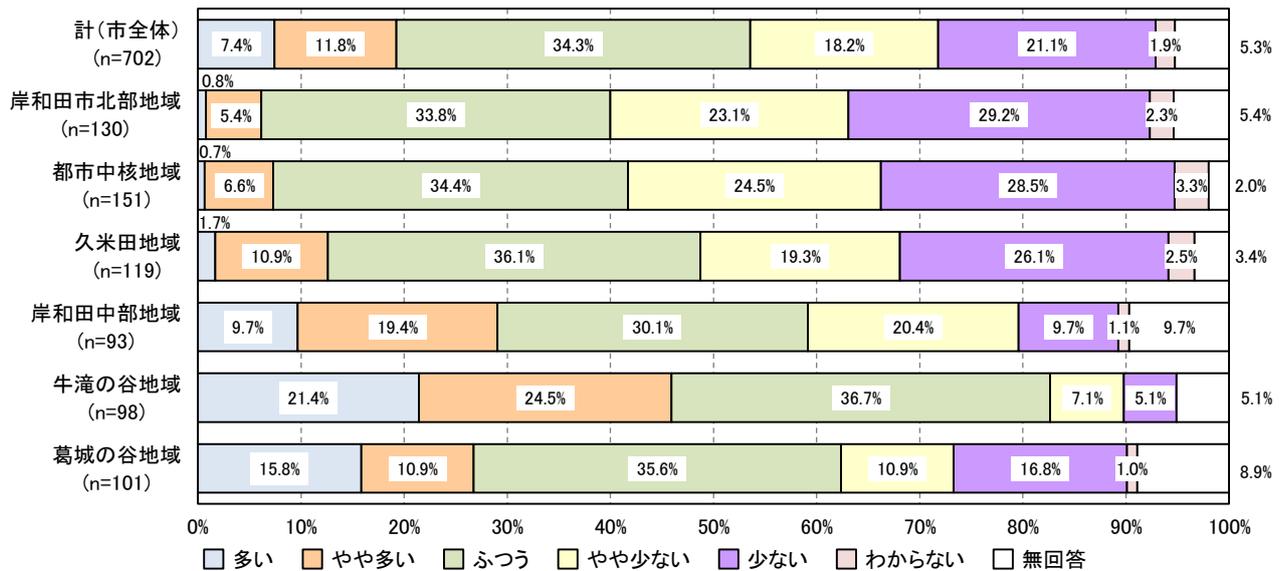


■居住地域の「みどり」について

- ・身近な地域にみどりが少ないと感じている市民が多く、市街地に住む市民ではその傾向が強い。
(調査結果2参照)
- ・「水田や畑などの農地のみどり」が減少したという回答が約4割と多く、他のみどりに比べて20ポイント近く高い。(調査結果3参照)

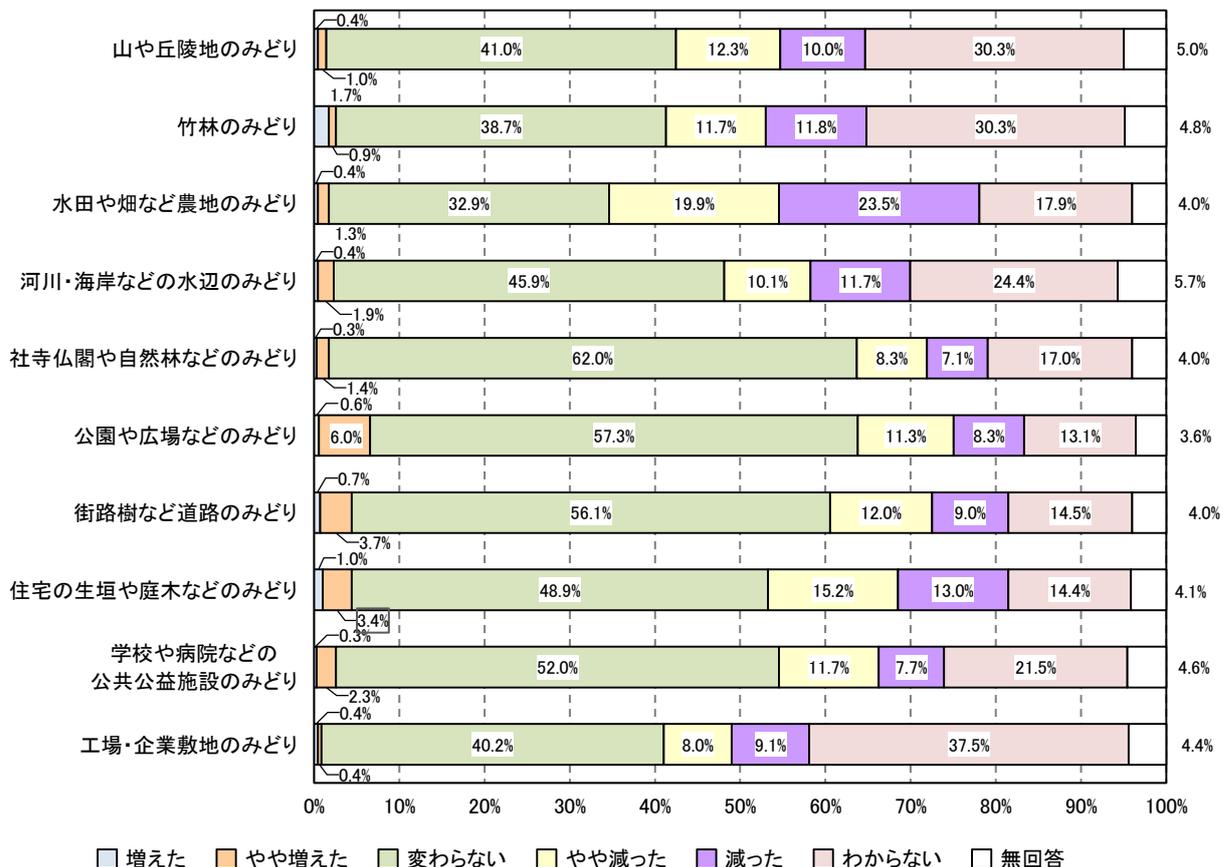
【調査結果2 居住地周辺の「みどり」の量】

問3-1[地域別]: あなたがお住まいの地域の「みどり」の量はいかがですか。



【調査結果3 「みどり」の量の変化】

問3-3: あなたのお住まいの地域の「みどり」の量は変化していますか。

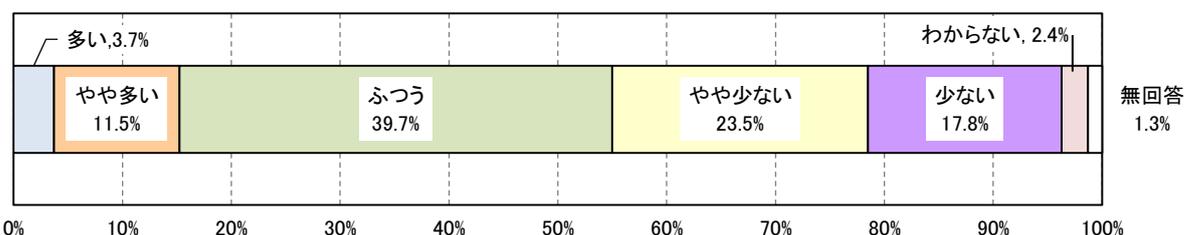


■身近な公園などの緑地について

- ・身近な公園や緑地の数については満足しているのは半数以上の54.9%でした。一方で、満足していないと考えられる回答も41.3%でした。（調査結果4参照）
- ・今後どのような公園などが増えていけばよいかについては、「休憩したり、散歩を楽しめる公園」と答えた割合が61.4%となっており、身近な場所で日常的に利用しやすい公園の整備が望まれています。また、「清掃や花づくり運動などのボランティア活動ができる公園」などの公園管理にも一定のニーズがあることがうかがえました。（調査結果5参照）

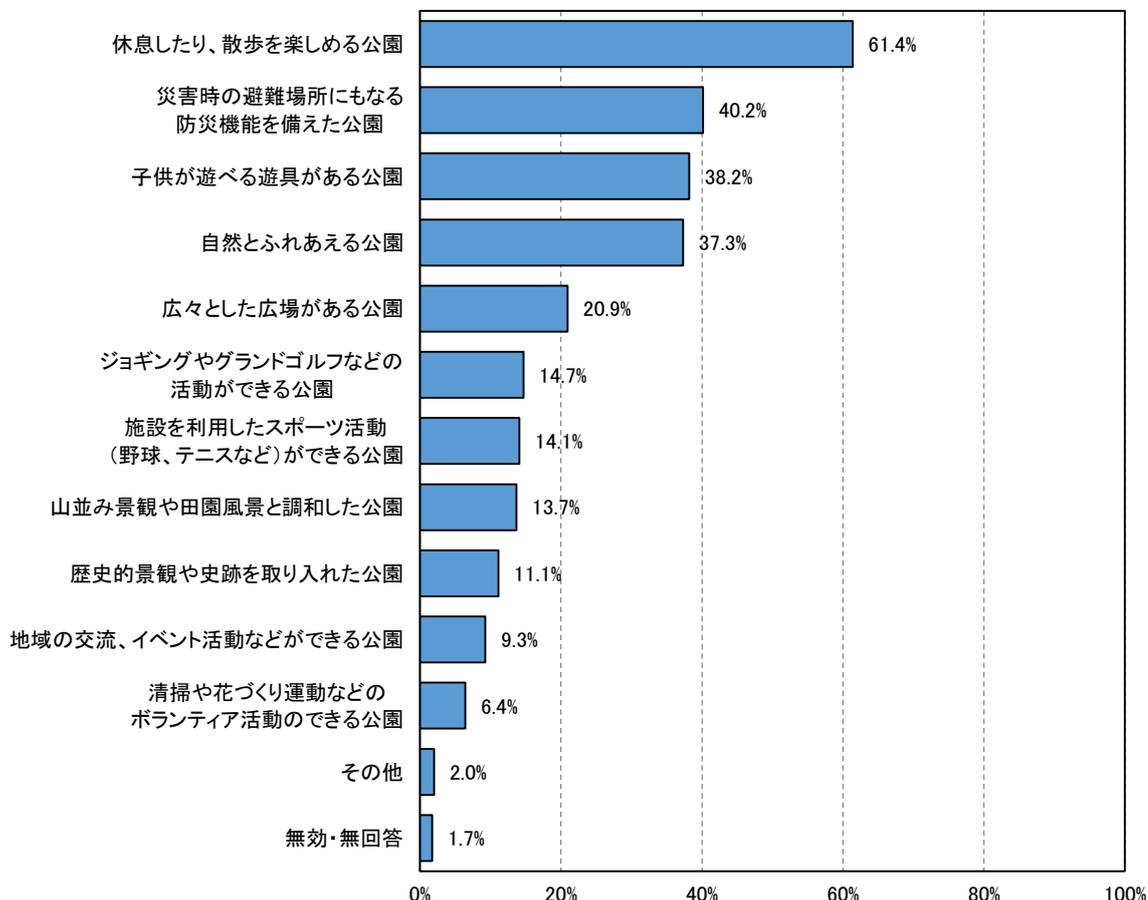
【調査結果4 公園や緑地の数について】

問5-1：身近な公園・緑地の数についてどう思いますか。



【調査結果5 増えてほしい公園の種類】

問5-2：あなたは、今後、どのような公園などが増えていけばよいとお考えですか。

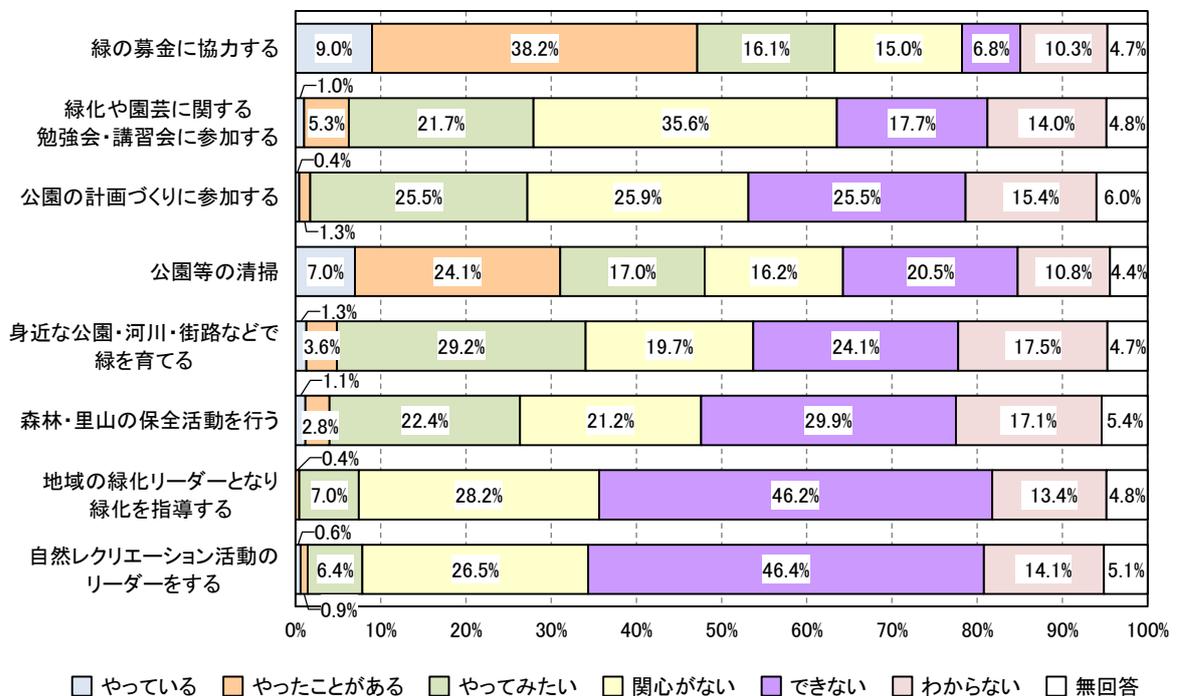


■「みどり」との関わりについて

- ・「やってみたい」ボランティア活動として「身近な公園・河川・街路などでみどりを育てる」「公園の計画づくりに参加する」「森林・里山の保全活動を行う」「緑化や園芸に関する勉強会・講習会に参加する」で20%以上の回答がありました。一方、こうした活動を経験している人の割合は5%前後であり、やってみたい活動があってもやり方がわからない（情報が不十分）ために、経験できていないことが考えられます。（調査結果6参照）
- ・「みどりのまちづくり」の参加に必要なこととして、「同じ目的をもった仲間」「参加を呼び掛ける団体や世話役」などの参加へのマッチング*や、「活動に関する情報」が必要との回答が30%以上あり、活動に関する情報提供や活動支援が望まれていることがうかがえます。（調査結果7参照）

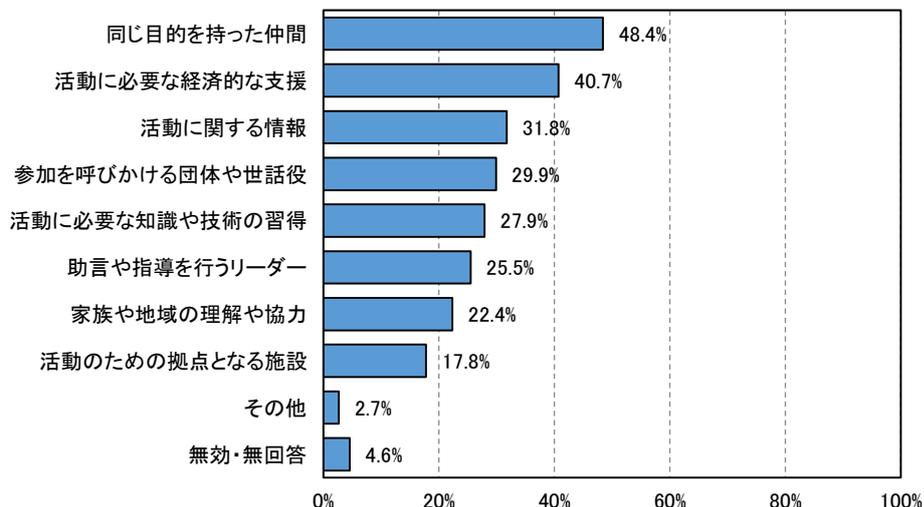
【調査結果6 「みどり」との関わり】

問 7-2：活動についての関わりを教えてください。



【調査結果7 「みどりのまちづくり」の参加に必要なこと】

問 7-3：多くの方が、公園や街角で花壇づくり、緑化活動、里山や農地での保全活動などの「みどりのまちづくり」に参加するために必要なことは何だとお考えですか。



2-7-2 その他アンケート

2-7-2-1 岸和田市生物多様性地域戦略 2014

岸和田市生物多様性地域戦略策定に向けて 2013（平成 25）年に実施した意識調査結果によると、岸和田市の自然について半数の市民が「豊かだと思う」と回答し、「豊かなところもあるが、身近には自然が少ない」という回答も約 4 割でした。市域全体を見ると豊かな自然が残るものの、身近な自然が乏しい地域もあることがうかがえます。

2-7-2-2 岸和田市総合戦略

2015（平成 27）年に実施した、本市総合戦略策定時の転出者・転入者アンケート調査によると、「子育て環境」を理由に本市を転出した人の割合は「通勤・通学のしやすさ」に次いで 2 番目に高い割合となっています。

「子育て環境」を理由に本市を転出した人に詳細な理由を聞いた結果（下図参照）、「公園が少ない」ことが、「医療費助成が不十分」に次いで 2 番目の理由に挙げられています。

同様に、「子育て環境」を理由に本市を転出した人に、転入した詳細な理由を聞いたところ、「公園が多い」ことは、「祖父母に助けてもらえる」に次いで 2 番目に多い意見でした。

こうしたことから、公園は、子育て世代にとって居住地決定の重要な要素の一つであることがうかがえます。

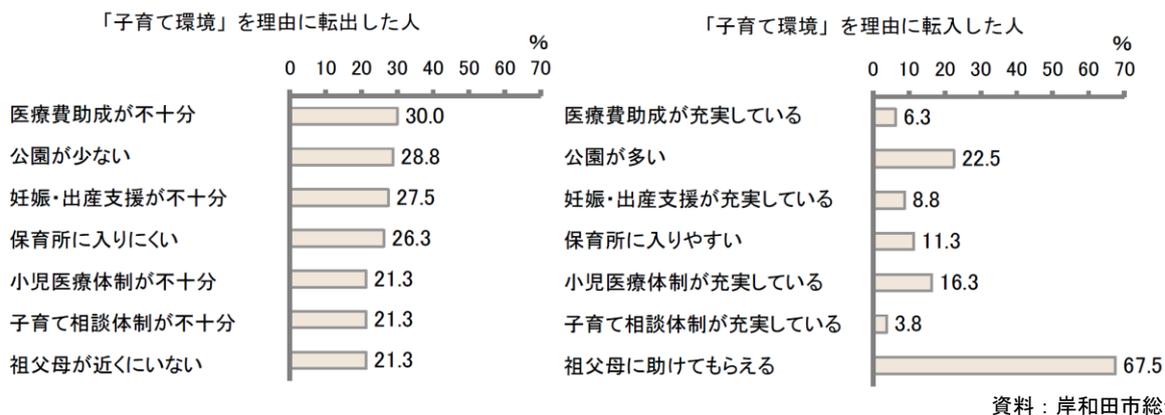


図 子育て環境を理由に転入転出した人の詳細な理由

2-7-2-3 市民意識調査結果報告書

毎年、岸和田市総合計画の施策体系下を実施している市民意識調査結果からは、「みどりが豊かである」「多様な動植物が生息している」と感じる市民の割合は増加傾向にあります。

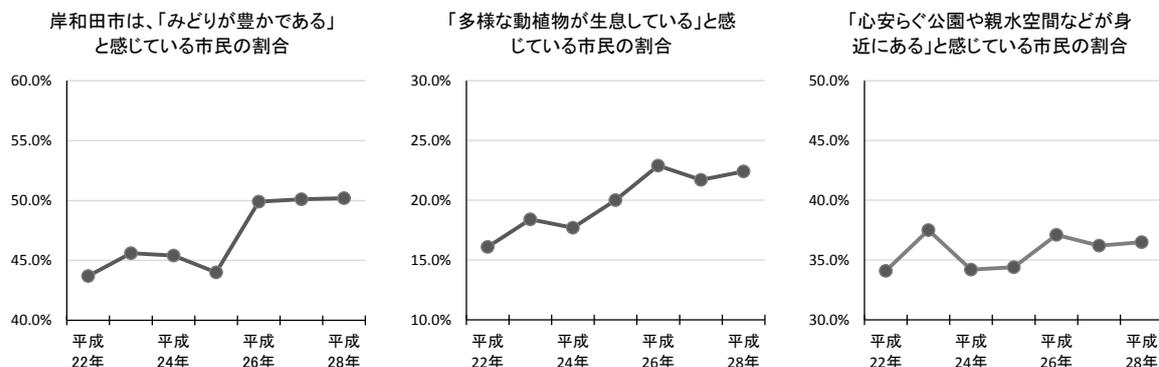
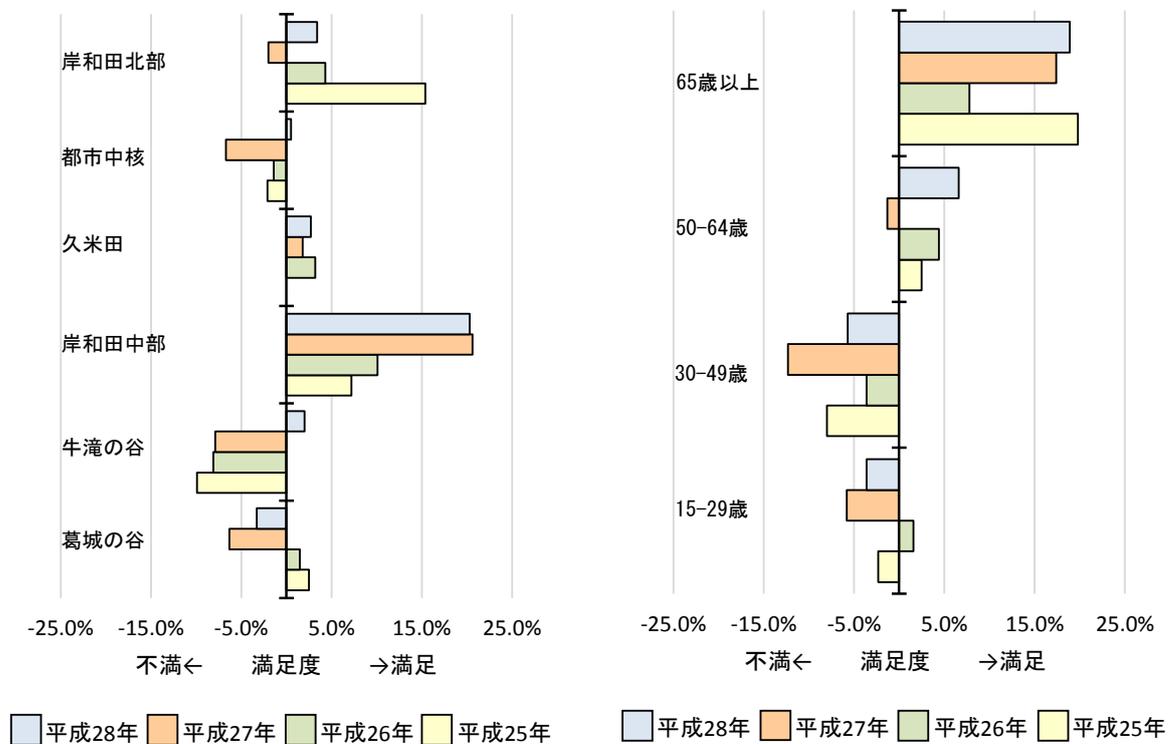


図 みどりに対する意識の経年変化

公園整備に対する満足度を調査した結果を地域別と年齢別に分けて下図に示しています。ここでの満足度とは、「満足」「まあ満足」と回答した人の割合から「不満」「やや不満」と回答した人の割合を差し引いた数値です。地域別では、岸和田北部地域や岸和田中部地域では公園整備に対する満足度が高く、牛滝の谷地域や葛城の谷地域では満足度が低くなっています。また、年齢別では、50歳以上で満足度が高く、50歳未満では満足度が低くなっています。



資料：市民意識調査結果報告書（2010（平成22）年～2016（平成28）年）

図 公園整備に対する満足度

2-7-3 市民アンケート調査等の結果のまとめ

市民アンケート調査等の結果からうかがえる市民のみどりに対する意識を以下にまとめました。

表 市民アンケート調査等の結果のまとめ

項目	調査結果のまとめ
市全体のみどりについて	<ul style="list-style-type: none"> ●住んでいる地域のみどりが少ないと感じている市民は約4割、多いと感じている市民は約2割などとなっている。みどりが少ないと感じている市民が多い。[市民アンケート調査 問3-1] ●市民のイメージするみどりは、山地の森林、公園や広場などの緑地が約7割を占める(複数回答)。[市民アンケート調査 問2-1] ●市民の誇りに思えるみどりは、蜻蛉池公園、中央公園、久米田池・久米田寺周辺、岸和田城周辺などとなっている。[市民アンケート調査 問2-2] ●みどりに対して、生活に対する潤いが期待されている。[市民アンケート調査 問4-1]
市街地のみどりについて	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地では、みどりが少ないと感じている市民が5割前後となっている。[市民アンケート調査 問3-1 地域別] ●市街地に住んでいる市民のみどりのイメージは公園や街路樹が多い。[市民アンケート調査 問2-1 地域別]
公園のみどりについて	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な公園や緑地の数を多く、やや多いと感じている人の割合は岸和田北部地域で約1割、岸和田中部地域では約2割などとなっている。[市民アンケート調査 問5-1 地域別] ●増えてほしい公園として、休息、散歩のできる公園と答える割合が約6割となっている(複数回答)。[市民アンケート調査 問5-2]
自然体験について	<ul style="list-style-type: none"> ●みどりに対して自然とのふれあいの場としての機能を期待する割合は約7割と高い。[市民アンケート調査 問7-1]
みどりの担い手について	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア活動をやってみたい意向のある割合は、公園・河川・街路などでの緑化活動で約3割、森林等の保全活動で約2割などとなっている。[市民アンケート調査 問7-2]

2-7-4 市民懇話会

市民アンケート調査とあわせて、市民の意見を取り入れた計画とするためにまちづくり市民懇話会（以下、「市民懇話会」という）を開催しました。

近年、みどりづくりにおいては、将来像や管理の在り方を見据えて利用者目線で考えていくことが重要となっています。このため、市民懇話会では、公園、山（里山^{*}）、街路樹をテーマとして、「現状と課題」、「望ましい姿」、「望ましい姿にするためすべきこと」など、満足度の高いみどりづくりを進めるうえでの取組について、様々なご意見を頂きました。

第1回 市民懇話会

日時：2017(平成29)年3月28日(火)

参加者：7名



第2回 市民懇話会

日時：2017(平成29)年4月21日(金)

参加者：16名



市民懇話会で出された主な意見

●みどりの問題について

- ・公園の植栽木等の管理不足で見通しが悪くなり、治安へ懸念がある。
- ・魅力的な公園はいくつもあるが、その魅力が市民に伝わっていない。
- ・公園を利用する人のマナーが悪い。
- ・街路樹の落葉管理のために枝が切られ過ぎてしまい、紅葉や緑を楽しむことができない。
- ・竹林が拡大している。
- ・子ども達が自然に触れる機会が少なくなっている。

●満足度の高いみどりに向けて必要なこと

- ・公園や街路樹の目指す将来像を明確にして整備を計画する。
- ・市民、事業者、行政の3者の意見交換の場を設け、公園利用者目線の意見を取り入れる。
- ・山の所有者と森林管理をしたい市民団体等とのマッチング^{*}をする。
- ・行政が市民の活動成果を広く周知し、見える化する。
- ・公園や山で子ども達も楽しめる管理活動を提供する。

第3章 みどりの現状のまとめと系統別にみた課題

1 みどりの現状のまとめ

第2章で示したみどりの現状について、「市街地のみどり」、「山地のみどり」および市街地と森林の中間に位置する「農地、市街地に近い丘陵地のみどり」に区分して、下表にまとめました。

区分		みどりの現状のまとめ	参照項目
市街地のみどり	緑被率	● 緑被率* は、市街地で占められる岸和田北部地域、都市中核地域では10%を下回る。	2章 2-5
	都市公園	● 本市の 都市公園* は131箇所、164.66haで、一人当たりの都市公園面積は8.53㎡/人（2017(平成29)年3月現在）であり、条例の水準に達していない。 ● 前回計画策定時（2000(平成12)年3月）の109箇所、130.48ha、一人当たりの都市公園面積6.52㎡/人より、公園緑地は増加。 ● 55箇所ある都市計画公園*（蜻蛉池公園、流木墓園除く）のうち、都市計画決定後30年を経過する公園が54箇所、そのうち全区域開設公園が28箇所、一部区域開設公園が15箇所、全区域未整備公園が11箇所。都市計画決定後、長期間未着手となっている都市計画公園が多く存在。	2章 2-2
	街路樹	● 幹線道路*（主要地方道大阪臨海線、府道堺阪南線（旧26号）および一般国道170号等）を中心に 街路樹 が植栽されている。一方、市道の街路樹整備は一部に留まる。	2章 2-6-1
	空き家	● 2013（平成25）年の住宅総数は88,970戸で、人口減少した後も増加を続けている。 空き家 も実数、割合ともに年々増加しており、2013（平成25）年調査では12,680戸となっており、25年前の調査時と比較して2倍以上に増加している。	2章 1-3-2
	市街地に位置する農地	● 緑地・環境機能を有する 農地 は、市街化区域*内においては断片的に分布し、その一部は、生産緑地地区*に指定されている。	2章 2-5
農地、市街地に近い丘陵地のみどり	農地、ため池	● 農地の多くは市街化調整*区域に分布している。農業が盛んで大阪府内では上位の農業産出額を誇る。一方で、後継者不足や高齢化、それに伴う 農地の減少 といった問題が存在。 ● 昭和40年から50年代に約800箇所あった ため池 は、現在では約400箇所まで減少。	2章 1-2
	丘陵地のみどり	● 近年、 竹林 の生育範囲の拡大が見受けられる。 ● 神於山 は、自然景観のランドマーク*となっている。 ● 和泉葛城山や神於山での森林管理活動や、久米田池や春木川等での環境美化活動、環境学習の取組などにNPO*等市民団体や企業等が参画。また、都市公園の公園美化ボランティアには、10団体が登録しており、個人で登録している市民も含めると220人が活動。 ● 2003（平成15）年に 神於山保全活用推進協議会 が結成。協議会には多様な主体（市民、学校、企業、NPO、行政等）が参画しており、構成団体の特色をいかした里山*保全等の各種活動が10年以上にわたって、活発に行われている。	2章 コラム 「神於山保全活用推進協議会について」
山地のみどり	スギ・ヒノキ植林地	● スギやヒノキの植林地が多い大沢、塔原地区においては、森林施業を適当な時期に行えず、 森林の荒廃 が見られる。 ● 2015(平成27)年の林業経営体数は9経営体で、2003（平成15）年と比べて約3分の1まで減少。近年の木材価格の低迷や、他産業への林業従事者の流出による労働者不足等、林業経営をとりまく情勢は極めて厳しい状況にある。	2章 1-2-2
	ブナ林	● 和泉葛城山には、 ブナの自然林 がある。 ● 和泉葛城山の山頂付近に広がるブナ林は、本州における分布南限に近く、都市近郊にありながらまとまった天然林が残っていることへの価値が認められ、1923(大正12)年に国の天然記念物*に指定されている。 ● 和泉葛城山には、 近畿自然歩道 が整備されている。	2章 1-2-2

※ 太字は、現状の中で注目すべきキーワード

2 系統別にみた現状と課題

みどりには、「くらしと自然を守っていくみどり（環境保全系統）」、「すこやかなあそびと憩いのみどり（レクリエーション系統）」、「安全なまちづくりを支えるみどり（防災系統）」、「美しい故郷の風景を伝えるみどり（景観構成系統）」という4つの系統があります。

■くらしと自然を守っていくみどり（環境保全系統）

生物の生息環境となり、緑陰[※]の提供、気温の緩和、空調機器の省エネルギー化に貢献するなど、都市環境を維持・改善する系統です。



市街地のみどり

■すこやかな遊びと憩いのみどり（レクリエーション系統）

人と自然のふれあいの場や身近な遊び場、健康づくりの場となる系統です。



市民スポーツカーニバル

■安全なまちづくりを支えるみどり（防災系統）

災害時の避難場所や避難経路の確保、延焼の遮断や集中豪雨等に伴う土砂災害や水害の防止など、まちの防災機能を向上させる系統です。



防災機能を備えた公園
(マンホールトイレ[※])

■美しい故郷の風景を伝えるみどり（景観構成系統）

都市において豊かで多様な景観を形成し、ゆとりと
うるおいのある暮らしの提供や、まちの魅力や観光資源となる風景を創出する系統です。



牛滝の紅葉

上記4つの系統別に見た市域の現状および課題を、次頁以降に示しました。
現状と課題を踏まえ、今後の施策を推進します。

2-1 くらしと自然を守っていくみどり（環境保全系統）の現状と課題

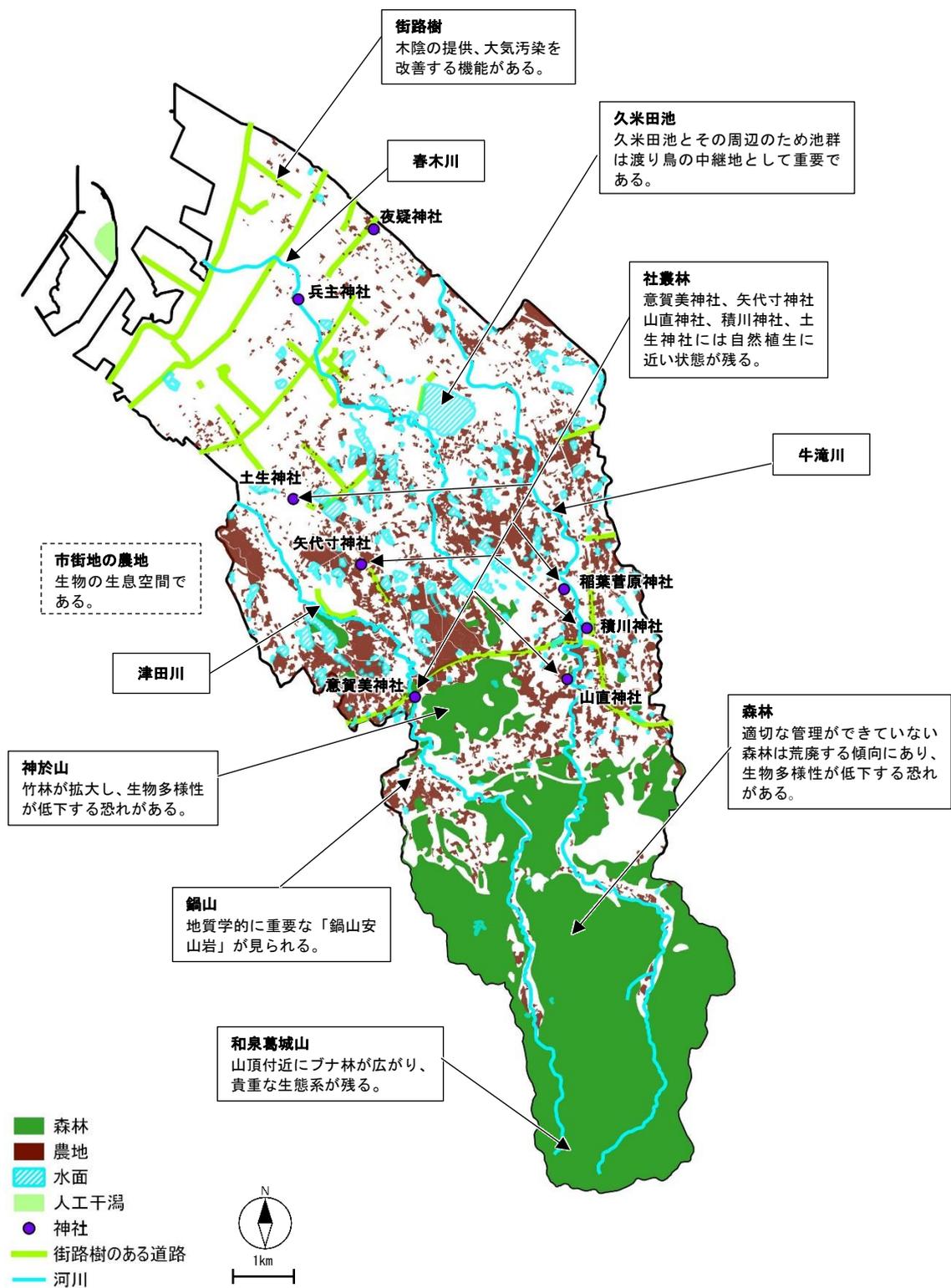
くらしと自然を守っていくみどり（環境保全系統）について、現状と課題、市民の意識を下表にまとめました。

■概況

- 山地部では、広い範囲がスギやヒノキの植林地であり、部分的に二次林*（アカマツ群落やコナラ群落等）が、和泉葛城山の山頂付近で、ブナクラス域の自然植生*（ブナーミズナラ群落）がみられる。
- 和泉葛城山のブナ林、牛滝の樹林、意賀美神社等の社叢林*には自然植生に近い状況がみられる。また、市内には多くのため池が存在しており、動植物の生息・生育環境として重要である。
- みどりが乏しい市街地においては、夜疑神社等の社叢林や農地は貴重なみどりになっている。

みどり	現 状	課 題
市街地の みどり	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑被率*は、市街地で占められる岸和田北部地域、都市中核地域では10%を下回る。 ● 一人当たりの都市公園面積は 8.53 m²/人（2017(平成 29)年 3 月現在）であり、条例の水準には達していない。 ● 国道、府道沿いでは街路樹の整備が進んでいるが、市道の街路樹整備は一部に留まる。街路樹には、木陰の提供、大気汚染を改善する機能がある。 ● 緑地・環境機能を有する農地は、市街化区域*内においては断片的に分布し、その一部は、生産緑地地区*に指定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設の敷地緑化を図るとともに、民間施設等に対しても地区計画*制度や大阪府自然環境保全条例*等によって、みどり豊かで良好な空間の誘導に努める必要がある。 ● 都市に近い二次林等を、自然学習等の場ともなる都市林*として位置づけるなど、活用を検討する。 ● 市民の意向を踏まえた街路樹整備を行い、みどりの担い手育成につなげていく取組も必要である。 ● 市街化区域内の農地を保全する有効な枠組みである生産緑地の多くが、2022年に当初都市計画決定から30年が経過し、買取申し出が可能となるが、2017（平成 29）年生産緑地法*の改正により、買取申出可能時期を10年ごとに延期できる特定生産緑地指定制度が創設された。制度の活用により、引き続き農地の保全が必要である。
農地、市街地に近い丘陵地のみどり	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地の多くは市街化調整*区域に分布している。市内の農業のみまたは農業が主の従業人口は、2015（平成 27）年現在、2000（平成 12）年比 58%となっている。後継者不足や高齢化ともなって農業システムの維持管理が難しくなっている。 ● 久米田池とその周辺のため池群は渡り鳥の中継地として重要である。 ● 十分に手入れできていない森林、竹林が増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地の保全のために、農業経営基盤強化の支援や農業の活性化が必要である。 ● ため池や水路等の農空間はみどりの機能があることから、保全、活用が必要である。 ● 放置森林、竹林の整備が必要である。
山地の みどり	<ul style="list-style-type: none"> ● 十分に手入れできていない森林が増加している。 ● 和泉葛城山の山頂付近で、ブナクラス域の自然植生（ブナーミズナラ群落）がみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然植生に近い森林の保全、放置森林の整備が必要である。 ● 子ども達も楽しめる管理活動を提供する必要がある。

市民の 意識等	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民アンケート調査結果によれば、「水田や畑などの農地のみどり」が減少したという回答が約 4 割であり、他のみどりに比べて 20 ポイント近く高い。 ● 住んでいる地域のみどりが少ないと感じている市民は約 4 割、多いと感じている市民は約 2 割などとなっている。みどりが少ないと感じている市民が多い。 ● 「やってみたい」ボランティア活動として「身近な公園・河川・街路などでみどりを育てる」、「公園の計画づくりに参加する」、「森林・里山の保全活動を行う」「緑化や園芸に関する勉強会・講習会に参加する」で 20%以上の回答。一方、これら活動を経験している」人の割合は 5%前後であり、やってみたい活動があってもやり方がわからないため、経験できていないことが考えられる。 ● 市民懇話会では、街路樹の落葉管理のために枝が切れ過ぎてしまい、紅葉や緑を楽しむことができないとの意見がある。
------------	---



資料
森林：国土数値情報 森林地域データ 2015(平成27)年度

図 くらしと自然を守っていくみどり（環境保全系統）の現状と課題

2-2 すこやかな遊びと憩いのみどり（レクリエーション系統）の現状と課題

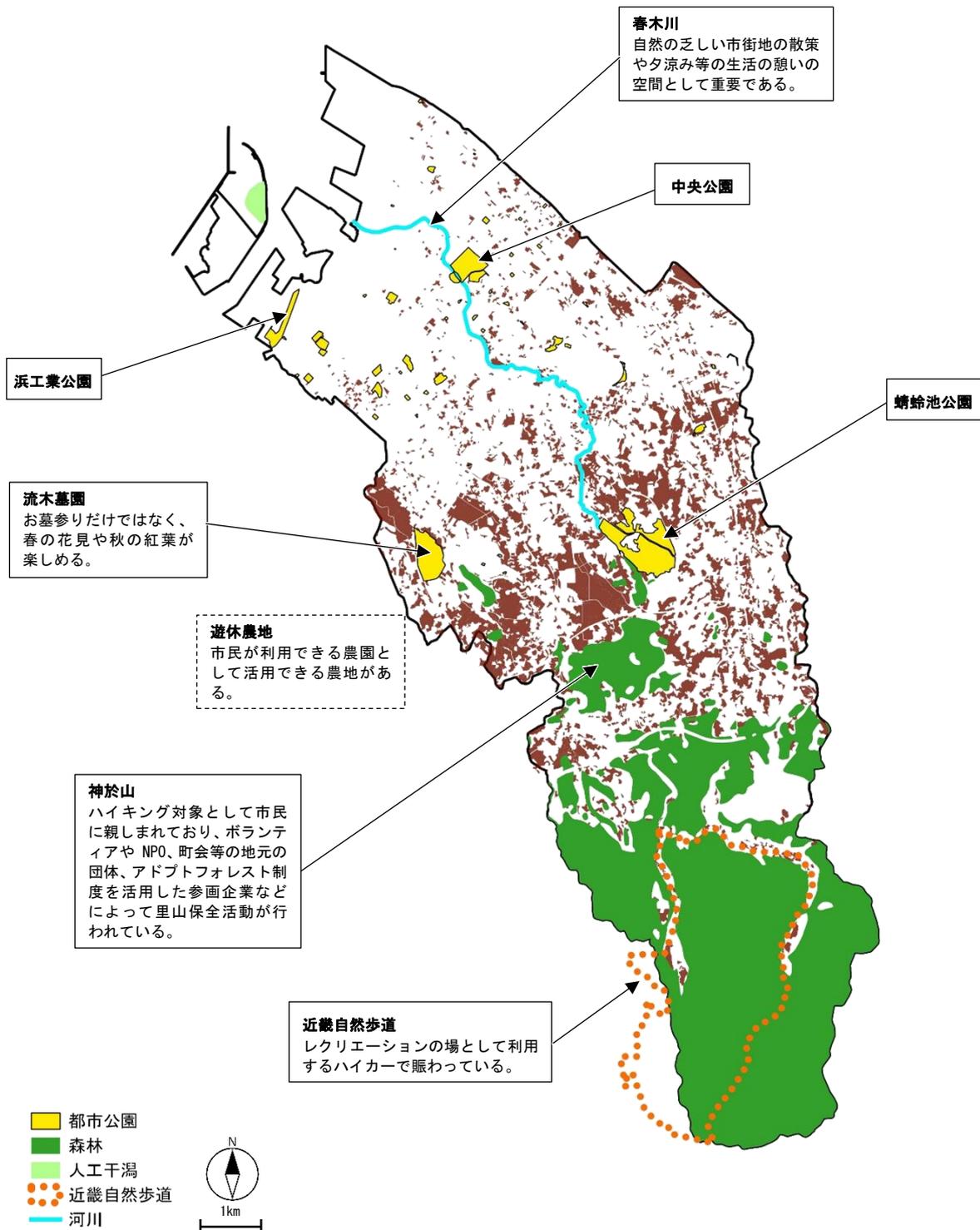
すこやかな遊びと憩いのみどり（レクリエーション系統）について、現状と課題、市民の意識を下表にまとめました。

■概況

- 市内には都市公園*や児童遊園*等が計 302 箇所ある。岸和田市都市公園条例（10 m²/人を一人あたりの敷地面積の標準）の基準には達していない。
- 財源健全化の見通しがつくまで、新規公園開設や大幅リニューアルが困難。
- 神於山はハイキングのほか、NPO*や市民団体、企業等による里山*保全活動が行われ、市民参加活動拠点となっている。
- 近畿自然歩道は和泉葛城山山頂を通り、自然と気軽にふれあえる場となっている。

みどり	現 状	課 題
市街地の みどり	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑被率*は、市街地で占められる岸和田北部地域、都市中核地域では 10%を下回る。 ● 都市計画決定後、一部の都市計画公園*は、長期間未着手のままとなっている。 ● 流木墓園は、お墓参りだけではなく、春の花見や秋の紅葉が楽しめる。 ● 市街地内を流れる春木川は、散策や夕涼み等生活の憩いの空間となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 失われた自然の代替措置として、環境学習に関連付けたビオトープ*等のみどりの創造を図っていく必要がある。 ● 都市公園の整備方針の検討や、公園施設の長寿命化に向けた検討が必要である。 ● 墓園を花見や紅葉を楽しむ場とするなど、都市公園の多面的な利活用に向けた取組が必要である。 ● 水辺*では、親水性と安全性を考慮した整備が求められる。
農地、市街地に近い丘陵地のみどり	<ul style="list-style-type: none"> ● 遊休農地*が増加傾向にある。 ● 神於山はハイキング対象として市民に親しまれており、ボランティアや NPO、町会等の地元の団体、アドプトフォレスト制度*を活用した参画企業等によって里山保全活動が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地を市民農園等として活用し、市民の交流促進等のレクリエーションを通して、農地の保全を図っていく必要がある。 ● 森林整備の担い手確保のため、山の所有者と森林管理をしたい市民団体等とのマッチング*が必要である。 ● みどりの質を高める市民活動を、行政の立場から支援する必要がある。
山地の みどり	<ul style="list-style-type: none"> ● 近畿自然歩道は、レクリエーションの場として利用するハイカー*で賑わっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林のレクリエーション利用など多面的な活用の検討が必要である。

市民の意識等	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民アンケート調査結果によれば、増えてほしい公園として、休息、散歩のできる公園と答える割合が 6 割（複数回答）である。また、「清掃や花づくり運動などのボランティア活動ができる公園」等の公園管理にも一定のニーズがあることがうかがえる。 ● 身近な地域にみどりが少ないと感じている市民が多く、市街地に住む市民ではその傾向が強い。 ● 市民懇話会では、公園の植栽木等の管理不足で見通しが悪くなり、治安へ懸念があるとの意見が出された。 ● 魅力的な公園はいくつもあるが、その魅力が市民に伝わっていない。 ● 公園を利用する人のマナーが悪い。
--------	---



資料
森林：国土数値情報 森林地域データ 2015(平成27)年度

図 すこやかな遊びと憩いのみどり（レクリエーション系統）の現状と課題

2-3 安全なまちづくりを支えるみどり（防災系統）の現状と課題

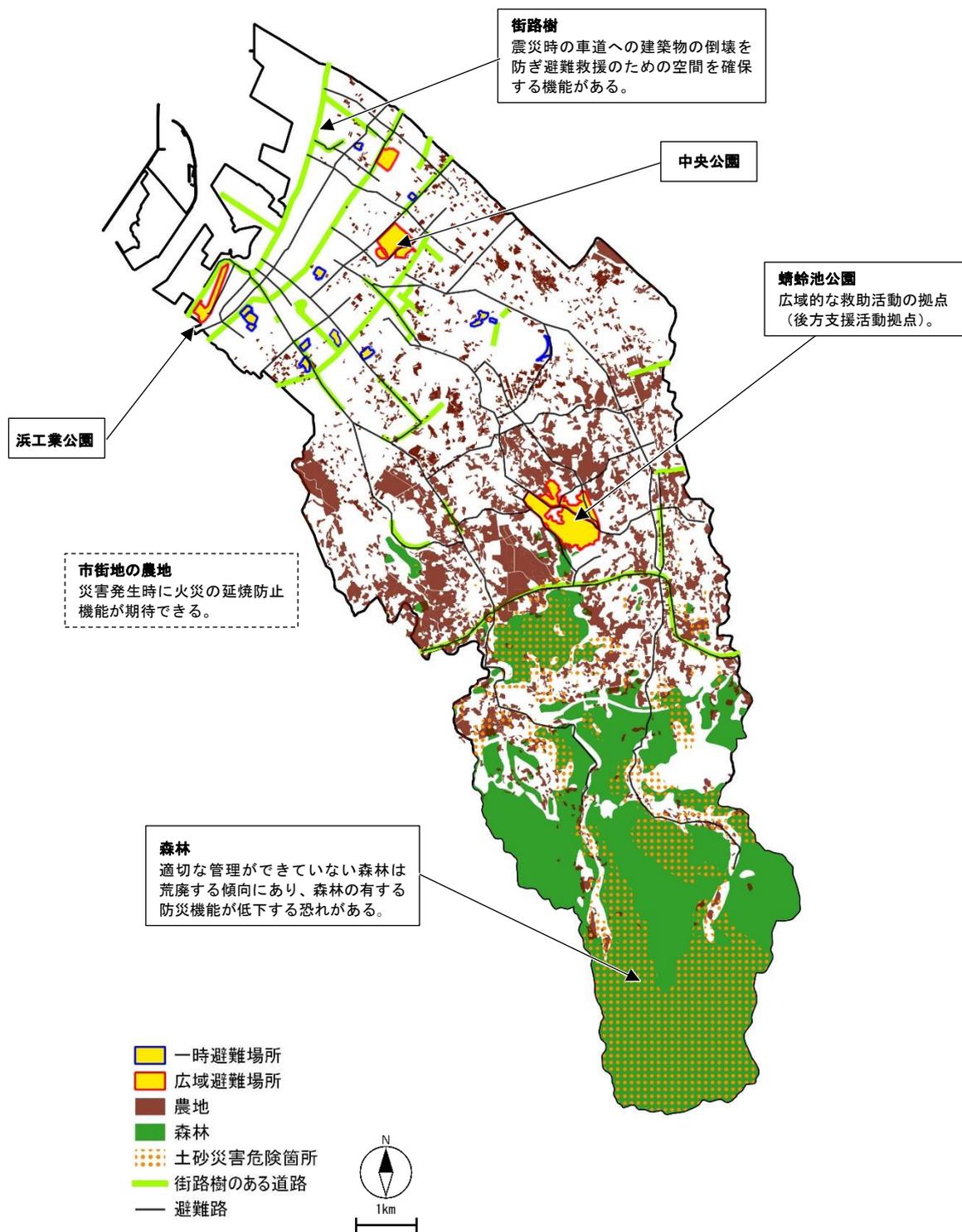
安全なまちづくりを支えるみどり（防災系統）について、現状と課題、市民の意識を下表にまとめました。

■概況

- 都市公園[※]等は一時避難場所[※]や広域避難場所[※]に指定されており、防災機能の充実が進められている。
- 山間部の適切な管理ができていない森林は荒廃する傾向にあり、森林の有する防災機能（土砂流出・崩壊防止等）の低下を招く恐れがある。
- 市街地の農地は保水機能やオープンスペース[※]として火災時の延焼防止機能等が期待できる。

みどり	現 状	課 題
市街地の みどり	<ul style="list-style-type: none"> ● 蜻蛉池公園は、広域的な救助活動の拠点（後方支援活動拠点[※]）となっている。 ● 街路樹には、震災時の車道への建築物の倒壊を防ぎ、避難救援のための空間を確保する機能がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後も、防災機能を持った防災公園としての整備を進める必要がある。 ● 市民の意向を踏まえた街路樹整備や公園整備を行い、みどりの担い手育成につなげていく取組も必要である。
農地、市街地に近い丘陵地のみどり	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地は、災害発生時に火災の延焼防止機能が期待できる。 ● 適切な管理ができていない森林は荒廃する傾向にあり、森林の有する防災機能が低下する恐れがある。 ● 土砂災害危険箇所[※]等、みどり（樹林等）を保全する必要の高い地域がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地の保全にあたっては、農業従事者人口の減少に対する対応に加え、法制度の活用その他、農地の防災利用等の多面的な取組が必要である。 ● 防災機能を高めるため、放置森林、竹林の整備が必要である。 ● 森林による土砂災害防止効果が期待される場合は、引き続き機能を発揮させるために管理を行う必要がある。
山地のみどり	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な管理ができていない森林は荒廃する傾向にあり、森林の有する防災機能が低下する恐れがある。 ● 和泉葛城山周辺に土砂災害危険箇所等、みどり（樹林等）を保全する必要の高い地域が広がる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災機能を高めるため、自然植生に近い森林の保全、放置森林、竹林の整備が必要である。 ● 森林による土砂災害防止効果が期待される場合は、引き続き機能を発揮させるために管理を行う必要がある。

市民の意識等	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民アンケート調査結果によれば、「みどり」に、土砂災害などを防止する機能を期待すると答える人の割合は39.3%、やや期待するが25.6%などとなっている。 ● 上記同様に、地震による建物の倒壊を防止したり、火災による延焼を遅延・防止する機能を期待すると答える人の割合は34.6%、やや期待するが23.9%などとなっている。
--------	--



資料

森林：国土数値情報 森林地域データ 2015(平成27)年度

土砂災害危険箇所：国土数値情報 土砂災害危険箇所データ 010(平成22)年度

図 安全なまちづくりを支えるみどり（防災系統）の現状と課題

2-4 美しい故郷の風景を伝えるみどり（景観構成系統）の現状と課題

美しい故郷の風景を伝えるみどり（景観構成系統）について、現状と課題、市民の意識を下表にまとめました。

■概況

- 本市を代表する景観要素として、ランドマーク※となる岸和田城や神於山がある。また、田園風景や自然環境のシンボルとなる久米田池、和泉葛城山等がある。
- 2017（平成 29）年には、「奥家の棕」「塔原町のサクラ」「吉井町のエノキ」を地域の景観構成に重要な樹木として景観重要樹木に指定している。

みどり	現 状	課 題
市街地の みどり	<ul style="list-style-type: none"> ● 岸和田城は、歴史のランドマークとなっている。 ● 空き家は実数、割合ともに年々増加しており、空き家や空き地が放置された場合、防災や防犯面の問題だけではなく、地域景観を阻害する恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● みどりの側面からは、岸和田城周辺のサクラなど特徴的なみどりの保全や活用が課題である。 ● 空き家による景観阻害の回避と、市街地のみどりの確保のため、空き家や空き地の緑化を進める取組が必要である。その中で、緑化ボランティアが緑化を行うことができるような仕組み・制度が必要である。
農地、市街地に近い丘陵地のみどり	<ul style="list-style-type: none"> ● 久米田池は、田園風景のシンボルとなっている。 ● 神於山は、自然景観のランドマークとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ため池や水路等の農空間はみどりの機能があることから、保全・活用が必要である。 ● 放置森林、竹林の整備が必要である。
山地の みどり	<ul style="list-style-type: none"> ● 和泉葛城山には、自然景観のシンボルとなるブナの自然林がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然植生※に近い森林の保全、放置森林、竹林の整備が必要である。
その他の みどり	<ul style="list-style-type: none"> ● 奥家の棕は、良好な景観の形成に重要な樹木である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後も、景観法※に基づき、地域の自然・歴史・文化等から見て樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものについて、景観重要樹木の指定を行っていく必要がある。

市民の 意識等	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民アンケート調査結果によれば、住んでいる地域のみどりが少ないと感じている市民は約 4 割、多いと感じている市民は約 2 割などとなっている。みどりが少ないと感じている市民が多い。 ● 市民の誇りに思えるみどりは、蜻蛉池公園、中央公園、久米田池・久米田寺周辺、岸和田城周辺等となっている。 ● 市民懇話会では、魅力的な公園はいくつもあるが、その魅力が市民に伝わっていないとの意見が出された。 ● 街路樹の落葉管理のために枝が切られ過ぎてしまい、紅葉や緑を楽しむことができないとの意見がある。
------------	--

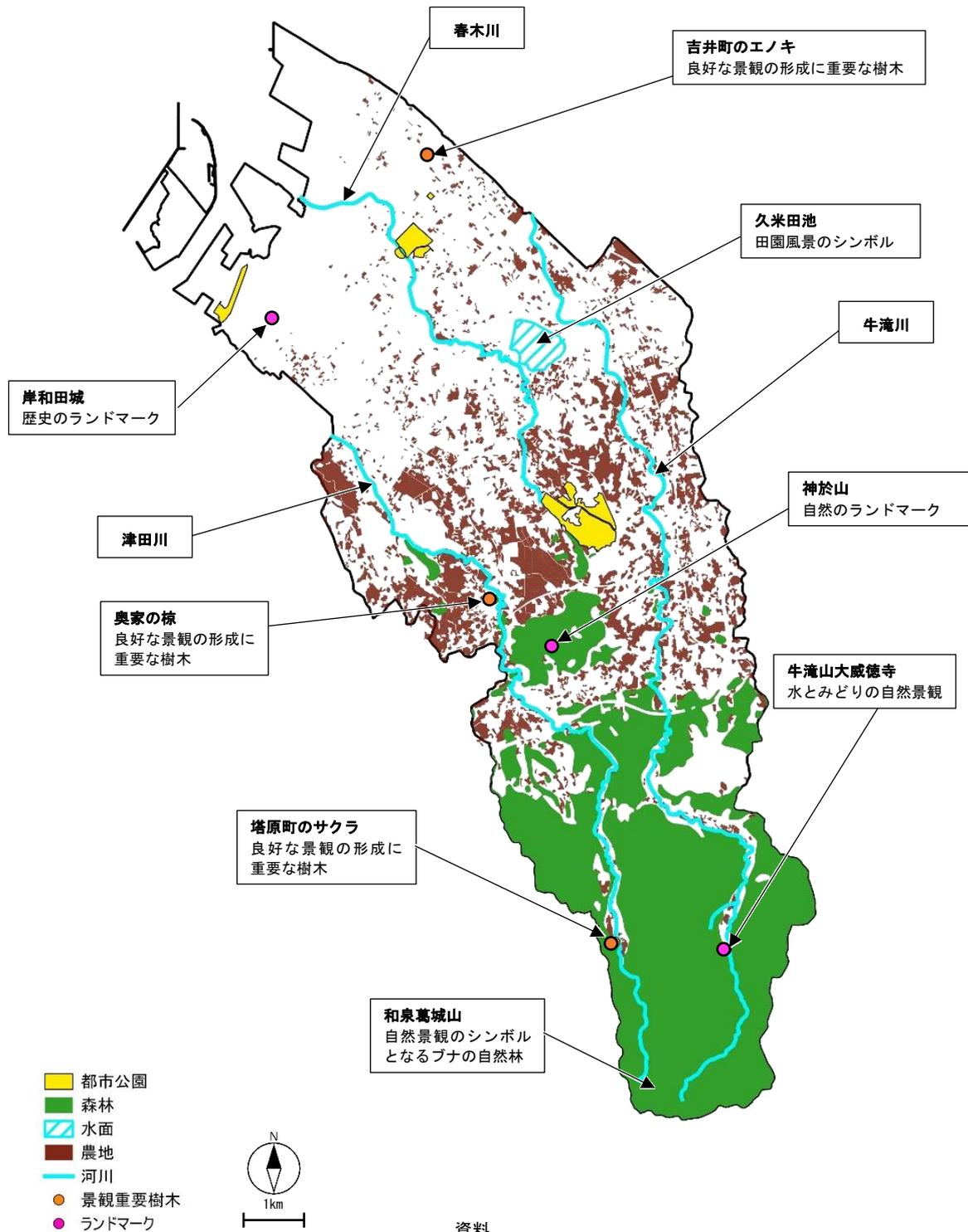


図 美しい故郷の風景を伝えるみどり（景観構成系統）の現状と課題

第4章 基本理念とみどりの将来像

1 基本理念

本市には標高 858m の和泉葛城山をはじめとする山地部や、宅地や農地が広がる丘陵部、市街地が広がる平地部と臨海部が広がり、山から海までの多様な環境が広がっています。それぞれにおける主なみどりとして山地部には森林、丘陵部には農地が広がり、市街地や平地部には公園や街路樹、住宅地の市民が育てているみどりが点在しています。

しかし、森林においては放置森林の増加や竹林の拡大、農地においては後継者不足等に伴う農地の減少、都市公園では長期間未着手の都市公園の存在、街路樹では市道の街路樹整備が一部に留まっていることなど、みどりに関する課題を抱えています。

このみどりが抱えている問題の多くは行政だけで解決できるものでなく、市民ひとりひとりの協力があってはじめて解決できるものです。わたしたちは将来世代に今のみどりを残すだけでなく、さらにふやし、育てていくため、基本理念にもとづいて「みどりの基本計画」を進めていきます。

基本理念

みどりでつなぐ海と山 みんなで守り育てるみらいのみどり



神於山から大阪湾を望む

2 みどりの将来像

みどりからみた本市の将来像を示します。

自然豊かな自然軸（春木川、牛滝川、津田川）が市内を貫き、みどりの連続性と海から山、山から海へと向かう生きものの道をつくりだします。

市街地の中には、日常生活におけるみどりの拠点として都市公園を適切に配置し、社寺等の歴史的趣を残すみどりの保全を図ります。また、神於山等の里山*を保全します。

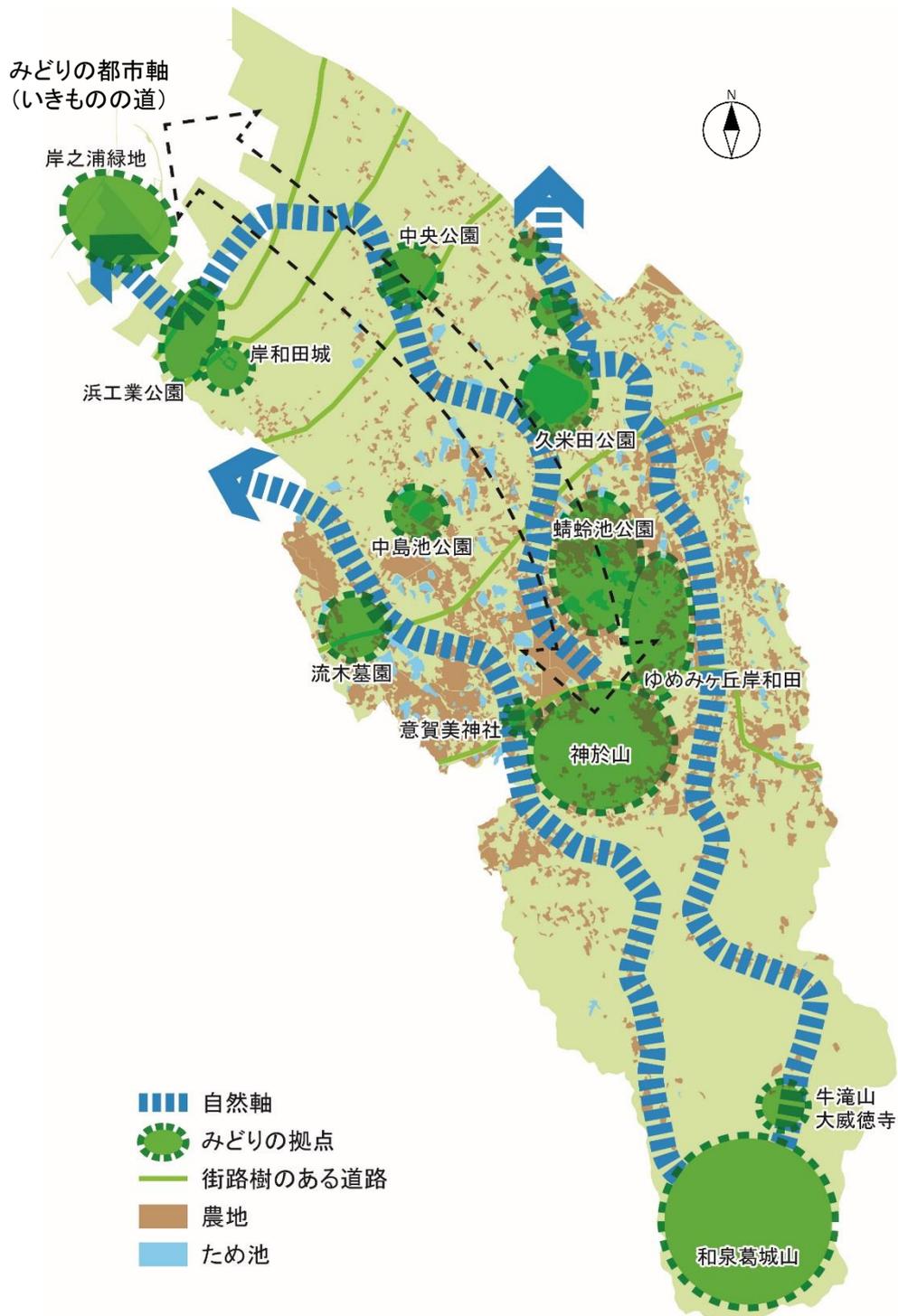


図 みどりの将来像

第5章 推進施策

1 基本的な考え方

本計画の基本理念に基づくみどりの将来像を実現するために、第3章「みどりの現状のまとめと系統別にみた課題」で整理した結果を踏まえつつ、以下の7つを基本的な考え方とします。

1-1 都市を形づくるみどりの保全（周囲の山並み・河川のみどり）

本市において和泉葛城山の貴重な自然が広がる山地部と、前山の神於山、また、神於山を水源として本市で水源から海まで完結している春木川のほか、牛滝川と津田川も多くの区間で本市を貫流している自然のみどりに加え、田畑や大規模公園（蜻蛉池公園、久米田公園、中央公園等）などの人との関わりが深いみどりが本市のみどりの骨格をなしています。そしてその間の丘陵部から平地部にかけてはため池、水路、水田、畑、里山林が網目状に隣接し合って多様な生きものの生息空間・生育空間が形成されており、そのみどりの保全を進めていきます。



和泉葛城山地、神於山と春木川



丘陵部の耕作地と里山林

1-2 岸和田を特徴づけるみどりの保全と創出（歴史と文化に組み込まれたみどり）

本市には牛滝山大威徳寺や意賀美神社等の天然記念物^{*}や特定植物群落^{*}に指定される貴重なみどりが残っており、市街地では多くの市民が岸和田城や久米田池周辺の桜に愛着を持っていますので、岸和田を特徴づけるみどりとして保全します。ゆめみヶ丘岸和田においては「フクロウの森再生プロジェクト」などの市民と協働^{*}で新たなみどりを創出する動きがあるように、市民と協働してみどりの創出を進めていきます。



牛滝山大威徳寺



久米田池周辺の桜

1-3 都市に生きものを呼び込む自然軸の保全と復元（自然軸としての河川）

春木川と牛滝川、津田川の3本がほぼ並行して山地部から丘陵部、平地部から臨海部へと本市を貫流しています。牛滝川上流にはカワガラスやコガタブチサンショウウオ、ムカシトンボ等の希少種をはじめ多くの生物が生息しています。

市街地では治水面を優先して整備を進めてきたため、生物にとってすみにくい区間が広がっています。河川整備時には多自然川づくり※を押し進めるなどして、生きものが周囲から移動しやすいように川らしさを守りつつ、自然の残る本来の川らしい姿を復元する取組を進めていきます。

特に、本市で源流から海まで完結し、自然の乏しい市街地、住宅地を貫流する春木川については、人と自然とのふれあいに役立つ整備に努めます。



生物の生息空間（牛滝川上流）



住宅地を貫流する河川（春木川）

1-4 生活環境の魅力を高めるみどりの整備（市街地のみどり、都市公園のみどり）

市民アンケート調査によると、市民の多くが、「みどり」と聞いて公園や街路樹を連想しています。みどりの効果を十分に発揮するためには、身近な「みどり」である公園や街路樹を魅力あるものにすることが重要であり、人々が集い、憩い、遊び楽しめる公園等のみどり空間をつくりだすことで、都市環境がさらに快適なものとなり、都市としての魅力も向上します。みどりの効果を十分に発揮させるため、みどりの量的な充足だけでなく、みどりの質的な向上を併せた施策展開が必要です。

このため、街路樹の整備や、都市計画公園※のうち既に用地を確保している区域についての整備を図るとともに、民有地の敷地内緑化の誘導を進めるなど市民と協働で私空間におけるみどりづくりを進めていきます。



公園（中央公園）



街路樹（田治米畑町線）

1-5 みどりの連続性の確保（山地のみどりと市街地のみどりの連続）

生態系ネットワーク*として生物が移動経路として利用できるように連続したみどりを創出・確保するとともに、春木川、牛滝川、津田川等の河川を軸に、森林等のみどりと点在するみどり（公園、農地、社寺林、緑道、街路樹、水路等）を有機的に確保することで生きものが移動しやすい連続性の確保に努めます。また、自然の乏しい市街地における自然と触れ合う場としての役割や水とみどりによる景観形成が期待できるため、神於山から蜻蛉池公園、久米田池、中央公園を經由し海までつながる春木川緑道の整備や牛滝川、津田川の保全・整備に努めます。



山地を流れる津田川



市街地を流れる春木川

1-6 「身近な自然」の保全と復元（ため池、農耕地、里山等のみどり）

本市においては農業が盛んで大阪府内第2位の農業産出額を誇ります。農業従事者の高齢化や海外からの安い農産物によって、経営環境はきびしい状態が続いていますが、ため池をふくむ農業システムが機能することで農空間は生物に生息地を提供しています。特に久米田池等は本市だけではなく、渡り鳥の中継地点として広域ネットワークで重要な環境です。農地として利用することでその生育・生息環境が保全されることから、就農支援*、地産地消等で農地の維持に努めます。

山林についても化石燃料の使用によるエネルギー革命の結果、手入れが行き届いていない山林や竹林の侵入・拡大が見られ、森林経営計画にもとづく施業の継続や、神於山のように住民と協働*で里山*のみどりの確保に努めます。



農空間（牛滝町）



住民と協働の里山管理（神於山）

1-7 みどりの担い手の育成

上記の6つの基本的な考え方に従って保全や整備を進めるには、行政だけでなく、市民ひとりひとりがみどりづくりに参画してもらうことが重要です。市民アンケート調査結果によると、みどりづくりに携わりたいと考える市民（潜在的な担い手）も数多くおり、市民が気軽に参加できる仕組みの検討とあわせて、主体的にみどりのまちづくりに参画できる正しい知識や意識を身につける機会を提供し、みどりの担い手の育成に努めます。

2 基本方針の設定

「基本的な考え方」と「求められる都市のみどりの機能」を踏まえ「基本方針」を設定します。

「基本方針」では、4章冒頭に示した「基本理念」の考え方である「守る」、「育てる」に加え、「求められる都市のみどりの機能」を効果的に発揮させるための「創出」、「つながり」を加えています。また、これらの取組は、行政や一部の市民だけで取り組むのではなく、これまで以上に多くの担い手が重要となるため、方針1~4を支える5つめの方針として、「みどりの担い手づくり」を設定します。

この基本方針は、本計画で施策を展開していく際の基本となる考え方です。

基本的な考え方

- 1) 都市を形づくるみどりの保全（周囲の山並み・河川のみどり）
- 2) 岸和田を特徴づけるみどりの保全と創出（歴史と文化に組み込まれたみどり）
- 3) 都市に生きものを呼び込む自然軸の保全と復元（自然軸としての河川）
- 4) 生活環境の魅力を高めるみどりの整備（市街地のみどり、都市公園のみどり）
- 5) みどりの連続性の確保（山地のみどりと市街地のみどりの連続）
- 6) 「身近な自然」の保全と復元（ため池、農耕地、里山等のみどり）
- 7) みどりの担い手の育成



求められる都市のみどりの機能

- A) くらしと自然を守っていくみどり（環境保全系統）
- B) すこやかな遊びと憩いのみどり（レクリエーション系統）
- C) 安全なまちづくりを支えるみどり（防災系統）
- D) 美しい故郷の風景を伝えるみどり（景観構成系統）



基本方針1	基本方針2	基本方針3	基本方針4
みどりの保全 （拠点となるみどりを 守る）	みどりの創出 （身近なところでみど りをつくる）	みどりのつながり （みどりをネットワー ク化し、生態系をつなげ る）	みどりの育成と活用 （みどりを育て、楽しみ つつ街の魅力を高める 仕組みをつくる）
基本方針5 みどりの担い手づくり（基本方針1~4を共通に支える）			

3 系統別のみどりの配置計画

本市において都市のみどりが持つ機能を効果的に発揮させるために、環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観形成系統の4つの系統に区分し、系統別のみどりの配置計画を設定します。

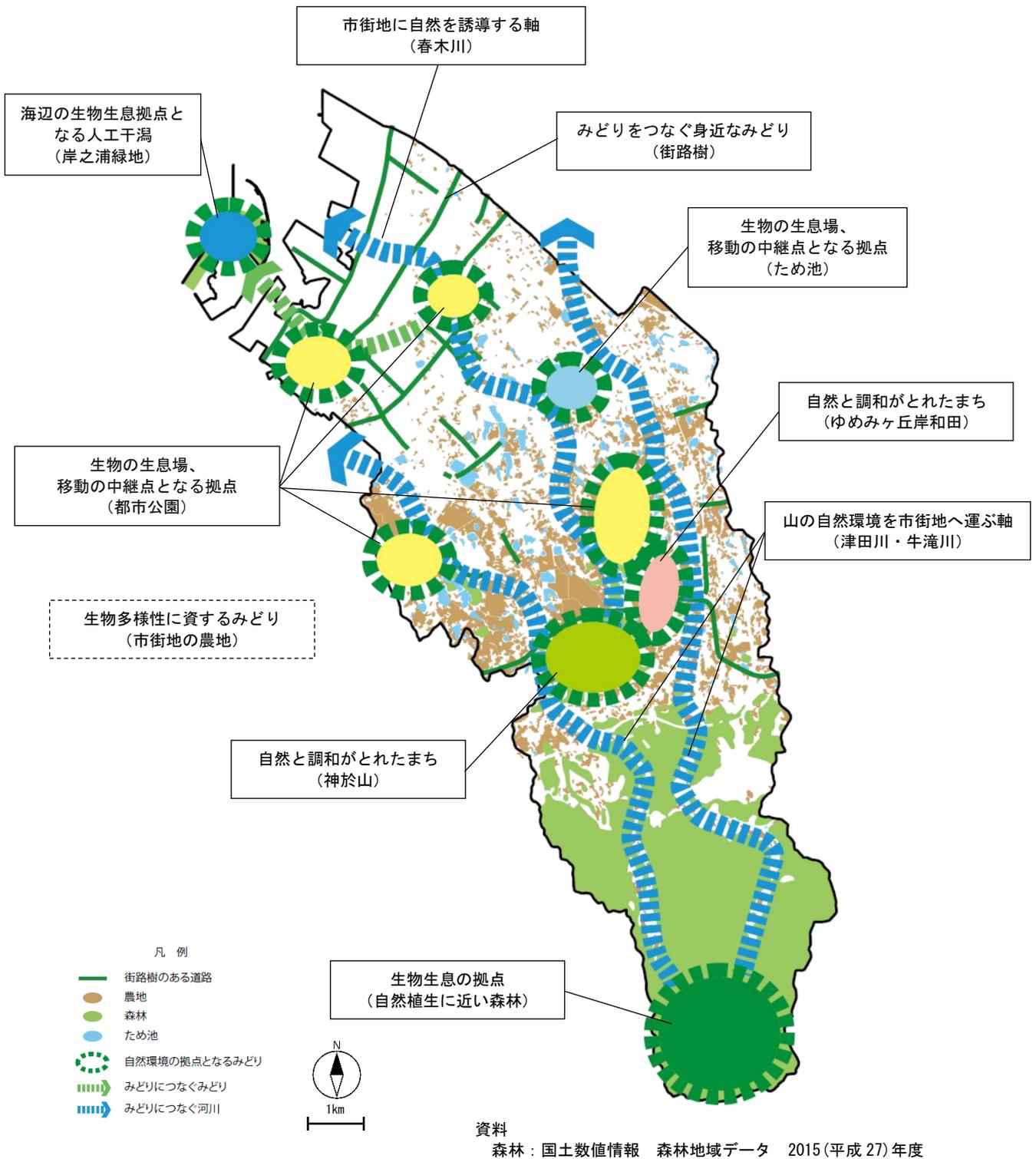
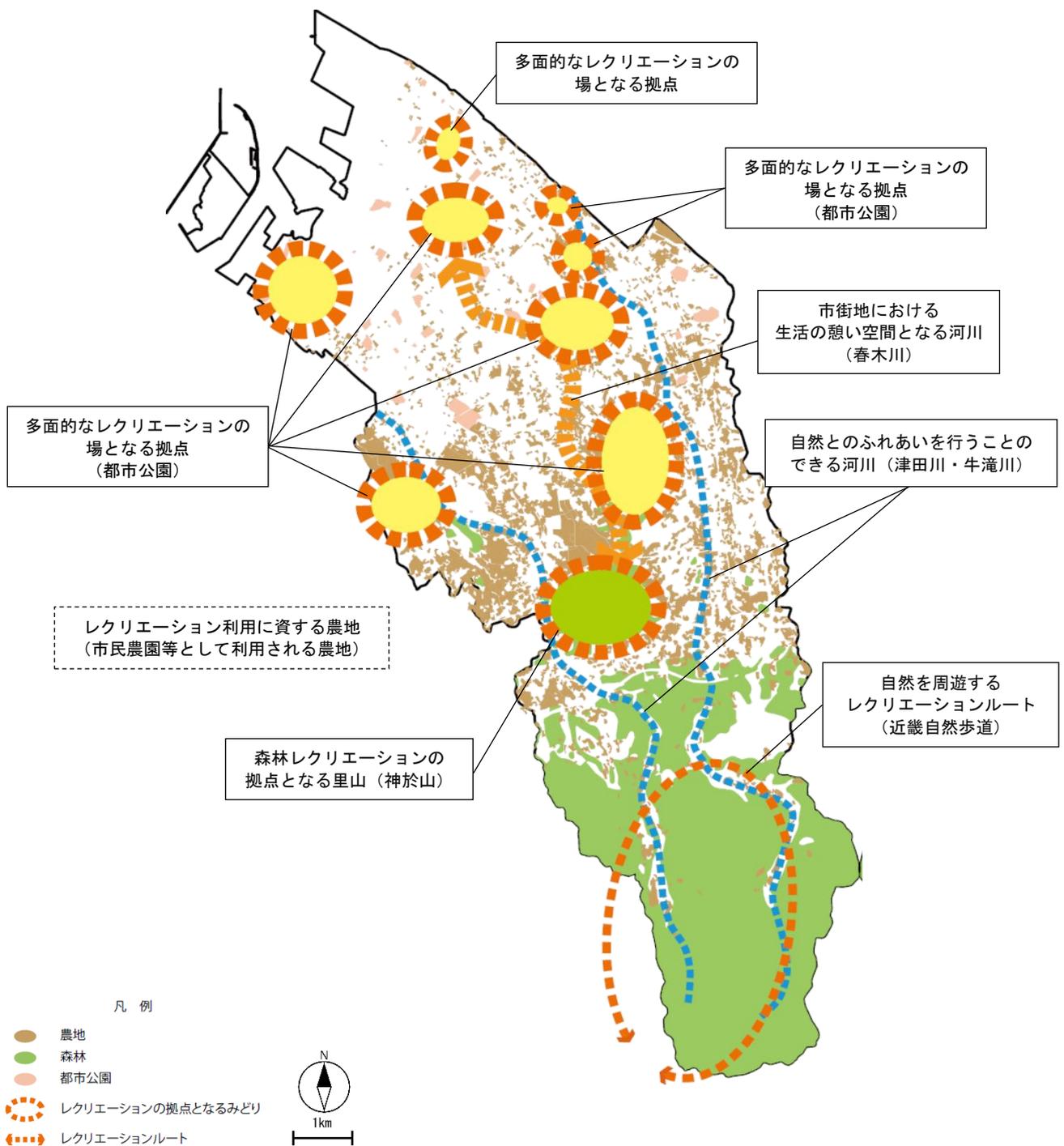
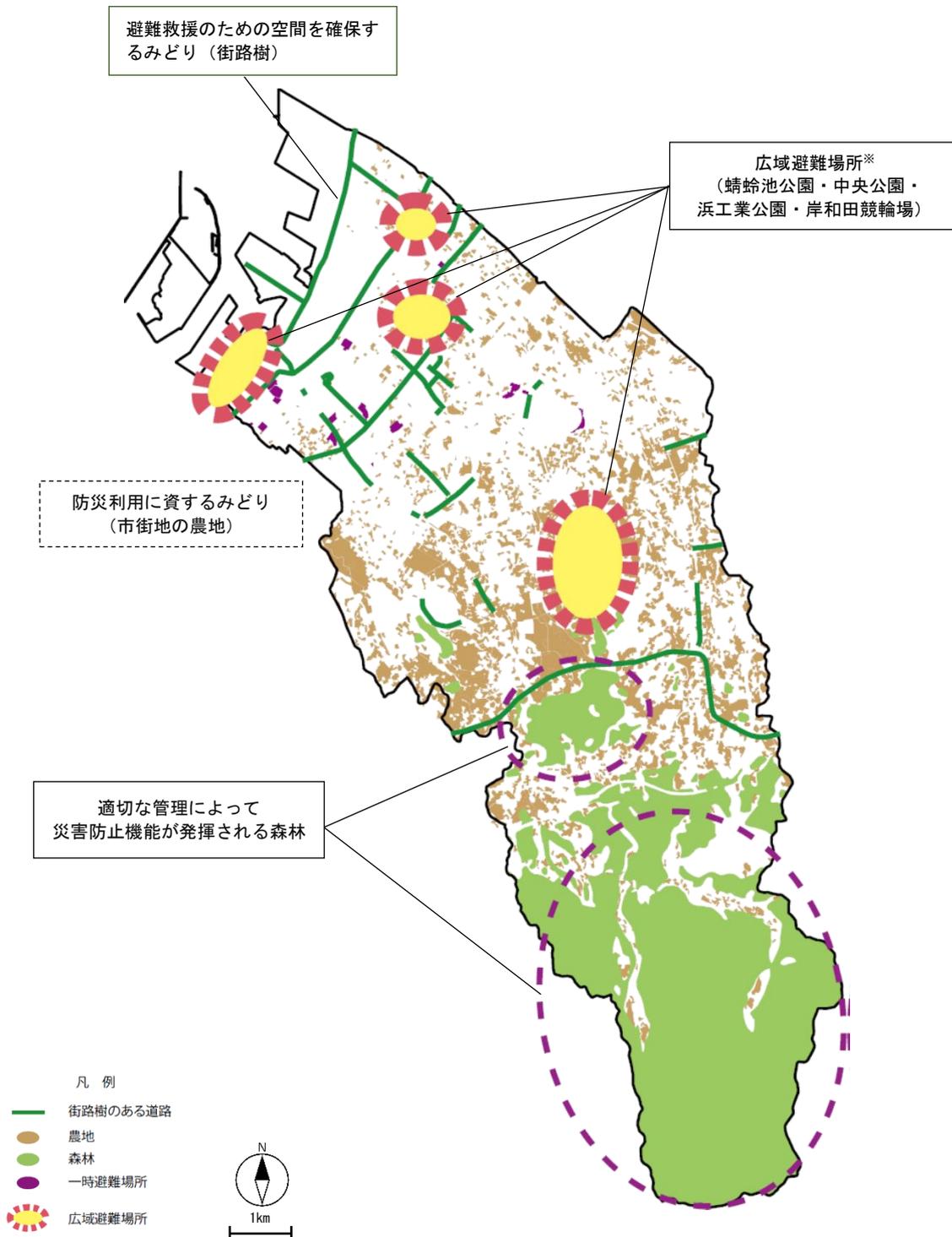


図 環境保全系統の配置計画図



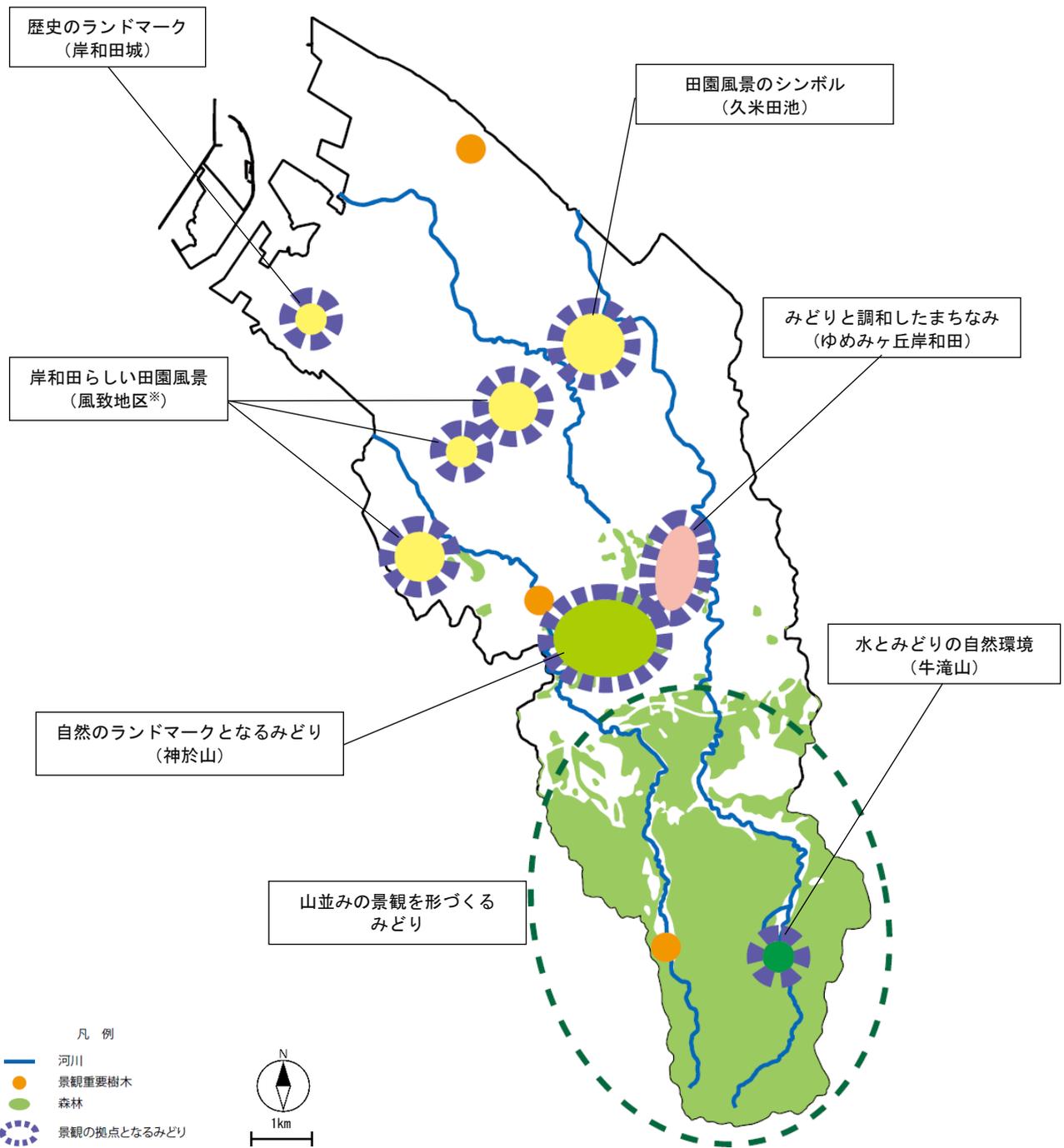
資料
 森林：国土数値情報 森林地域データ 2015(平成27)年度

図 レクリエーションシステムの配置計画図



資料
森林：国土数値情報 森林地域データ 2015（平成27）年度

図 防災システムの配置計画図



資料
 森林：国土数値情報 森林地域データ 2015(平成27)年度

図 景観構成系統の配置計画図

4 推進施策

基本方針1 みどりの保全に係る施策

施策体系		
1-1 森林・農地の保全		
(1) 森林の保全	施策1.1.1	自然植生に近い森林等の保全
	施策1.1.2	貴重な動植物の生息地保全
	施策1.1.3	法規制・指定等による良好な緑地の保全
	施策1.1.4	放置森林等の整備
	施策1.1.5	竹林の拡大抑制と林相転換
	施策1.1.6	森林整備の担い手確保(森林ボランティアの育成)
(2) 森林の活用	施策1.1.7	森林のレクリエーション利用
	施策1.1.8	森林資源のバイオマス利用
	施策1.1.9	観光資源としての活用
(3) 農地の保全	施策1.1.10	農業の活性化による農地の保全
	施策1.1.11	法制度を活用した都市農地の保全
	施策1.1.12	農業経営基盤強化の支援
(4) 農空間としての活用	施策1.1.13	農地のレクリエーション利用の促進
	施策1.1.14	農地の防災利用の促進
1-2 河川・水辺の保全および整備		
(1) 河川の保全と整備	施策1.2.1	河川における人と自然の共生空間の整備
(2) ため池・水路の活用	施策1.2.2	農業振興や森林保全を通じた、ため池や水路の保全
	施策1.2.3	生物多様性の維持向上をめざした、ため池の保全
(3) 海浜の整備	施策1.2.4	生物多様性の向上をめざした人工干潟の整備(阪南2区)
	施策1.2.5	多面的な利用をめざした港湾緑地の整備
1-3 特徴的なみどりの保全		
	施策1.3.1	特徴的なみどりの保全
	施策1.3.2	特徴的なみどりの利用の推進

施策

1-1 森林・農地の保全

森林や、水田・畑等の農地は、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成機能等の多面的機能を有していることから、森林・農地の保全と利用を進めます。

(1) 森林の保全

施策1.1.1 自然植生に近い森林等の保全

- 和泉葛城山のブナ林、牛滝の樹林、意賀美神社、矢代寸神社、山直神社、積川神社、稲葉町菅原神社の社叢林*等は自然植生*に近い状況となっています。和泉葛城山のブナ林では、公益財団法人大阪みどりのトラスト協会や環境省と連携し、保全を進めていきます。



和泉葛城山のブナ林

施策 1.1.2 貴重な動植物の生息地保全

- 牛滝川上流部にはカワガラス、コガタブチサンショウウオ、ムカシトンボ等が、神於山ではハイタカ、サシバ、タゴガエル、ハルゼミ等注目すべき動物種が生息しています。貴重な動植物の生息地域においては、関係機関と連携して生息地の保全に努め、多様な生態系を保ちます。



サシバ

施策 1.1.3 法規制・指定等による良好な緑地の保全

- 必要に応じて地区計画[※]等で建築物の緑化率[※]の最低限度等の指定を行い、みどりに富んだ快適な都市環境を維持していきます。
- 近郊緑地保全区域[※]、保安林[※]、史跡名勝天然記念物[※]等では、隣接都市と一体的に区域等の指定が行われている場合があります。隣接都市と一体的に区域等の指定が行われている区域については、広域的な観点や上位計画等を踏まえて保全を図ります。

施策 1.1.4 放置森林等の整備

- 岸和田市森林整備計画に基づき、必要な管理がされていない放置森林等を対象に森林整備を進め、森林の保全・育成に努めることで、森林の有する各種機能（環境保全、レクリエーション、防災、景観構成機能等）を発揮させます。
- 大阪府の森林環境税を活用して、危険な溪流における流木対策や、持続的な森づくりのための基盤整備を進めます。



放置されている人工林

施策 1.1.5 竹林の拡大抑制と林相転換

- 拡大する竹林を抑制するため、拡大抑制の効果的な方法についての検討を継続するとともに、伐採した竹の利用方法（マテリアル利用（竹細工、竹合板、竹パウダーの肥料等）、エネルギー利用）等についても検討を続け、効果的な利用方法を Web や冊子、講習等によって、関係者に周知します。
- 放置されている竹林については、潜在自然植生[※]であるシイ・カシ等から構成される常緑広葉樹林や、里山[※]機能を担ってきたクヌギやコナラから構成される落葉広葉樹林への林相転換[※]を進めることで、保水機能を高め、水源機能の低下を防止します。



放置されている竹林

施策 1.1.6 森林整備の担い手確保（森林ボランティアの育成）

- 森林整備の担い手確保に向け、森林・里山[※]の保全活動に興味・意欲のある市民を森林ボランティアとして育成する取組を進めます。

(2) 森林の活用

施策 1.1.7 森林のレクリエーション利用

- 生きもの観察や炭焼き等のイベントに際して、レクリエーションの場として森林を利用します。



森林を舞台とした生きもの観察

施策 1.1.8 森林資源のバイオマス利用

- 森林整備（伐採、剪定等）にともなって発生する材等を、薪等のバイオマス[※]として利用します。



伐採木をシイタケのほだ木として利用

施策 1.1.9 観光資源としての活用

- 和泉葛城山周辺にはブナ林が広がり、貴重な生態系が残っています。また、これらのブナ林は近畿自然歩道を利用するハイカー[※]で賑わうなど、レクリエーションとしても魅力的な地域であり、エコツーリズム[※]等の着地型旅行の観光資源として位置づけられることから、環境に配慮しつつ、さらなる保全・活用に向けた取組を推進します。



和泉葛城山のブナ林と近畿自然歩道

(3) 農地の保全

施策 1.1.10 農業の活性化による農地の保全

- 農産物の市場競争力を高めるための差別化を進めます。
- 道の駅「愛彩ランド」の直売所に代表される生産者名入り農産物の販売促進や、市内で収穫した生産物の学校給食への採用などにより、地産地消を支援します。
- スマート農業[※]や 6 次産業[※]化、農商工連携等の推進に向けた取組を検討します。



愛彩ランド

施策 1.1.11 法制度を活用した都市農地の保全

- 「都市農業振興基本法」が 2015（平成 27）年 4 月に施行されるなど、農地の持つ多様な機能によって良好な都市環境の形成を図るために都市農業の安定的な継続が求められています。保全すべき都市農地については、引き続き維持・保全に努めます。農地において開発事業が行われる場合は、開発事業者と協議等を行い、環境保全条例に基づき秩序ある土地利用となるよう指導します。
- 環境保全、防災、景観構成機能、また多目的保留地機能等、農地の持つ多様な機能を期待できる市街化区域[※]内の農地について、生産緑地制度による適正な保全・活用を誘導します。また、2017（平成 29）年の生産緑地法[※]の改正により創設された、買取申出可能時期を 10 年ごとに延期できる特定生産緑地指定制度等を活用し、農地の適正な保全を推進します。

施策 1.1.12 農業経営基盤強化の支援

- 大規模農地、少量多品目生産農地、市民農園等の様々な目的に応じた農地への集約、誘導を行うなど、農業基盤を強化します。
- 農地中間管理機構等と連携し、農地を貸したい人と借りたい人のマッチング[※]を行い、遊休農地[※]の解消を図ります。

(4) 農空間としての活用

施策 1.1.13 農地のレクリエーション利用の促進

- 農地を貸し農園や体験農業など交流の場として活用することにより、市民の交流を促進するとともに、農業文化の継承や、農業環境の維持・保全を図ります。
- 子どもから大人まで幅広い世代が参加する農業体験等を促進し、農業に対する市民の理解や関心を高めます。
- 農業に関連した施設として、ファーマーズマーケット[※]や観光農園、ハーブ園等、地域イメージに合った施設を誘導し、地区の活性化につなげます。
- 市街地にある農地の食物生産機能以外の機能（生物生息空間、環境学習、レクリエーション、延焼防止、災害時の一時避難地）を再評価して、都市農地の活用に努めます。

施策 1.1.14 農地の防災利用の促進

- 災害時において、農地を地域の避難場所、資材置き場、仮設住宅建設用地等として活用できるようにするための（仮称）防災協力農地制度を検討します。

1-2 河川・水辺の保全および整備

河川の源流部は、希少な動植物の生息・生育地を担い、中流では農地と一体となって水路や水田等の農地の生産系の一役を担っています。さらに、河川下流では、自然の乏しい市街地における自然との触れ合いの場としての役割があります。また、海浜は、干潟特有の生物の生息空間や水質浄化機能としての役割等があります。こうした点を踏まえて、それぞれの機能が発揮されるように保全・整備を進めます。

(1) 河川の保全と整備

施策 1.2.1 河川における人と自然の共生空間の整備

- 本市域内に源を有する津田川と牛滝川に、山の自然環境を市街地へ運ぶ軸としての役割を担わせ、自然の保全と復元を図ります。未整備区間については自然の保全と復元や自然とのふれあいを考慮した整備を推進します。
- 神於山を水源として本市で水源から海まで完結している春木川は、自然の乏しい市街地、住宅地を貫流することから、散策や夕涼み等の生活の憩いの空間として重要な存在となっています。このため、市街地に自然を誘導する軸として保全や復元を行うほか、人と自然とのふれあいに役立つ整備を推進します。
- 河川に特有な生態系を維持・向上させるため、川の整備を行う際には、自然に配慮した多自然川づくり*を進めます。
- 維持管理や更新に当っては、新技術等を活用し、費用を低減させます。また、予防保全型の管理等を通して、ライフサイクルコスト (LCC) *の削減に努めます。また、より効率よく事務を遂行できる体制づくりに努めます。
- 清掃活動、簡易水質検査、水生生物調査等、市民との協働*による河川環境向上のための取組を進めます。



轟川の親水広場

(2) ため池・水路の活用

施策 1.2.2 農業振興や森林保全を通じた、ため池や水路の保全

- ため池や農業用水路等を維持する確実な手段は、ため池や農業用水路等が農業用の水源施設として利用され、管理されることです。こうした観点から、農業の振興を図り、伝統的農業システム*が持つみどりの機能（生物生息・移動の場、気温の緩和、流出量の調整等）が発揮されるように努めます。
- 農業生産を支える農業用水路、ため池等の機能を適正に維持するため、農業・水利関係者等の市民とともに、管理・活用方策を検討します。
- ため池の自然環境保全には水源確保も重要です。ため池や河川に年間を通じて恒常的な集水量が得られるよう、和泉葛城山や神於山等の集水域の樹林の保全を図ります。（詳細については、「第5章 4 推進施策 1-1 森林・農地の保全」参照）



ため池と集水域の樹林

施策 1.2.3 生物多様性の維持向上をめざした、ため池の保全

- 本市のため池群は、多くの動植物の生息・生育地として重要な自然環境となっています。特に久米田池と周辺のため池群は多くのシギ・チドリ類の渡りの中継地として重要であるため、保全を図ります。



冬の久米田池

(3) 海浜の整備

施策 1.2.4 生物多様性の向上をめざした人工干潟の整備（阪南2区）

- 干潟は、古くから干拓や埋立てが進められた大阪湾において、生物多様性*上重要な環境です。モニタリング調査*等で生物相の変化をみながら、阪南2区の人工干潟の整備を、大阪府に引き続き要望していきます。



人工干潟でみられるハクセンシオマネキ

施策 1.2.5 多面的な利用をめざした港湾緑地の整備

- 水際線の修景に資するほか、港湾就労者や近隣住民の休息場、大規模災害発生時の避難スペースとなるように、大阪府に引き続き要望していきます。



岸之浦緑地

1-3 特徴的なみどりの保全

市街地にも自然植生※に近いみどりや、地域振興に寄与する可能性を持ったみどり、良好な景観を形成しているみどりなど、特徴的なみどりが存在します。こうした特徴的なみどりの保全・活用を図っていきます。

施策 1.3.1 特徴的なみどりの保全

- 市街化区域※内に位置していても兵主神社や夜疑神社、土生神社等の社叢林※は自然植生に近い状況であり、岸和田市の天然記念物※に指定されています。今後も、市街地に点在する貴重な自然として保全に努めます。
- 学校や街区公園※等のみどりは、市街地にあつて住民に親しまれてきたみどりで、住民の記憶の中に残る幼いころの景観としても重要であるため、適切な維持管理に努めます。
- 地域の自然・歴史・文化等からみて樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木を景観重要樹木として指定し、景観保全等に活用します。景観重要樹木には、2017（平成 29）年 7 月現在、「奥家の棕」「塔原町のサクラ」「吉井町のエノキ」の 3 本を指定しています。
- 鍋山の保全を図り、地質学的に重要な「鍋山安山岩」の保全をあわせて図ります。



土生神社



奥家の棕（景観重要樹木）

施策 1.3.2 特徴的なみどりの利用の推進

- みどりの中には、歴史・文化的遺産に彩りを添え、ランドマーク※を形成するみどりがあります。岸和田城周辺の桜や久米田池の桜、神於山の里山※等のみどりは、観光資源としても重要です。このため、説明板の設置、AR 技術※による案内や体験機会の提供に努めます。



久米田池の桜

基本方針2 みどりの創出に係る施策

施策体系

2-1 公園の整備および管理	施策2.1.1	都市公園の整備方針の再検討と整備の推進
	施策2.1.2	都市公園の管理方針の検討と、公園施設の長寿命化に向けた検討
	施策2.1.3	地域の実情に合った公園整備の検討
	施策2.1.4	神於山の都市公園(都市林)としての整備
	施策2.1.5	都市公園の多面的な利活用に向けた整備や情報発信
2-2 街路樹の整備	施策2.2.1	植栽地の特性や地域住民の意向等を踏まえた適切な街路樹整備
2-3 市街地の緑化	施策2.3.1	各種法令等に基づくみどりの確保
	施策2.3.2	ビオトープの創出等
	施策2.3.3	空き地等を活用した緑化の推進
2-4 地球温暖化の緩和	施策2.4.1	みどりを通じた温暖化防止学習の展開
	施策2.4.2	みどりの保全による温熱環境の軽減

施策

2-1 公園の整備および管理

公園等のみどりの不足する地域が存在し、長期未着手の都市計画公園*が残っています。一方で、開設済みの公園では、既に8割以上が開設後30年以上経過しており、遊具、施設の老朽化が進行しています。限られた財源で、みどりの機能を確保するための公園整備とともに、地域の特性に応じた公園管理運営に努め、老朽化が進む既存施設の対応を効率的に進めます。

また、府営公園については、大阪府と連携を図りながら取り組んでいきます。

施策2.1.1 都市計画公園の整備方針の検討

- 未完成の都市計画公園のうち、既に用地を確保している区域（大門公園、大路公園、中央公園等）については、効果発現に向けて整備を図るとともに、長期未着手となっている区域については「都市計画公園・緑地（市町村公園）見直しの基本的な考え方（大阪府都市計画協会、2013（平成25）年6月）を参考に整備方針を検討し、必要に応じて都市計画の見直しを行います。



中央公園（開設箇所）

施策2.1.2 都市公園の管理方針の検討と公園施設の長寿命化に向けた検討

- 主要な都市公園について、地域の実情に応じたパークマネジメント*プランを検討するなどにより、施設の維持管理・更新計画の策定に役立てていきます。
- 本市の都市公園は、1965（昭和40）年頃から整備してきたものが多く、開設後30年以上経過したものが約8割となっており、施設についても老朽化が進んでいます。公園施設の状況や利用実態等を踏まえ、長期的な視点から更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図り、ライフサイクルコスト（LCC）*を削減します。また、より効率よく事務を遂行できる体制づくりに努めます。



都市公園施設（遊具）

- 都市公園施設については、定期的な点検により状態を把握し、損傷が大きくなる前に補修することで安全性を確保し、長寿命化を図ります。
- 適切に公園施設を管理するためには、一定の財源が必要になるため、財源の確保策を検討していきます。
- 都市公園等に対する市民ニーズの多様化に対応し、より効率的・効果的に公園を管理運営するため、指定管理者制度[※]等を活用して、民間活力による飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置やその収益を活用し、周辺の園路、広場等についても整備、改修等を一体的に行うことで、公園利用サービスの向上を図り、さらには管理運営経費の効率的運用につなげます。



千亀利公園の夜店

施策 2.1.3 地域の実情に合った公園整備の検討

- 新たな公園整備もしくは老朽化による施設更新を行う際は、地域の実情に合った魅力的な施設となるように、ワークショップ[※]等の計画段階からの市民参加に努めます。また、都市公園条例に基づいたバリアフリー[※]化を推進します。
- すでに供用されている公園についても、時代の変化によって整備当初からニーズが変わる場合があります。そこで、地域住民等の合意に基づきながら、利用状況に応じた公園施設の集約・再編、小規模公園の統廃合により、期待される機能の発揮に向けた検討を行います。
- 地域のニーズに応じて、健康遊具[※]の設置を検討するなど、健康的なライフスタイルに寄与できる整備を進めます。



健康遊具を設置した公園

施策 2.1.4 神於山の都市公園（都市林）としての整備

- 神於山は、市街地のほとんどから遠望でき、遠足やハイキングの対象として市民に親しまれています。神於山を都市林[※]として位置づけるよう検討するとともに、引き続き、二次林[※]を活かして身近な自然に触れることのできる自然体験学習の場や里山レクリエーションの場としての整備を図ります。



神於山でのレクリエーション

施策 2.1.5 都市公園の多面的な利活用に向けた整備や情報発信

- 墓園をお墓参りの対象としてだけでなく、春の花見や秋の紅葉を楽しめる場としても活用を図ります。
- 公園の特徴を看板等でPRするなどして、市民が誇りに感じたり、愛着をもてるように努めます。また、公園内の歴史的遺産や樹木の名称等の情報発信にも努め、公園利用の促進を図ります。
- 広域避難場所^{*}として指定されている中央公園、浜工業公園、岸和田競輪場においては、災害等の緊急時に対応した「かまどベンチ^{*}」や、「マンホールトイレ^{*}」など防災機能の維持・増進を図ります。
- 公共還元型の収益施設^{*}（カフェ、レストラン等）の設置や民間事業者による公園リニューアル、公園内のPFI事業^{*}による都市公園の再生や活性化に努めます。



久米田公園無名塚古墳

2-2 街路樹の整備

街路樹は、良好な景観を形成するほか、緑陰^{*}形成による気温の低減、火災発生時の延焼防止、生物の移動経路の形成等に役立ちます。このように、様々な機能を持つ街路樹の整備を推進します。

施策 2.2.1 植栽地の特性や地域住民の意向等を踏まえた適切な街路樹整備

- 歩道・中央分離帯等で植栽に使用できる幅員が異なることから、植栽スペースに応じた適切な樹種選定を行うことで、持続的なみどりの空間を整備します。
- 歩道等は、限られた空間であることを踏まえ、道路構造令^{*}による占有幅の確保等に留意し、交通弱者に配慮して整備を実施していきます。
- 街路樹の落葉は、周辺住民の日常生活に支障を与える場合があるほか、建築限界^{*}や架空線^{*}を確保するための剪定によって、樹形が悪くなる場合があります。そこで、街路樹の剪定にあたっては、地域の意見を聞くことに努めます。
- 樹種選定の際は、地域住民の意見を反映することや、通りを代表する樹木に樹名板を設置するなど、市民が愛着を持てるようにし、地域住民が管理活動に参加しやすいよう配慮します。また、管理頻度が少なくてもよい樹種を選定することなどにより、管理費用を低減させます。
- 維持管理や更新に当たっては、新技術等を活用し、費用を低減させます。また、予防保全型の管理等を通して、ライフサイクルコスト（LCC）^{*}の削減に努めます。また、より効率よく事務を遂行できる体制づくりに努めます。



市道臨海中央線

2-3 市街地の緑化

市街地において、みどりの質の向上に努めるとともに、みどりの不足する地域を解消し、良好な都市環境の形成を図ります。

施策 2.3.1 各種法令等に基づくみどりの確保

- 公共施設の敷地緑化を図るとともに、民間施設等に対しても地区計画^{*}制度や大阪府自然環境保全条例^{*}等によって、みどり豊かな良好な空間の誘導に努めます。また、改正都市緑地法^{*}による民間主体、またはみどり法人^{*}による市民緑地制度^{*}の活用が進められる環境づくりに努めます。
- みどりの確保策として、緑化地域、緑化重点地区の指定、市民緑地^{*}としての契約締結等を行い、緑地・広場の創出に努めます。
- 地区計画制度に基づき、条例に定める緑化率^{*}を満たす緑地の確保に努めるほか、アイストップ^{*}となる高木植栽や、在来樹種の導入など、みどりの質を向上できるようなアドバイスを行っていきます。

施策 2.3.2 ビオトープの創出

- 失われた自然の代替措置として、自然の乏しい地域におけるビオトープ^{**}等のみどりの創造に努めます。ビオトープは、ESD (Education for Sustainable Development) ^{*}とよばれる環境学習を推進するための学習空間としても活用していきます。

施策 2.3.3 空き地等を活用した緑化の推進

- 増加すると考えられる空き家、空き地等のオープンスペース^{*}に緑化ボランティアが緑化を行うことができるような仕組み・制度を検討します。



空き地を活用した緑化例

2-4 地球温暖化の緩和

地球温暖化の緩和にむけて、地域のみどりづくりを通じた温暖化防止学習やみどりの保全を進めます。

施策 2.4.1 みどりを通じた温暖化防止学習の展開

- 地球温暖化の緩和にむけては、市民一人ひとりの取組が重要です。そこで、アドプトフォレスト制度^{*}等、地域のみどりづくり活動を通じて温暖化防止学習を進めます。

施策 2.4.2 みどりの保全による温熱環境の軽減

- みどりを保全することで、局地的な気温上昇等の過酷な温熱環境（ヒートアイランド現象^{*}）を軽減し、エネルギー等の消費量を抑えます。

基本方針3 みどりのつながりに係る施策

施策体系

3-1 生態系ネットワークの確保	施策3.1.1	広域生態系ネットワークにおけるみどりの確保
	施策3.1.2	生物の移動経路の確保
	施策3.1.3	牛滝川、津田川、春木川を横断的につなぐみどりの確保

施策

3-1 生態系ネットワークの確保

公園、社寺、学校の緑、樹林、田畑、ため池等は、生物の生息場や移動の中継点（生態的拠点）となり、山から流れ出す河川は、点的なみどりを線的につなぐ重要な機能を持ちます。このように、みどりは、つなぎ合わされ、連続的なみどりとなることで、そこに生育・生息する種の維持や多様性の確保に相乗的な効果が発揮されます。

このような生態系ネットワーク*の確保をめざして、みどりの保全と整備を進めます。

施策 3.1.1 広域生態系ネットワークにおけるみどりの確保

- 久米田池とその周辺のため池群は、多くのシギ・チドリ類の渡りの中継地や、越冬地、ねぐら、餌場等、多様な役割を果たしており、鳥類の広域ネットワークを確保するためにもため池の保全に努めます。
- 阪南2区埋立地で整備のすすむ人工干潟は、大阪湾に面する数少ない干潟として、広域的に見た渡り鳥の休息地として不可欠な存在です。岸和田自然資料館等の専門家や市民参加によるモニタリング調査*等を行い、その結果を整備にフィードバックさせるなどして、よりよい環境の創造に努めます。



阪南2区の人工干潟

施策 3.1.2 生物の移動経路の確保

- ため池、水路、水田、畑、里山*が複雑に隣接しあうことにより、多様な生きものの生息・生育空間が形成されます。ひとつの環境だけを保全するのではなく、地域の多様な環境を保全する観点からも森林保全や農地保全等の多様な施策の展開に努めます。
- 市街地において公園や社寺、住宅地の庭等のみどりが飛び石のように配置されていれば、鳥類や飛翔性の昆虫等の一部の生物は移動に利用することができます。市街地においてもみどりが点在するように、市民と協働*のみどりづくり等にとりくみます。



市街地に点在する緑地

施策 3.1.3 牛滝川、津田川、春木川を横断的につなぐみどりの確保

- 本市を流れる牛滝川、津田川および春木川は山地から市街地をつなぐ自然の軸となっており、また、この3河川はほぼ平行に流れており、3本の河川を横断的につなぐことでさらに多くの生物が移動できるため、3本の河川の間位置する神於山～鍋山、久米田池～宮の池・今池公園等の保全や整備に努めます。

基本方針4 みどりの育成と活用に係る施策

施策体系		
4-1 みどりに関する意識の啓発	施策4.1.1	きしわだ自然資料館を活用したみどりに関する意識の啓発
	施策4.1.2	自然とのふれあい場所や機会の提供
4-2 市民協働による管理	施策4.2.1	みどりへの関心を高める施策の推進
	施策4.2.2	アドプトフォレスト制度の展開
4-3 みどりの景観づくり	施策4.3.1	法令等による景観の誘導や保全
	施策4.3.2	計画的な植栽による景観の形成
	施策4.3.3	市民参加による、みどりの景観づくり
4-4 みどりをつくり支える仕組みづくり	施策4.4.1	緑化ボランティアの育成
	施策4.4.2	市民参加によるみどりづくりの継続と推進
	施策4.4.3	市民参加によるみどりづくりを支える仕組みの検討
	施策4.4.4	効率よく事務を遂行できる体制づくり
4-5 地域力の向上	施策4.5.1	地域力の向上につらなるみどりづくり活動

施策

4-1 みどりに関する意識の啓発

本市のみどりの現状やみどりを育てることに興味を持ってもらうため、みどりに対する正しい理解や楽しみかたを伝えていきます。

施策4.1.1 きしわだ自然資料館を活用したみどりに関する意識の啓発

- 岸和田を中心とした自然に関する情報の発信拠点であるきしわだ自然資料館には、開館以降多くの標本等が集められています。今後、博物館資料を活用して、岸和田市の自然（ブナ林等）に関する特別展示を開催するなど、みどりに関する意識の啓発に努めます。
- きしわだ自然資料館は、そのサポート組織である「きしわだ自然友の会[※]」と相互に協力し合いながら観察会等の普及行事を企画するなど、引き続き、みどりへの関心を高める事業を実施します。
- 本市の施設だけでなく全国の博物館ネットワーク等を活用して、博物館の連携による各館の強みを持ち合わせて人材育成やネットワークづくりを検討します。

施策4.1.2 自然とのふれあい場所や機会の提供

- 都市近郊にある一般的な公園はもちろんのこと、山林、里山[※]といった自然環境とふれあう場所やふれあう機会のさらなる提供に努めます。あわせて、市民に自然の機能や良さをわかりやすく解説することで、自然の本質が理解できるよう努めます。



植樹体験

4-2 市民協働による管理

質の高いみどりを維持するためには市民と協働^{*}の維持管理が不可欠です。今後も、これまでの市民協働によるみどりの管理を継続、拡大していきます。

施策 4.2.1 みどりへの関心を高める施策の推進

- 公園管理の一部（清掃、花壇の植え替え等）を個人や団体（企業）が担う緑化ボランティア事業を継続します。また、緑化ボランティア事業をより多くの市民に知っていただくための広報活動や、市民のみどりへの関心を高める施策を通して、緑化活動に関する意欲向上を図ります。
- みどりの保全や利用を行っている団体が活動拠点として利用できる場所を必要に応じて都市公園や身近な公園内にもうけ、活動の支援を検討します。

施策 4.2.2 アドプトフォレスト制度の展開

- 大阪府の進めるアドプトフォレスト制度^{*}を展開し、緑化活動を希望する企業と森林管理に手がまわっていない地権者とをコーディネートすることで、市民協働による管理を進めます。



企業による植樹活動

4-3 みどりの景観づくり

みどりは良好な景観を形成する大きな要素です。みどりを活用して景観をよくすることで、地域の魅力向上につなげます。

施策 4.3.1 法令等による景観の誘導や保全

- 工場の敷地内緑化については建物を市街地景観に調和させるためにも、これまでどおり「岸和田市景観条例」に基づく届け出制度や景観形成事業に基づく指導、助言を行っていきます。
- 景観形成時の誘導基準でもある景観形成ガイドラインの内容を必要に応じて見直し、良好な景観づくりに役立てます。
- 景観法^{*}に基づき、地域の自然・歴史・文化等から見て樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものについて、景観重要樹木の指定を行います。

施策 4.3.2 計画的な植栽による景観の形成

- 公園緑地の魅力の一つである「大きな木」が生育できるよう、将来を想定した樹種の選定、公園施設の適正な配置に努めます。ケヤキ等の将来「大きな木」となる樹種を選定する場合、「大きな木」が育つ空間を確保し、この空間には原則的に構造物や架空線^{*}、埋設物も配置しない計画とします。具体化する手法の一つとして、景観法に基づく景観重要公共施設の指定を目指します。

施策 4.3.3 市民参加による、みどりの景観づくり

- 整備計画や地区計画^{*}等で定められた緑化を地域ぐるみで推進し、地域の環境・景観の質の向上と、地域の魅力の向上を目指します。

4-4 みどりをつくり支える仕組みづくり

市民意識調査の結果から、みどりづくりに携わりたいと考える市民が数多くいることがうかがえます。みどりに関心を持った市民が気軽にみどりづくりに参加できる仕組みを検討し、市民参加による緑化を進めていきます。

施策 4.4.1 緑化ボランティアの育成

- 緑化への参加のきっかけとなるイベント等の実施やボランティアの育成、また、すでに活動している団体と希望者とのマッチング*等を行政（市民活動サポートセンター）が率先して行います。
- ボランティアの頑張りを見える化するために、活動状況のPR等の情報発信を検討します。

施策 4.4.2 市民参加によるみどりづくりの継続と推進

- 東岸和田駅ガーデニングショーや景観形成市民団体*自然事業（岸和田駅東・花いっぱい推進プロジェクト*等）などの市民参加によるみどりづくりを引き続き推進します。
- まちづくり協議会や各小学校が活動している花苗の育成や、市民への鉢の提供等の活動を支援し、家のまわりの身近なみどりの量の増加や、質の向上に役立てます。



花いっぱいプロジェクト

施策 4.4.3 市民参加によるみどりづくりを支える仕組みの検討

- アドプトフォレスト制度*等、行政に代わってみどりの維持管理を市民や企業が行う協働*システムの構築を検討します。
- 市民が継続して植物を育てることができるような仕組み（種や苗の提供、剪定枝の堆肥の提供、コンテスト等）の検討や、支援を行ないます。

施策 4.4.4 効率よく事務を遂行できる体制づくり

- 市の限られた人員の中で適切な維持管理を実施するためには、作業の効率化、高度化が必要であり、台帳整備やマニュアル化など、組織として知識の蓄積を行い、より合理的に事務を遂行できる体制づくりに努めます。

4-5 地域力の向上

みどりに関わる活動（里山*整備、まちなか緑化等）を緑化活動の分野にとどめず、地域の活性化や暮らしやすさなど、地域力の向上にもつながるみどりに関わる活動を推進します。

施策 4.5.1 地域力の向上につらなるみどりづくり活動

- みどりに関わる活動を行っている組織に、みどりの視点を持ったまま、他分野（福祉や商業、防災、教育等）に関わってもらうことで、地域の活性化や暮らしやすさの向上など、地域力の向上につなげます。

基本方針5 みどりの担い手づくりに係る施策

施策体系

5-1 みどりの活動拠点・支援・人材育成	施策5.1.1	市民と自然の接点の拡大
	施策5.1.2	緑化ボランティアや専門ボランティアの育成
	施策5.1.3	次世代のみどりの担い手づくり

施策

5-1 みどりの活動拠点・支援・人材育成

市民が主体的にみどりづくりに参画できるよう、正しい知識や意識を身につける機会を提供するなどして、人づくりに取り組んでいきます。

施策 5.1.1 市民と自然の接点の拡大

- 自然観察会等を企画、実施し、自然に関心をもつ市民を増やします。
- 神於山保全活用推進協議会など、みどりの質を高める市民活動拠点を、行政の立場から支援していきます。
- 自然の中で遊ぶ機会が少ない子ども達に対し、自然への接し方を教え、発見の感動を何気なく伝えられる人材（プレイリーダー、パークリーダー等）を養成していきます。



自然観察会

施策 5.1.2 緑化ボランティアや専門ボランティアの育成

- 市民による公園管理が適切に行われるように、緑化ボランティア等に登録している団体や市民を対象とした勉強会や意見交換会を開催するほか、新たな支援策等を検討します。
- みどりの担い手である専門ボランティアを里山ボランティア育成講座や農業研修講座で養成しています。その後の修了生が多様な活動に参加できるようにコーディネートするとともに、一つの窓口で受け入れ先がわかるワンストップ窓口を検討します。

施策 5.1.3 次世代のみどりの担い手づくり

- 次世代のみどりの担い手を育てるため、小中学校の教員の初任者研修での里山体験学習を継続して実施するとともに、自然環境教育を通じて子ども達がみどりを体感し、その大切さを学習することで本市の豊かなみどりが次の世代へも継承されるように努めます。
- また、こうした自然環境教育に取り組むため、みどりの市民活動団体、ボランティアが集うプラットフォームづくりを検討します。



教員の初任者研修での里山体験学習

第6章 計画推進の方針

1 計画推進の方針

1-1 計画の推進体制

本計画で設定する目標を達成していくためには、行政だけではなく、市民や事業者の取組も重要です。

このため、本計画の推進に当たっては、上記3者それぞれが役割を分担し、また、協働^{*}の取組を行っていくものとします。

1-2 各主体の役割

◆市民

市民は、様々な機会を活用してみどりや自然について学び、緑化活動や生物多様性^{*}への関心を高めます。

また、緑化活動や自然のみどりを守る活動等への参加に努めます。

◆事業者

事業者は、事業所の緑化に取り組むほか、地域のみどりづくりに協力します。

また、社員に対して緑化活動や自然のみどりを守る活動についての普及啓発に努めます。

◆行政

本市は各種の事業において、本計画を踏まえた緑化施策を推進します。

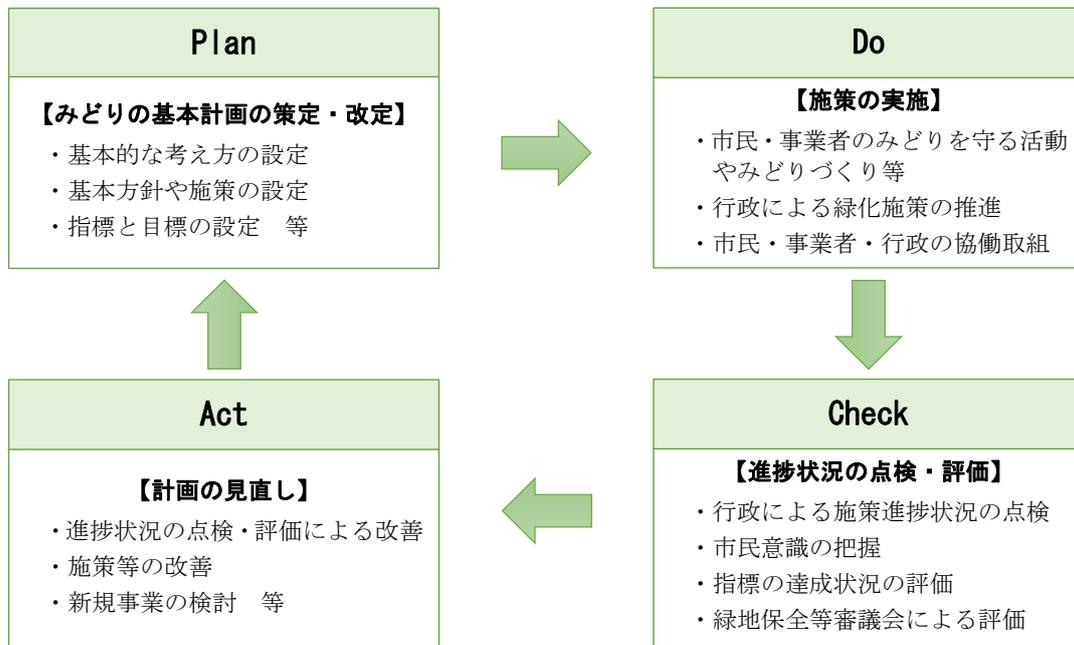
また、河川整備、森林整備、街路樹、府営公園等、国や大阪府が管理する事業との連携を図ります。さらに、河川の流域にある周辺自治体など、関係する自治体と連携した取組を進めます。

2 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）のサイクルによる進行管理を行い、目標の実現に努めていきます。

こうした目標の実現に努める中で、新たな課題や上位計画の見直しに伴う改定の必要が生じた場合には、随時改定を行うなど柔軟な運用を図ります。

また、本計画の評価に際しては、市民意識調査の結果および総合計画で掲げられている評価指標からみどりに関する項目を抽出して評価します。



◆Plan みどりの基本計画の策定・改定

本市のみどりの現状や課題を踏まえ、みどりの基本計画を策定・改定し、計画の施策や目標等を設定します。

◆Do 施策の実施

市民^{*}・事業者・行政の各主体が役割を分担して、また協働で、みどりを守る活動、みどりづくり等を行っていきます。行政は施策の実施や市民・事業者の取組を支援し、市民・事業者は主体的な活動を進めます。

◆Check 進捗状況の点検・評価

施策の進捗状況の点検や市民意識の把握を行い、指標の達成状況の評価します。また、緑地保全等審議会からの評価を受けます。

◆Act 計画の見直し

進捗状況の点検・評価を踏まえて、施策の改善、新規事業の検討等を行います。

3 指 標

進行管理に当たっては、下表の指標によって、施策、事業を評価し、結果を踏まえて計画の見直しを行います。10 年後については、計画の推進による成果を確認するための中間目標値を設定します。

なお、指標は、上位計画である総合計画で掲げられている指標を利用しているため、上位計画の見直しに応じて変更するものとします。

基本方針別の指標一覧

項 目	指 標	中間目標値 (2027 年)	現状値
基本方針 1 みどりの保全 1-1 森林・農地の保全 1-2 河川・水辺の整備 1-3 特徴的なみどりの保全	農業や漁業に魅力があると感じている市民の割合	41.0%	32.4% (2016 年)
	海や川の水がきれいと感じている市民の割合	27.0%	16.2% (2016 年)
	岸和田の歴史や伝統がしっかりと引き継がれていると感じている市民の割合	71.0%	64.1% (2016 年)
	岸和田市はみどりが豊かであると感じている市民の割合	64.0%	50.2% (2016 年)
基本方針 2 みどりの創出 2-1 公園の整備および管理 2-2 街路樹の整備 2-3 市街地の緑化 2-4 地球温暖化の緩和	市民 1 人当たりの都市公園面積	10.0 m ² /人	8.5 m ² /人 (2017 年)
	景観がよく保全されていると感じている市民の割合	22.0%	18.4% (2016 年)
	岸和田市はみどりが豊かであると感じている市民の割合 (再掲)	64.0%	50.2% (2016 年)
基本方針 3 みどりのつながり 3-1 生態系ネットワークの確保	多様な動植物が生息していると感じている市民の割合	35.0%	22.4% (2016 年)
基本方針 4 みどりの育成と活用 4-1 みどりに関する意識の啓発 4-2 市民協働による管理 4-3 みどりの景観づくり 4-4 みどりをづくり支える仕組みづくり 4-5 地域力の向上	きしわだ自然資料館の入館者数	27,000 人	20,869 人 (2015 年)
	公園美化ボランティア登録数	330 人	220 人 (10 団体) (2016 年)
	景観がよく保全されていると感じている市民の割合 (再掲)	22.0%	18.4% (2016 年)
	この 1 年間にボランティア活動や地域の自治活動に参加したことがある市民の割合	29.0%	26.3% (2016 年)

卷末資料

資料 1 岸和田市みどりの基本計画 用語集

用語	解説
あ行	
アイストップ	人の注意を向けるように意識的に置かれるもの。日本庭園では石灯籠や石塔等がアイストップの役割を果たしている。
アドプトフォレスト制度	大阪府が、事業者等と森林所有者の間に立ち、事業者が森づくりに参画するための制度。
ESD (いー・えす・でいー)	Education for Sustainable Development の略。環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。
井堰 (いぜき)	川の水を取るため、せき止めたところのこと。堰とは農業用水、工業用水、水道用水等の水を川から取るために、河川を横断して水位を制御する施設で、頭首工 (とうしゅこう) や取水堰 (しゅすいぜき) とも呼ばれる。
一時避難場所	災害発生時に、地域住民が一時的に避難できる概ね 1ha 以上の場所。本市では市立小学校グラウンド、市立中学校グラウンド、市立産業高校グラウンド、都市公園、運動広場等が指定されている。
インフラ	インフラストラクチャー (infrastructure) の略称。道路、河川、鉄道、公園、水道、ごみ処理施設等の主に公共事業で整備される社会基盤施設。
AR (えー・あー) 技術	Augmented Reality の略。拡張現実感とも訳される。実際の景色、地形、感覚等にコンピュータを使ってさらに情報を加える技術。
エコ・コンパクトシティ	都市内の中心市街地、主要な交通結節点周辺等から、都市機能の集積を促進する拠点 (集約拠点) を位置付け、集約拠点と、その他の地域とを公共交通を基本に連携させる拠点ネットワーク型の集約型都市構造のこと。
エコツーリズム	自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかたのこと。
エコロジカルネットワーク	野生生物が生息、生育する様々な空間 (森林、農地、都市内緑地、水辺、河川、海、湿地、湿原、干潟、藻場、サンゴ礁等) がつながる生態系のネットワークのこと
NPO (えぬ・ぴー・おー)	Non-Profit Organization または Not-for-Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

用語	解説
大阪府自然環境保全条例	大阪府環境基本条例の理念にのっとり、自然環境の保全、回復及び活用、緑の創出並びに生態系の多様性の確保を推進することにより、豊かな自然と人とが触れ合う場が確保され、ヒートアイランド現象の防止をはじめとする都市環境の改善がなされる等、広く府民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の府民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする条例。
オープンスペース	公園、広場、河川、樹林地、農地等の建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空き地の総称。
か行	
街区	市街地で、道路に囲まれた一区画のこと。
街区公園	都市公園。もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
架空線	送電、配電のため、空中に架けられている電線等のこと。
かまどベンチ	平常時は通常のベンチとして使用し、災害時などにはかまどとして利用できるように工夫されたベンチ。
幹線道路	都市間の主要地点を結び、道路網の骨格を形成する道路。
岸和田駅東・花いっぱい推進プロジェクト	子ども達が植えた花を地区内の事業者、住民の方々に配り、育てる、世代を超えた多くの人々の参加によるまちづくり活動。
きしわだ自然友の会	きしわだ自然資料館とともに活動しつつ、より深く自然と関わりたいという人たちが集うグループ。野外観察会や合宿を開催したり、会誌を発行したりするなど、自然と自然史科学に関するさまざまな事業を実施している。
協働	市民（市民活動団体）と行政がそれぞれの責任と役割分担に基づき、お互いの特性を理解・尊重して、補完・協力しながら、対等な関係で連携・活動すること。
近郊緑地保全区域	無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として指定されるもの。 首都圏では首都圏近郊緑地保全法で、近畿圏では近畿圏の保全区域の整備に関する法律により指定される。
景観形成市民団体	岸和田市景観条例に基づき、市長が、良好な景観形成に寄与する活動を行う市民の団体またはその団体を支援しようとする NPO を認定することができる。

用語	解説
景観法	我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定、その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする法律。
健康遊具	ストレッチや簡単な筋力トレーニングなどの運動ができる大人向けの遊具。
建築限界	道路、歩道、自転車道において、構造物等により車両や歩行者の交通の安全性・円滑性に支障をきたすことを防ぐため、構造物を配置してはならない一定の幅、一定の高さの範囲。
広域避難場所	火災の延焼拡大によって生ずる輻射熱、熱気流から市民の安全を確保できる場所であって、概ね10ha以上の広さのある空地等に、想定される避難者1人あたり概ね1㎡以上の有効面積を確保できる場所。
公共還元型の収益施設	公園内のカフェやレストランが代表例。民間事業者が収益を活用し、公園内の広場等を整備することができる。
後方支援活動拠点	大規模災害発生時に被災者の救出救助等にあたる広域的支援部隊が、活動拠点として集結、駐屯する場所。
国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省に設置された国立の政策研究機関で、社会保障と人口問題の政策研究を行う。
さ行	
里山	里地里山とも呼ばれ、原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域概念。
市街化区域	既に市街地を形成している区域と概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図ることとされた区域。
市街化調整区域	農林漁業の環境を守り、無秩序な市街化を抑制するため、農林漁業用の建築物等や一定の要件等を備えた計画的開発などを除き、開発行為等が抑制された区域。
自然環境保全地域	大阪府自然環境保全条例に基づき、貴重な自然環境を有する地域の保全を推進するために、大阪府が指定した地域。
指定管理者制度	都市公園等の公の施設の管理運営を民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するための制度。
児童遊園	児童福祉法第40条に規定されている児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操をゆたかにすることを目的とする施設。

用語	解説
市民	地域社会（岸和田市）を構成する構成員。本計画書では岸和田市外に住み、市内に通学や通勤する人々も含める。
市民緑地	市民緑地制度を参照。
市民緑地制度	都市緑地法に基づき、土地所有者や人工地盤、建築物などの所有者と地方公共団体または緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。
社人研	国立社会保障・人口問題研究所を参照。
就農支援	新たに農業を始める新規就農者に対して就農に向けた相談、情報提供、農業技術の習得などの支援を行うこと。
植生	ある地域に生育している植物の集団。
社叢林	神社に付随して参道や拝所を囲むように維持されている森林。鎮守の森とも呼ばれる。
スマート農業	農業分野にロボット技術や人工衛星を活用したリモートセンシング技術、クラウドシステムをはじめとした ICT を活用し、超省力、高品質生産を実現する新たな農業のこと。
生産緑地地区	公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保を目的に、都市計画で定められる地区。
生産緑地法	都市計画と農林漁業の調整を図りながら、良好な都市環境を形成する目的で制定された法律。1974（昭和 49）年制定。
生態系ネットワーク	野生生物の生息地間を結ぶ、野生生物の移動に配慮した連続性のあるネットワークされた森林や緑地等の空間。
生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのことで、多くの種類の動植物がいる「種の多様性」、森林、里地里山など様々な環境がある「生態系の多様性」、同じ種類でも異なる遺伝子を持つ「遺伝子の多様性」の 3 つの多様性がある。
世界灌漑施設遺産	かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資することを目的として、国際かんがい排水委員会(ICID)が建設から 100 年以上経過し、かんがい農業の発展に貢献したもの、卓越した技術により建設されたもの等、歴史的、技術的、社会的価値のあるかんがい施設を登録・表彰する制度。 登録により、かんがい施設の持続的な活用・保全方法の蓄積、研究者・一般市民への教育機会の提供、かんがい施設の維持管理に関する意識向上に寄与するとともに、かんがい施設を核とした地域づくりに活用されることが期待される。
潜在自然植生	人間によって伐採や植林等の手が加えられた植生からその影響がなくなった場合に、気候や立地条件から成立する自然植生を理論的に類推したもの。

用語	解説
た行	
多自然川づくり	治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、また、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめるとする自然環境に配慮した河川工事のこと。
地域制緑地	法律、協定、条例等によって、その土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地。
地区計画	地区の課題や特性を踏まえてまちづくり目標を設定し、その実現に向けて詳細な建築物の用途、形態規制を定めたり、身近な道路、公園の整備を誘導することで、それぞれの地区の特性にふさわしいまちを創出または保全する計画。
伝統的農業システム	社会や環境に適応しながら継承されてきた伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた維持されてきた土地利用、文化、生物多様性等が相互に関連して一体となったもの。
天然記念物	文化財保護法に基づき、文部科学大臣が指定する、動物、植物及び地質鉱物でわが国にとって学術上価値の高いもののこと。大阪府や市が条例に基づき指定するものもある。
道路構造令	道路法第30条第1項および第2項の規定に基づき、道路を新設し、または改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めた政令。
特定植物群落	同じ場所で一緒に生育している、ひとまとまりの植物群を植物群落といい、日本に存在する植物群落のうち、規模や構造、分布等において代表的・典型的なもの、代替性のないもの、あるいはきわめて脆弱であり、放置すれば存続が危ぶまれるものなどの8つ基準に沿って選定されたもの。
都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。
都市計画公園	都市公園を参照。
都市公園	都市公園法に基づき、国および地方公共団体が設置し、都市計画区域内に配置する公園または緑地のこと。 このうち、都市計画法で規定する都市計画施設である公園として、都市計画において名称、種別、位置、区域、面積が定められているものを都市計画公園という
都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。
土砂災害危険箇所	土砂災害が発生するおそれのある箇所として一定の条件のもと抽出した箇所であり、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の総称。

用語	解説
都市緑地法	都市において、緑地を保全するとともに緑化を推進することにより、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする法律。
都市林	主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園。都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。
な行	
二次林	自然林が人の手によって伐採されたことのない樹林をさすのに対し、伐採や消失後に成立した樹林をさす。本市での主な二次林は落葉広葉樹のアカツク群集やコナラ-アベマキ群集であり、スギ等の針葉樹林は含まない。
年少人口	人口統計における0歳から14歳までの人口。
農業振興地域	市町村が将来的に農業上の利用を確保すべき土地として指定した区域。農地転用は禁止されている。
農用地区域	農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地等の生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地。
は行	
パークマネジメント	都市や公園の特性に応じた都市公園の管理運営を行う取組のこと。
バイオマス	もともと生物 (bio) の量 (mass) のことであるが、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源 (化石燃料は除く) をいうことが多い。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトン等の有機物がある。
ハイカー	ハイキングをする人。
バリアフリー	障害者、高齢者等が社会生活を営む上での障害 (バリア) をなくすこと。バリアには段差などの物理的なもののほか、意識上のもの、制度的なものなどがある。
PFI (ぴー・えふ・あい) 事業	Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。
ヒートアイランド現象	人間活動が原因で都市の気温が周囲より高くなることをいう。地図上に等温線を描くと、高温域が都市を中心に島状に分布することから、このように呼ばれる。
ビオトープ	本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に、開発事業等によって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭等に造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。

用語	解説
ファーマーズマーケット	農業者が自ら販売、運営する農産物等の販売施設。
風致地区	生活に潤いを与え、緑に富んだ快適な都市環境を維持することを目的として、樹林地、丘陵地、水辺地等の良好な自然的景観に富んでいる区域や、良好な住環境を維持している区域、古墳等の歴史的意義のある区域などを指定する制度。
保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。
ま行	
マッチング	要望に見合った対象（人材、団体等）を見つけ出し、紹介すること。
マンホールトイレ	下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するもの。
水辺	河川、池、海浜等の水面に近接した岸の周辺。
みどり法人 (緑地保全・緑化推進法人)	都市緑地法に基づき、市区町村長が指定する緑地の保全や整備を行なう NPO 法人、一般社団法人、一般財団法人、その他の営利を目的としない法人、都市の緑地の保全および緑化の推進を目的とする会社のこと。
モニタリング調査	継続的に観測や調査を行い監視すること。
や行	
遊休農地	農地法において ① 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地 ② その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地（①を除く）と定義される。
養魚池	魚を飼育、繁殖させるための池。
ら行	
ライフサイクルコスト (LCC)	設計・建設から維持管理・解体まで建物の一生涯にかかる費用。
ランドマーク	景観を構成する要素の1つで、ある都市や地域の目印となる象徴的な特徴を持つもの。
緑陰	樹木の枝葉が茂ってできる日陰。
緑地協定（制度）	土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。

用語	解説
緑被率	ある一定の土地の面積に対する緑被地（樹林、樹木、農地、草地等に被われた土地）面積の割合。 なお、みどりの大阪推進計画で定義される緑被率に農地は含まれていない。
緑化率	敷地面積に対する建築物の緑化施設（植栽、花壇その他の緑化された施設など）の面積の割合。
林相転換	針葉樹から広葉樹等、森林を構成する樹種を転換すること。
老年人口	人口統計における 65 歳以上の人口。
6 次産業	農業や水産業（1 次産業）等が食品加工（2 次産業）、流通販売（3 次産業）にも業務展開している経営形態を表す造語。
わ行	
ワークショップ	本計画では、市民、行政等関係者が集まり、例えば公園の整備計画の策定などに当って、意見を出し合う場を指す。

資料 2 岸和田市緑地保全等審議会委員名簿

	委員名	資格等	期 間
会長	下村 泰彦	学識経験者	平成 28 年 9 月 23 日～平成 30 年 3 月 23 日
委員	佐久間 康富	学識経験者	平成 28 年 9 月 23 日～平成 30 年 3 月 23 日
委員	田口 雅士	学識経験者	平成 28 年 9 月 23 日～平成 30 年 3 月 23 日
委員	田中 知子	学識経験者	平成 28 年 9 月 23 日～平成 30 年 3 月 23 日
委員	堀野 涼子	学識経験者	平成 28 年 9 月 23 日～平成 30 年 3 月 23 日
委員	眞 俊二	市民公募委員	平成 28 年 9 月 23 日～平成 30 年 3 月 23 日
委員	森野 登美子	学識経験者	平成 28 年 9 月 23 日～平成 30 年 3 月 23 日

注 1) 委員については 50 音順

注 2) 敬称略



岸和田市

岸和田市みどりの基本計画

発行 建設部 水とみどり課
〒596-8510
大阪府岸和田市岸城町7番1号
Tel 072-423-2121(代)
Fax 072-423-4644
